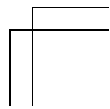
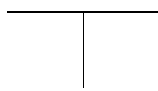
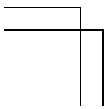
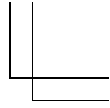
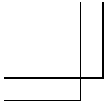


広島県立文書館資料集  
3

村上家乗  
慶応二年

広島県立文書館



## i 凡例

## 凡例

- 一 本書は、広島県立文書館資料集<sup>3</sup>として、広島大学文学部日本史研究室が所蔵する「家乗続編 卷廿三 慶応二年」を、「村上家乗 慶応二年」として刊行するものである。
- 一 本文の表記法は、原文の形に沿うようにつとめたが、読者の便宜のため、次のように改変を加えた。
- 1 原本には本文のほかに頭書があり、本書ではその体裁をできるだけ尊重して組版を行なったが、都合上、頭書の位置を変更した部分もある。
- 2 漢字は、原則として新字体を用いた。異字・当て字・俗字・略字・古字等は、通用の正字体に統一するようにつとめた。なお、当時一般に慣用されていた誤字・当て字は改めなかった。また、并(ならび)は小字で示した。
- 3 変体がないは、原則としてひらがなに改めたが、助詞に用いられている而(て)・江(え)・者(は)・茂(も)・与(と)と、而已(のみ)は、小字で示した。また、合体字<sup>カ</sup>(より)はそのまま用いた。
- 4 漢字の反覆に「々」「や」「ん」を用いているものは、「々」に統一した。「く」は原文のままとした。
- 5 原本の振りがなはそのまま残した。
- 6 本文中、記入がない部分や文意が通じない部分には(ママ)、推定できるものには( )、なお疑問が残るものには( )、カ、脱字があると判断される部分には( )、脱カ、誤って重複したと判断される箇所には(衍カ)などと、それぞれ傍注を付した。
- 7 原文の虫損などで読めない部分は( )とした。その場合(虫損)などと傍注を付した。

- 8 適宜、読点(、)および並列点(・)を付した。
  - 9 平出・闕字は省略した。
  - 10 著者自身が文字を抹消または訂正した部分は、抹消文字の左傍に「~~」~~を付し、訂正文字があればこれを右傍に記した。また、抹消した文字が不明な部分は~~」~~とした。なお、著者が返り点や線を加えて誤記を訂正している場合は、訂正後だけを示し、とくに注記しなかった。
  - 11 著者自身が貼紙をして文字を抹消した部分は、抹消した文字も残し、その部分を右傍に「~~」~~で示した。貼紙に朱字がある場合は、「~~」~~」などと記して適宜その内容を「~~」~~」で示した。
  - 12 著者が転記した部分には転記確認したという趣旨の「スミ」と朱書した貼紙があるが、これは省略した。
  - 13 内容上、補足説明を要する部分に\*を付し、注として巻末にまとめた。
  - 14 人権擁護の立場から、一部地名を~~」~~で伏せた部分がある。
  - 15 その他必要に応じて( )で傍注を付した。
- 読者の便宜のため、巻末に村上家乗関係系図、村上彦右衛門略譜、および人名・寺社名索引を付した。
- 本書の「村上家乗 慶応二年」は、平成十一年七月から十五年六月まで、広島県立文書館古文書解読同好会第二グループのテキストに利用し、解読を行なった。
- 本書の解題・注は西村晃(主任研究員)が、組版は長沢洋(同上)が担当した。なお、補論一は和田敏子、補論二は湯川昇一・志俣陽子・野上光子・村上定(以上、古文書解読同好会第二グループ会員)が担当した。

iii 目次

目次

凡例

解題

補論一

補論二

村上家乗 慶応二年 ..... 一

正月 ..... 二

二月 ..... 九

三月 ..... 六

四月 ..... 三

五月 ..... 三

六月 ..... 四〇

七月 ..... 四九

八月 ..... 五五

九月 ..... 六三

十月 ..... 六九

十一月 ..... 七六

十二月 ..... 八二

注	.....	九
村上家業關係圖	.....	(15)
村上彦右衛門略譜	.....	(11)
人名・寺社名索引	.....	(1)

## v 解題

## 解題

## 一 「村上家乗」について

「村上家乗」は、広島藩家老の東城浅野家に仕えた村上家、第四代村上勇蔵信志(一七五三―一八〇八)、第六代星右衛門邦韶(一七九三―一八四六)、第七代彦右衛門邦裕(一八一四?)が三代にわたって書き残した日記である。「家乗」という表題から明らかのように、これらは個人的な日記というより、家の記録、一家の歴史という性格を色濃く有している。現存するのは安永七年(一七七八)から明治十四年(一八八一)まで、欠落した年次も一部あるが、約百年間にわたる日記である。彦右衛門が村上家継承前に記した日記五冊を含めると全部で二一九冊からなる。これらの原本は広島大学文学部日本史研究室が所蔵している。これらは、かつて広島県立図書館によって昭和四十四年(一九六九)八月十八日から二十九日にかけてマイクロフィルムに撮影され(ただし彦右衛門の続編巻之二十一、慶応元年分一冊と、同人の前述した継承前の五冊については撮影漏れ)、そのフィルムと紙焼本は、現在、広島県立図書館が保管し、所蔵者の承諾を得て公開している。

「村上家乗」全二一九冊の構成は次の通りである。

まず、第四代勇蔵は安永六年(一七七七)から日記をつけたと思われるが、この年のもの(巻之二)は失われており、現存する勇蔵の日記は巻之三から三十一までである。巻之二(安永七年)は乾・坤・旅行之巻、巻之三(同八年)は上・中・下の三冊、巻之四(同九年)は天・地・人之上・人之下の四冊である。巻之五(同十年)から巻之十一(文化四年)までは春・夏・秋・冬の各四冊からなる。天明二年(一七八二)までは「家史」という表題であったが、天明三年から「家乗」に変更している。巻之三十二(文化五年)の「家乗」は、勇蔵が五月七日に死去したため、春(三月二十八日まで)で終わっている。以上、勇蔵の「家乗」は全二一九冊である。

村上家では勇蔵の跡を養子の五代藤次郎(能称院)が継いだ。直後の文化五年(一八〇八)八月二十四日に死去したため、広島藩家老上田家に仕える木野家から急遽養子に入った六代清九郎(文政八年に星右衛門と改名)が家督を継ぎ、「家乗」を書き継ぐことになる。

六代清九郎(星右衛門)の「家乗」は文化五年(一八〇八)十月十八日に始まる。これは清九郎が村上家の家督を継いだ日である。当初は勇蔵の「家乗」を踏襲し、その年は「卷之三十二冬」、翌年は「卷之三十三(春・夏・秋・冬の四冊)としたが、文化七年からは表題を「家乗後編卷之一」と改め、一年四冊だった構成も文化十四年から通年一冊に改めている。星右衛門の「家乗」は天保十三年(後編卷之三十三)二月二十五日で終わる。以上、星右衛門の「家乗」は全五九冊である。天保十三(一八四二)年正月二十一日、中風を病んだ星右衛門は退隠を願い出るがすぐには許されなかった。隠居して家督を息子の角人(嘉永四年に彦右衛門と改名)に譲るのは天保十五年正月二十七日のことである。星右衛門は中風のため記述を続けることができなかつたためか、約二年間「家乗」は中断している。

最後の七代角人(彦右衛門)の「家乗」は、天保十五年(弘化元年、一八四四)正月元日に始まる。その冒頭には「家乗外篇卷之七」とあり、その右傍に「続編卷之一」と朱書している。角人は、家督を継ぐ以前、天保九年から日記を書き始め、これに「家乗外篇」と名を付けていたこと、及び、十五年正月二十七日に父星右衛門から村上家の家督を継いだことにより、これを「家乗続編」と改題し、村上家「家乗」を継続したことがわかる。「外篇」は天保九年から十四年まで、十三年を除く五冊が現存する。「家乗」が終わるのは明治十四年(一八八二)十二月三十一日(続編卷之卅八)である。この年の一月十五日、継母(慈君)が九十二歳(数え年。以下同)で死去したことを契機に、広島県退職後に就任していた共済社頭取を辞職し、広島島の財産などを整理して上京し、十月二日に海軍省に奉職している養子敬次郎のもとへ身を寄せたためである。この間、「家乗続編」は一部欠落した部分がある。それ



## vii 解題

は、明治二年十二月二十二日から同三年一月三十日まで、同年十二月十七日から晦日まで、同四年八月五日から十月三十一日まで、同年十一月十六日から三十日まで、同年十二月九日から七年五月二十日まで、同年八月四日から十日まで、同八年一月十四日から三月三十一日まで、同年四月五日から二十日までである(その他旅行等のため数日分漏れがある)。また、明治五年と六年の「家乗」(巻之廿九と三十)は現存していない。以上、彦右衛門の「家乗」は、家督継承前の五冊の日記をあわせ四一冊が残る。

今回『広島県立文書館資料集』として刊行するのは、七代彦右衛門が記した「家乗 続編巻之廿三 慶応二年」である。表紙を含め半紙二つ折り、八九丁で、毛筆で記されている。表紙は二ツ目で紙縫で綴じられている。

## 二 家老東城浅野家について

次に、村上家の主家、広島藩家老・東城浅野家について触れておきたい。

元和五年(一六一九)、広島藩主福島正則が改易となり、浅野長晟が和歌山から広島藩主(四万六千五百〇〇石)として広島城へ入城した。その年、長晟は当時の四家老に対して知行割を行い、浅野知近に三吉三万石、浅野忠吉に三原二万八千〇〇石、上田重安(宗箇)に小方一万石、亀田高綱に東城七千〇〇石が宛行われた。このような藩境への重臣配置は外敵の侵入を防ぐという軍事的な理由からであった。その後、同年に浅野知近が長晟に成敗され、寛永元年(一六二四)に亀田高綱も広島から退去し、家老は一家だけとなっていたが、寛永十八年、浅野高英が東城に居館を与えられ、家老として配されることになった。そしてこれ以降、東城浅野家(一万石)は、三原浅野家(三万石)、上田家(一万七千〇〇石)とともに、明治二年(一八六九)の版籍奉還に伴い、道敏が禄高を返上するまで広島藩家老の地位にあった。

東城浅野家は元の姓が堀田であるため堀田浅野家とも呼ばれている。浅野高英の父、浅野孫左衛門高勝は天

文七年(一五三八)に尾張国津島で生まれ、前名は堀田助左衛門尉道世(または道也)といった。始め明智光秀に仕えたが、天正十年(一五八二)浅野長政に仕官し七歳の嫡子長満丸(幸長)の傳役となり、文禄二年(一五九三)までには浅野の姓を名乗ることを許された。浅野幸長は、慶長五年(一六〇〇)に紀伊国三七万六五〇〇石の領主となると、高勝に粉河城三万石を用意したが、高勝はそれを断り同十八年に京都で没した。高勝には三郎という遺児があり、幸長は和歌山に呼び寄せようとしたが果たせず没し、幸長の跡を継いだ長晟がその遺志に従い三郎を召し出した。これが浅野高英である。高英は長晟の広島入封時には六〇〇〇石余であったが、寛永五年(一六二八)に二〇〇〇石の加増を受け、同十八年にはさらに二〇〇〇石の与力知を付けられて都合一万石九斗二升四合となり、家老として東城に配されることとなった。高英以降の諱と当主年代は、順番に(1)高英(一六一五～一六六四)、(2)高次(一六六四～一六七九)、(3)高尚(一六七九～一七〇二)、(4)高方(一七〇二～一七二五)、(5)俊峰(一七二五～一七五四)、(6)高明(一七五四～一七六五)、(7)道寧(一七六五～一七八六)、(8)高景(一七八七～一八〇二)、(9)高通(一八〇二～一八〇七)、(10)高平(一八〇七～一八二五)、(11)道博(一八二五～一八四八)、(12)道興(一八四八～一八六九)、(13)道敏(一八六九)である。

東城浅野氏の知行地二万石九斗二升四合は、安芸国佐伯郡六ヶ村、安芸郡二ヶ村、高宮郡三ヶ村、山県郡二ヶ村、高田郡三ヶ村、賀茂郡三ヶ村、豊田郡一ヶ村、備後国世羅郡五ヶ村、奴可郡七ヶ村、計九郡三三ヶ村にあつた。知行地は他の家老と比べ集中性が薄く、芸備両国内に散在し、本拠の東城町がある奴可郡よりもむしろ佐伯郡や世羅郡の方が多いことが特徴である。また他の家老は原則として一村丸抱えであったのに対して、東城浅野家の場合、三ヶ村のうち一八ヶ村で他の広島藩士(または明知)との相給知となっている。寛永十八年(一六四一)、東城浅野家が家老に就任する際、本藩から二〇〇〇石の与力知が与えられている。これらの与力知は本藩の馬廻りから家臣同様に付けられた一〇名と、東城浅野家十二名からなる与力二名に与えられたが、こ

## ix 解題

れらもすべて広島藩士との相給知となっている。

東城浅野家の家臣団は、享保十二年(一七七七)の「浅野越前侍帳」によると、家臣(侍)数は六三名で、このうち知行取の者が二五名(与力二名を含む)、中小姓三八名(医師四名を含む)であった。この家臣のほかには歩行組四五名(役懸かり坊主を含む)、足輕組四七名(役付きを含む)、船手の者九名、小人一三名(手回り・馬取りを含む)が所属しており、総勢は二七七名である。同年の三原浅野家の家臣総勢は七三〇名余、上田家は四三五名であり、東城浅野家の家臣は、知行高に応じ三家老の中では最も少ない。

幕末の広島藩の家臣数は約五〇〇名であった。明治三年(一八七〇)に旧家老の家臣を移した後の士卒戸数が約六五〇〇名であるので、幕末の三家老合計の家臣数は約一五〇〇名となる。記載基準が異なるため集計の数字は合わないが、同二年の三家老の総家来数は、三原浅野家が四一八八名(男二〇五八名、女二二三〇名)、上田家は一二三六名(男七四八名、女三三八名、数値は史料記載のまま)、東城浅野家が九七二名(男六四九名、女三三三名)という数字も残っている。このように、軍事面では、家老家臣団は広島藩の中で大きな比重を占めていたことがわかる。

広島藩では、元禄(一六八八―一七〇四)頃までは三家老が年寄と呼ばれて月番交代で直接藩政を運営し、これに組頭の中から選ばれた一兩名が加判役に任じられて政務を補佐していた。しかし、浅野吉長の宝永六年(一七〇九)の職制改革により、家老は軍務を統括するものの、政務上では顧問格に棚上げされることになった(藩主参勤中の政務は原則として家老の下で処理され、重要案件のみ江戸に通知され指示を受ける)。家老に代わって政務を執ったのは従来の加判役から改称した年寄役である。

### 三 慶応二年の政治情勢について

本書は慶応二年(一八六六)の「家乗」である。この年は、第二次長州征伐(安芸口)によって広島藩領佐伯郡が

x

主戦場となり、同郡には大きな被害が出た。「家乗」の著者村上彦右衛門も浅野河内道興に随って、佐伯郡己斐村・石内村へ出陣し、戦争について見聞したことを克明に書き留めている。そこで、内容理解のため、第二次長州征伐に至る政治情勢を簡単にまとめておきたい。

慶応二年の東城浅野家当主は浅野河内(前名豊後)道興である。道興は先々代高平の長男として文化十二年(一八一五)に生まれた。道興出生直後に父高平が没したため、その跡は一族の近江国宮川藩主堀田正毅の二男孫左衛門道博が継いだ。道興が家督を継いだのは嘉永元年(一八四八)八月である。

その五年後にペリー艦隊が浦賀に来航し、国内は騒然となった。嘉永六年(一八五三)当時は年寄役今中丹後が政権を握っていたが、莫大な藩債を抱えるため軍備面で他藩に遅れをとっていた。外庄に対処するため軍備強化をはかるうとする改革派の藩士は、家老三原浅野家当主浅野遠江忠助と連絡を取り、政権交代を要求する上田主水安節・浅野豊後道興の三家老連名の建白書を提出した。その際は改革派への政権交代とはならなかったが、家老の発言権も次第に増し、安政二年(一八五五)十二月には言路洞開・人材抜擢・武備増強・財政充実などを骨子とする「頭書」を年寄に示してその実施を要求している。

安政五年に茂長(長訓)が藩主となると、辻将曹・野村帯刀・石井修理等の改革派有司が次々に年寄役に登用され、郡制改革、洋式軍制の採用、殖産興業政策などの藩政改革が実行に移された。そして文久二(一八六二)年八月、三家老と浅野遠江(三原浅野家隠居)を時々登城させ藩政に参与させることにした。

元治元年(一八六四)七月、長州藩は失われた京都での失地挽回を図って禁門の変を起こし敗走した。幕府は広島藩など二藩に長州藩追討の勅命を伝えた。七月二十四日、広島藩では不時に備えて藩境に家老の軍勢を派遣して警衛に当たらせている。浅野豊後は東城へ家臣菅平馬に銃兵一隊五二名を率いて出兵させ、上田主水も小方へ同様に兵を送っている。十一月十六日に征長総督徳川慶勝が来広したのと同様にして、広島には三万人を

## xi 解題

越す軍勢が集まった。長州藩では保守派が実権を握り、「恭順謝罪」の意向を示し、禁門の変の責任者として三家老の首級を征長督府に提出したため、第一次長州征伐は矛先を交えることなく終結した。

幕府の内部には総督の処置が寛大過ぎるという批判的な声が根強くあり、長州藩主父子などの江戸招致に固執した。一方の長州藩も、同年十二月に高杉晋作が奇兵隊を率いて下関で挙兵し、再び急進派が政権を奪取したことから、藩論も「武備恭順」へと変わった。この長州藩内の情勢の変化を察知した幕府は、長州藩主等の江戸招致を断念して將軍親征に決し、慶応元年（一八六五）四月に彦根・高田藩主等を旗本先手とし、広島藩など一藩に出兵を命じた。広島藩は芸州口の一之先を命じられた。しかし、この第二次長州征伐は再征の名目が明らかでなく、諸大名は批判的で、とくに薩摩藩は長州藩と密約を結んで幕府の出兵命令を拒絶した。幕府強硬派の老中小笠原長行は、同二年五月一日に、広島国泰寺で長州藩名代六戸備後助病氣欠席のまま一〇万石削封藩主父子の蟄居などを内容とする長州藩処分裁許を申し渡した。慶応元年十一月の彦根・高田藩兵を皮切りに幕府・諸藩兵が続々と広島へ集結し、一万二七〇〇人余が城下の商家・寺院に屯集している。

広島藩は戦争を未然に回避するため、長州藩の寛大処分を願って両者間を奔走したが、小笠原長行が広島藩年寄野村帯刀・辻将曹の両名を謹慎させるといふ拳に出ると、広島藩の少壮藩士は憤激し、反幕的な空気が醸成された。慶応二年五月十五日、世子浅野茂勲が藩士等の軽拳を誡めるとともに、同日、大目付寺田他人助率いる新組二隊等に出張を命じ、二十一日には番頭二川主税に一隊五六〇名を率いて小方まで派遣し国境警備に当たらせた。征長総督徳川茂承（和歌山藩主）と小笠原長行にわかって、老中本庄（松平）宗秀（宮津藩主）が先鋒副総督として着任すると、前後して野村・辻年寄の謹慎は解かれた。しかし、広島藩の努力も空しく開戦が決定すると、六月四日、広島藩は進撃しない旨を幕府に届け出、戦闘の意志がないことを示した。幕府も広島藩の征長先鋒の任を解いて、藩境の守備を命じた。

六月七日、幕府の軍艦が周防大島を砲撃して第二次長州戦争の火蓋が切って落とされた。芸州口では六月十四日、木野川を挟んで彦根藩が岩国藩・長州藩兵と一戦を交えた。しかし、両者の武力の差は歴然としており、彦根藩と高田藩兵は総崩れとなって退却した。その後は、征長軍は紀州藩などが中心となって大部隊を大野村や峠村まで進め、数度にわたって長州藩兵と戦いを繰り返したが、一進一退で決着がつかなかった。

芸州口開戦前日の六月十三日、浅野河内は、佐伯郡内の給知である石内村及び己斐村に隊長渡辺雅登以下銃砲隊二隊、一五〇人余を派遣している。戦闘が始まると、長州藩兵が広島まで進軍するという憶測もあって、非常警衛のため浅野河内自ら三〇〇名(村上彦右衛門も従軍)を率いて己斐村まで出張し、石内村の渡辺雅登隊もこれに合流した。紀州藩兵が大野村で戦った六月十九日、征長総督徳川茂承(紀州藩主)は、己斐村の浅野河内に使者を送って援兵を求めたが、河内は間道守備が目的の出兵であることを答えて応じなかった。この日、浅野河内軍は再び己斐村から石内村守衛のため陣を進めた。石内村では人数を補うため真武隊・真勇隊という農兵隊が取り立てられ、連日演習が行われている。

七月十二日、老中本庄宗秀(宮津藩主)は内密に停戦和平を画策し、大野村に駐屯している征長軍を後退させ、代わりに広島藩にその守備を命じた。十七日、広島藩は長州藩との衝突を避けるため、長州藩が藩境まで撤退するかわりに、津田・友田村に陣を張る広島藩兵も廿日市以東へ撤退することを約し、実行に移した。ところが長州藩はその約定を破って廿日市関門の通行を要求し、広島藩が拒否すれば兵力をもって通行することを告げた。このため広島藩と長州藩との間は一触即発の事態に陥り、広島藩は二十日、長州藩の通行を阻止し、士気を鼓舞するため廿日市の町家に自ら火を放ち退却した。二十一日、石内村の東城浅野家陣営にも「必死防戦之覚悟」が伝達され、陣営に緊張感が漲る様子が「家乗」に記されている。二十六日には広島藩から長州藩へ戦書が送られ、二十八日の攻撃が宣告されたが、征長軍と長州藩との間で相互撤退の交渉が進んでいることを理由

## xiii 解題

に、結局広島藩の参戦は猶予された。

八月六日、白砂村において広島藩と長州藩が会見し、休戦のための合意が成立した。こつしたさなかの七月二十日、將軍徳川家茂が大坂城で薨去した。幕府は喪を秘し、一橋慶喜を名代として出陣させようとしたが、征長軍は石州口・小倉口で敗走、八月十一日、小倉城が落城するに及んで慶喜の出陣は中止となった。九月二日、幕府軍艦奉行勝海舟が慶喜の命によって来広、厳島で長州藩代表と休戦交渉に当たった。これを機に、同四日、征長総督徳川茂承が帰坂したほか、征長軍は次々と広島を離れ、十九日には征長中止令が出されることになった。八月十三日、石内村に宿陣していた浅野道興に対して城下への引揚げが命じられ、彦右衛門もこれに随った。深江静衛率いる残りの家兵が全軍帰陣したのは九月十一日であった。

#### 四 村上家について

村上家の由来や家系については、系図や伝記などが伝わらないため詳しいことは不明である。したがって、三代にわたる「村上家乗」中に見える村上家に関する記事からそれらを推測するほかはない。ただし、筆者は「村上家乗」全二二〇冊を通読していないため、その全体を明らかにすることはできないので、ここでは判明したことだけ記すことにする。

村上家の系図は、同家の東城の菩提寺、浄土真宗徳了寺が持っていたが、惠燈が住持の時に紛失したため、村上彦右衛門自身もわからなくなっている。このため、彦右衛門は諸方に依頼して家の由来を突きとめようと努めている。その結果、三つの説が浮上している。

その第一は毛利家家臣説である。在東城の吉田与一右衛門(与力)は村上家系図について心配し、嘉永三年(一八五〇)正月に次のような情報を彦右衛門に伝えている。東城に逗留した医師岡部寛齋の母は、周防屋代島大島(の出身、同地の領主長州侯臣村上筑後)一五〇〇石長臣某の娘であり、村上家系図について詳しく知っていた

というのである。しかしこれについては、その後情報を得ることはできなかった。

第二は肥後説である。安政三年(一八五六)正月二十七日に徳了寺が「同寺縁起之如キ古帳」を携えて広島の村上家を訪ね、捜索の結果を回答している。関連資料を探しても村上家に関するものは見当たらなかったが、その「古帳」には、同寺六世幽照浄信の実家が村上姓、肥後八代の産で、細川家浪人であったことが記されており、先年恵燈より送られた「村上家武功私記」も同じ伝来であったことから、彦右衛門は自分の考えと符合し、恵燈の持っていた村上家系図も恐らくは肥後村上家系図であろうと推測している。

第三は佐伯郡中須賀村説である。佐伯郡中須賀村と関係があると渡辺四郎右衛門(用人)が伝えたため、文久元年(一八六一)四月ころ、彦右衛門の実弟森岡万之進を四郎右衛門に同伴させ現地を調査させたが、村上姓は世に多く、有力な情報を得ることはできなかった。

村上家がいつから東城浅野家へ仕えたかについても現在のところ不明である。しかし、初代慈眼院(俗名は三代目まで不明)は宝永二年(一七〇五)八月九日に死去しているので、それ以前であることは間違いない。二代目普照院は宝暦四年(一七五四)九月二十二日、三代目大融院は宝暦十一年四月二十一日に死去している。この大融院までは東城勤務で、墓所は東城の浄土真宗徳了寺である。

四代目勇蔵(常称院)は文化四年(一八〇七)十二月七日、五十五歳で「新知一〇〇石、足軽三人鎗持一人」を付けられ、家司役に抜擢されるが、その時の感慨を次のように「家乗」に記している。

予出生之時先君子尚歩卒也、予五歳之時先君子歩士ニ被擢、予十歳ニ而遺跡を継歩士と成、其後三十四歳ニ而御中小姓並、同年本格肩衣組、四十一歳ニ而知行取格御勘定奉行、四十九歳ニ而御用人、今年五十五歳ニ而新知拝領、御家司ニ被任、御家 極ニ至、古今寵遇を得候、人馬といへともまた予か如き人を不聞、不才不徳之身ニ而希代之御厚恩を蒙、行末冥加之程不堪戦慄候也



## xv 解題

また、六代目星右衛門は、天保六年(一八三五)十一月四日、龍泉院(東城浅野家第七代道寧)の五十回忌に当たり「家乗」頭書に次のように記している。

龍泉公者若狭道寧公与奉称、天明丙午霜月六日御逝去、当家祖考常称君御徒士組二而東城方御呼寄者此龍泉君之御時也

勇蔵は宝暦三年(一七五三)の出生であるので、三代目大融院は同七年に足輕から歩行組に取り立てられたことになる。勇蔵は、同十二年に十歳で村上家を相続して歩行組となり、天明二年(一七八二)三月、三十歳で主君浅野道寧の命によって東城から広島城下へ呼び寄せられ、以降広島城下で勤務することになった。勇蔵はその後、同六年に三十四歳で中小姓、本格肩衣組に取り立てられ、寛政五年(一七九三)に四十一歳で知行取格勘定奉行、享和元年(一八〇一)に四十九歳で用人、そして文化四年(一八〇七)には家司役と、全く異例ともいえる大抜擢を受けたのである。

五代目藤次郎(能称院)は、寛政十一年(一七九九)に十二歳で与力の藤川家から村上家に婿養子に入ったが、前述したように勇蔵死後の遺跡を継いだ直後の文化五年八月二十四日に二十一歳で急死した。

六代目星右衛門(超徳院)は、天保十五年(一八四四)正月、病のために隠居して七代角人(彦右衛門)に家督を譲り、その二年後の弘化三年(一八四六)三月十六日に五十四歳で死去した。そのとき角人は父星右衛門について次のように「家乗」に記している(原文は振りがな付の漢文、読み下しは筆者)。

大人諱八邦韶、字八九成初名信度、字君節、南堀ト号シ玉フ、初清九郎ト称シ玉ヒ、後星右衛門ト改メ玉フ、実八上田氏家臣木野文右衛門政章君第九ノ子、能称君病革ナルニ及ヒ、子無キヲ以テ公ニ請テ嗣ト為シ玉フ、時ニ文化五年戊辰八月、大人実ニ年十六矣、而遺跡ヲ続キ玉フ之後家事ニ祖母君ニ謀リ玉ヒ乎、善ク自ら之ヲ処玉ヒ、敢テ他人之指揮ヲ要メ玉ハズ、初俸十口、後数々俸ヲ加ヘ遂ニ采地百石ヲ賜ニ、家事参務ト

為ス、其間褒賞<sup>コホウシヨウクガヘ</sup>拜除算<sup>ニ</sup>フルニ違アラス、具ニ家乘<sup>ニツキ</sup>ニ存ス、人ト為リ温良恭儉淡泊、嗜慾寡シ、容貌羸弱ナルカ若クニシテ、而志氣勇壯、所謂富貴モ淫ルコト能ハズ、貧賤モ移スコト能ハズ、威武モ屈スルコト能ハズ者、大人之ニ近シ矣、幼自リ学ヲ好ミ玉ヒ、詩ヲ能シ玉フ、而性強記、頗ル国家ノ故事ニ通シ玉フ、而乃家ヲ治メ玉フノ如キニ至リテハ、一ニ法ヲ祖訓ニ守リ玉ヒ、君ニ事ヘ玉フハ専ラカヲ職掌ニ竭シ玉フ、曾テ祖母君ニ事ヘ玉フテハ親愛倦ミ玉ハス、先妣及慈君、裕及弟妹ヲ養ヒ玉フテハ、教戒具ニ至リ玉ヒ、長ヲ敬シ玉ヒ、幼ヲ慈玉ヒ、同僚ニ和シ玉ヒ、故旧ヲ厚シ玉フコト皆至誠自リ発シ玉フ力、是裕曾テ窃力ニ自ラ喜ヒ以テ外人ノ及バザルト為ス所以也、天保十三年壬寅春中風ヲ病玉フテ遂ニ全癒玉ハス、同年六月書ヲ奉テ致仕<sup>コイキユキ</sup>請玉フ、允サレス、同十五年甲辰正月再ヒ請玉フ、允サル、懇命アツテ衣服ヲ賜ヒ、即日裕ニ命シテ家祿ヲ嗣シメラル、祿仍旧<sup>ソノマタ</sup>、続テ又命シテ先職<sup>テシマフ</sup>ヲ嗣、亦皆大人之賜也、此自リ復タ世事ヲ躬シ玉ハズ、優遊自適シ玉ヒ、日々書ヲ看玉ヒ、若クハ散步<sup>コホウ</sup>ヲ以テ樂ト為玉フ、今茲三月十六日門外散步<sup>コホウ</sup>之中前症暴発、人ニ扶ラレテ家ニ歸リ玉ヒ、俄頃而逝シ玉ヘリ矣、嗚呼天耶命耶、哀哉、翌十七日夜戌刻妙慶教院堂南園ニ葬ル、法諡超徳院雲外南垆居士ト曰、行年実五十四矣、嗚呼哀哉

星右衛門は、上田家家臣木野文右衛門政章(一〇〇石)の九男で(巻末の系図参照)、文化五年(一八〇八)十月十八日、十六歳で勇蔵の娘阿重の婿養子として村上家に入家した。当初は一〇人扶持であったが、天保四年(一八三三)四月二日に四十一歳で一四人扶持、用人並、御米銀並びに御知行所引受(役料は並の通り)を命じられ、足輕一人を付られている。天保九年二月一日には四十六歳で新知高一〇〇石、用人役(御役料・足輕並の通り)となり、四代勇蔵の資格に復した。星右衛門の室阿重(勇蔵の娘は角人・お順(早世)・万之進(森岡家を相続)を生んだが、文政十三年(一八三〇)三月二十二日に死去した。続いて勇蔵妻の阿古代(信楽院)も天保三年(一八三二)四月二十七日に死去したため、家事にも困り三原浅野家家臣吉光軍右衛門の娘お仙(慈君)が妾の会釈で村上家へ迎えら

## xvii 解題

れている(万延元年に彦右衛門から願い出て母の会釈とする)。お仙は星右衛門との間にお梅(辻清人室)・庫吉(早世)をもつている。

七代彦右衛門の年譜は巻末の略譜に譲ることとして詳しくは述べないが、先代までとは異なり、弘化元年(一八四四)の相続(三十一歳)当初から父の禄高一〇〇石をそのまま賜り、用人役を振り出しに、「出衛(東城浅野家先代の庶子)御用向引受」を経て、万延二年(一八六一)二月十五日には四十八歳で足知二〇石を加えられ、一五〇石家司役を命じられている。ここに及んで彦右衛門は次のような感慨を「家乗」に記している。

予不肖之身候得共、先考之庇護、祖考之余慶二頼而卅一歳ニして先役ニ被擢、当年迄十有五年、四十八歳ニして当御役を被命、祖考之先職を襲、殊ニ禄も御足知共百五拾石之高と至、先前方之御役屋敷を被下候者実ニ身ニ不応冥加不堪恐懼事共也

明治二年(一八七〇)十二月、広島藩では家老職が廃止され、彦右衛門(明治元年に裕と改名、後に三郎次、邦裕と改名)を始め三家老の家臣は広島藩に登庸されることになる。当時知行高三〇〇石であった彦右衛門は士族下士、禄一五石となり、権少属、農務係となるが、明治四年七月に廃藩置県を迎える。直後に発生した武一騒動では農民説諭、暴動鎮撫のため、高田・高宮・山県・佐伯の各郡を回っているが、残念ながらこの頃の「家乗」は残されていない。廃藩置県後は広島県権大属となり、農務係、民事勸業係、租税課を歴任して鉄山検査のために県内から島根県まで回り、明治七年十二月には「国史編修主任」を命じられている。翌明治八年六月をもって広島県を依願退職し、その後は士族授産のための金融会社、共済社の頭取に選挙され、明治十四年まで勤めるが、継母の「慈君」がその年一月に死去したこともあり、十月までに広島島の財産などを整理し、東京の海軍省に勤務する養子敬次郎のもとに夫婦で身を寄せるようになる。彼が残した「家乗」もこの年で終わり、没年を始めとしてこの後の邦裕(彦右衛門)の動向については今のところ明らかにならない。

## 五 村上彦右衛門をとりまく人々

村上彦右衛門の家族・親類については巻末の「村上家乗関係系図」を参考にさせていただきたい。また、本文にも注をつけたので、ここでは簡単に述べるに留める。室(家小)は上田家臣木野左守の娘(一馬妹)で彦右衛門とは従姉妹の関係になる。二人の間には正介・松濃・幾三郎・他三郎・長槌(千代雄槌)という四男一女が生まれたが、千代雄槌の七歳が最高で、いずれも文久三年(一八六三)四月までに早世している。そこで、彦右衛門は同年八月、堀尾勝登(与力)の弟で、「好資質」、記憶力は「格別秀逸」と評判であつた敬次郎を養子(彦右衛門に娘が生まれた場合は婿養子にするため当面「厄介」の名目で)に迎えた。

この敬次郎(一八五三―一九二九)は慶応二年(一八六六)の広島藩江戸留学生(五〇名)の一員に選ばれ、明治二年(一八六九)には、藩士田口太郎に率いられて英国に留学した。同七年に帰朝した後は一時広島英語学校の教員となつたが、同九年に上京して海軍省に出仕し、以後海軍関係の法律等の調査にあつた。日清戦争では呉鎮守府監督部長として功があり、同三十年に主計總監に昇進し、海軍省経理局長となつた。北清事変や日露戦争でも功があつて同四十年九月には、諸侯・家老や明治維新の功労者以外では広島県出身者としては唯一の爵位(男爵)を授けられた。敬次郎の子隆吉(一九七七―一九三四)は神奈川県に勤めた後に農商務省に入省し、水産講習所教授・特許局長、農商務省水産局長などを歴任した。その死後は女戸主となつたため爵位を喪失している。

星右衛門と「家小」の実家である上田家臣木野一馬にも男子だけでも三名があつたが、いずれも早世し、慶応二年二月八日の一馬死去後は、同じ上田家臣丹羽正蔵の弟謙造が跡を継いでいる。また、星右衛門の兄又左衛門も上田家臣水谷家の養子となり、その跡は養子の八十郎(後の、広島県師範学校長水谷貞)が継いだ。なお、謙造・八十郎は敬次郎ともども慶応二年の江戸留学生に選ばれている。

彦右衛門の同母弟万之進(一八三三―一八六八)は天保四年(一八三三)に十一歳で、東城浅野家臣森岡十兵衛の

## xix 解題

養子になった。室(弟婦)との間には佐代・ます・ゆき(早世)・信植という子がある。「家乗」の記事からは、万之進は病弱で、森岡家も経済的に困難であった様子がうかがえる。

彦右衛門の異母妹お梅は、東城浅野家先代道博室の奥勤めをしていたが、嘉永三年(一八五〇)四月、東城浅野家家臣辻並次(用人)の子清人と婚姻した。二人の間には、千之進(早世)、竹(前名つねカ)、吉弥、保馬という子供があつた。

なお、広島県立文書館では、古文書解読入門講座、続古文書解読入門講座を修了した受講者が二つの古文書解読同好会を結成し、それぞれ月一回、当館研修室で例会を開催し活動している。第二同好会(毎月第三木曜日)では平成十一年七月から同十五年六月までの四年間、村上彦右衛門の「村上家乗 続編 卷之廿三」(慶応二年)をテキストとして使用し、解読に当たった(講師は筆者)。本書はその成果である。同好会でのテキスト使用と本書の刊行に御承諾いただいた所蔵者の広島大学文学部日本史研究室、同好会資料集発刊委員の河内昭一(第二同好会会長)・嶋信輝・下寺和男・山崎博子・和田敏子の各氏、そして解読などに当たって多くの御助言をいただいた同好会の皆さんに対して、こころよりお礼を申し上げる次第である。なお、第二同好会では引き続き慶応三年「村上家乗」の解読を進めているが、これを資料集として発刊するかは現在のところ未定であることを付け加えておきたい。

xx

## 【補論1】「村上家乗」の料理について

### 一 はじめに

「村上家乗 慶応二年」には料理についての記事がいくつも見られる。その目的について大きく分類すれば、法事に必要とするものと、接待若しくはそれに類するものである。

法事や接待の場に出された品数や内容については正確に記録されている。家の日誌である「家乗」に記録として残した意図は、次の機会への参考とする目的であることには間違いはなさそうである。当然のことながら過去の「家乗」に同様の記録があり、それを参考に法事なり、接待なりの献立が決められていったものである。「家乗」の筆者は当然のことながら家長である。家長から夫人に指示し、その時に入手される材料について相談し、打ち合わせのもとに決まっていたと思われる。

まず、法事の献立は、特異なものはなくほぼ同じで、季節によって使われる素材が異なっているだけと考えるとよい。一方接待料理については、その目的に応じて品数、内容が吟味の上決められているように読み取れる。

### 二 法事料理について

法事料理は、三月十六日、三月二十二日、四月二十一日、四月二十七日、九月二十二日、十一月二十日、十一月二十一日、十一月二十七日に記載がある。法事料理は一汁三菜を基本とし、汁は白味噌仕立て、三菜は酢の物、和え物、煮物でそれに御飯と香の物である。それに必ず御菓子がつく。これらは早朝に廟に祭られる。原文では、例えば三月十六日の父親の祥月では、「考廟御祥月二付、早農祭祀如恒規執行」などと記されており、家族の食事は明記されないが、同じ献立で食すものと推測される。そしてその夕は、お茶と豆飯が祭られ、家族も同様と思われる。法事当日の昼食についての記事はない。

### 三 接待料理について

接待料理は、二月六日、二月二十日、三月六日、六月三日、十月五日、十月二十五日、十一月一日に記載がある。その内容については本文を参考にしていただきたいが、特異な記録は、三月六日、筆者彦右衛門が他家において食した料理の記録である。なぜ他家で出された料理を記録したのであるうか。それは、この会合が三家（家老家）用人クラスの持ち回りであるため、自家の順番が来た時に参考にする目的であることは明らかであり、そう推測しても誤りではなからう。しかし記録されたのは、上田家の順番の会合における料理であり、三原浅野家で行われた会合での料理は記録されていない。

その理由をあえて推測するなら、次のようなことが考えられる。(1)三家老の順位は、三原浅野家、上田家、東城浅野家の順であり、格の違う三原家の料理は参考にならない。石高も余りかけ離れていない上田家のものが参考になる。(2)上田家で出された献立がよい趣向であり大いに参考になった。

この推測の当否はわからないが、献立から読み取れるのは、村上家では一汁三菜であり、河瀬家（上田家用人）のそれは二汁六菜と大きく差があったことである。家老家の格による差と考えるのが無難で、この差をなくしたりまた逆転させることはあつてはならない時代である。しかし、慶応二年の一年だけの例ではこれ以上の推測は差し控えざるを得ない。

### 四 その他の留意事項

この当時の料理や献立についての記事がこれだけ豊富なことは貴重であるため、読み取れたことを箇条書きにして記しておくたい。

(一) 料理の素材は現在も使用されているものがほとんどである。広島の近辺で作られ、収穫されたものである。

- (二) 素材は旬のものが多く使用されている。また、季節に関係なく香茸、きくらげ、しいたけ等が使用されており、乾物あるいは塩漬けなど、保存食にして使用していたと考えられる。
- (三) 動物、鳥の肉の使用は見当たらない。
- (四) 調理の方法は和え物、煮物、蒸し物などと具体的に記されている。また使われた食器からも推測できる。但し、味についての推測は困難である。当時は、砂糖は貴重品で、その使用は限られていた筈である。
- (五) 饗応料理には魚、貝、および魚肉を使った練り物など多くの食材が使用され、バラエティに富んだ献立である。
- (六) 饗応料理は、どのような客かによって、一汁四菜、五菜、六菜、さらには二汁六菜となっていて、もてなす主人の思いが読み取れる。すなわち、料理の献立が「家乗」本文の記事を十分に補う役割を果たしている。
- (七) 饗応料理の御飯類は、どの献立も花鮓である。広島の慣習ともいえるし、また料理に色彩をあたえる点も考慮されていると考えられる。
- (八) 最後に不明な点をあげておきたい。(1) 日常の食事の内容が不明である。(2) 料理をするのは主婦か、しかるべき男性かが不明である。上田家文書では男性が料理したという記事があるやに聞く。(3) 正規な場ではなく、その場の酒のやり取りをする際、どのようなつまみ肴を出していたのかは不明である。これらの疑問点は、さらに年度の違う「家乗」を読み進めることによって解消されるかもしれない。



## xxiii 解 題

## 【補論二】「村上家乗」の天気の実現について

## 一 はじめに

「村上家乗 慶応二年」には、各月日の冒頭に、当時の多く書かれた日記と同様にその日の天候が記載されている。例えば「三月三日、壬戌、晴、暖」の如くである。これらの記述は一年を通じて欠けることなく記録されているため、慶応二年における天気の実録という点で興味がそそられるとともに、その表現についてもおおいに示唆されるものがある。

例えば、七月十四日は「庚午、晴、炎熱殊甚、午後如燬」、その翌十五日は「辛未、快晴、朝涼後熱」とある。これらは旧暦であるから、新暦では両日は八月二十三日、二十四日に相当する。これらの表現から彦右衛門の心の動きも読み取れると云っても過言ではない。たとえば、慶応二年には長州との紛争があり、この時期彦右衛門は広島から山を一つ隔てた石内村に在陣中である。夏の暑さは城下町と田園地区とどちらがどうかはいえないうが、出張中のくつろげない状況の中で一層熱さが身にしみたのだからと、読み手は想像することになる。

ここでは与えられた紙面の内で、使われている表現や興味ある事柄を拾い上げて見たい。

記録された表現は大別して天気と気温であり、前者は万人共通であるが、後者はいわゆる体感気温であり個人によって差があることは承知しておかねばならない。

## 二 天気について

天気は時間とともに変化し、朝は晴れでも夕には曇りから雨になることもある。このような変化の中で、晴れから曇りになり次いで雨になる場合と、その逆に前日の雨がやんで晴れとなっていく場合の二つがある。当然のことながら家乗においては使い分けられているようである。現在でも我々自身気づくことなく使っている

はずであるが、その当たりを先ず見てみると、前者の場合日誌の表現には特異なものはないが、後者の場合「霽」(はれる)と「罷」(やむ)の字がよく使われている。

「雨霽」(あめはれる)と「雨罷」(あめやむ)を比較した場合、前者は青空が見えてきたさまを思わせるし、後者は未だ濃い雲が立ちこめている様子を示している。また、「霽」の字が使われている時は、多くは雨がやみ、そして空が晴れていくという天気の変化があるときに使われており、それに対し、晴れが続いている時は「晴」の字があてられている。このように天気の変化が日誌に書き記されていると考えてよい。

次に、日誌は一日のうちいつ記すのであろうかと考えた時、一日が終わって床につく前に書くのが一般的である。しかしながらその日の日誌の最終行に天気の記述があるものが散見される。例えば正月十八日の第一行目には「晴、朝冷夕温」、最終行には「夜半雨降」と書かれている。一行目に「夕」と書いている限りこの文は夕方以降に書かれたことを示している。でなければ「夕」と書くことはできない。この日誌を書いた後、雨が降り出したので床から起きあがり机に向い日誌に「夜半云々」と書くであろう。通常なら翌日起床し加筆したと考えるのが常識的である。すなわち、二日にまたがって書いている例である。このほか、ここでは省略するが、二、三日分固め書きしたと思わせる箇所もある。

このほか、天気に関する表現に、霽、微雨、夜雨、雨歇、雨罷、繁霜堅氷、陰り、細雨、過雨、白雨、朝霜等などがある。これらは現在も生きている言葉で、辞書にも歳時記にも出てくる。

### 三 体感気温について

体感気温とは、ここでは暖かい、寒いなどの表現をいう。「村上家乗」では、気温に関して、暖かさを表すのに、「暖」、「温」、「暄」が、暑さを表現するのに、「暑」、「熱」、「炎」がそれぞれ使われている。それに湿度の表現として「蒸」が使われる。

## xxv 解題

慶応二年の一年分を見ると、次の点が指摘できる。

(一)「暖」は一月～四月、八月～十二月と、五～七月の三ヶ月を除いて各月に見られる。

(二)「暑」は四月～六月、七月末～九月中旬に見られ、夏の盛りの六月中旬～七月中旬は「熱」が使われて  
いる。

(三)「寒」は一月～五月中旬、九月中旬～十二月と、六～八月を除いて全月で使われている。

(四)「冷」は春と七月を除きほぼ通年で見られ、寒を補う局所的な使用になっている。

これらの用字は決して意識的なものでなく、体が感じるといつ、彦右衛門を含む万人共通の生理的なものと思われる。

これら「暖」・「暑」・「熱」・「寒」・「冷」と、「涼」の文字が組み合わせられ、暖和、薄暑、向暑、蒸し暑い、暑気、暑中、酷熱、残炎、秋暑、朝冷え、冷気、寒冷、寒威、寒気、余寒などと使用されている。これらは現在も日常的に使用されている。

このうち「余寒」とは立春を過ぎての寒さのことである。立春は前年十二月十九日であったから、慶応二年は正月からすでに余寒であったわけである。同様に「残暑」は立秋を過ぎての暑さのことである。この年の立秋は六月二十八日であるから、「残炎」などと残の字が見えるようになるのはこの日以降のことである。このような定義は当時も現在も同じと思われる。

## 四 その他

現在我々が常用している天気と温度についての表現は気象用語によって大きく左右されている。例えば、雨については「何ミリを越す大雨」とか「豪雨」とか「前線に伴う雨」など、気温については「最高気温何」とか「夏日」「真夏日」、果ては「不快指数」などで、慶応当時にはなかった用語が現在では日常の生活に使われて

いる。

別の言い方をすれば、家乗の用語は文学的で、計量よりも叙景や叙情がおもに意図して選ばれているに對し、現代は科学的な事象や数値の裏付けを基礎としており、両者は本来異質のものといえる。

つまり、現代用語と、当時の用語を比較して論ずることにあまり意味がないと思われる。我々がある種の文章、例えば日誌、手紙などで表現する場合に、「家乗」の天気表現は活きた事例として大いに価値を見出されるのである。

最後に、広島においては河と海が接する地理的条件から、霧の発生が多い。しかしながら、慶応二年の「家乗」においては霧の記録が現れない。たまたまこの年は先述のとおり第二次長州紛争にて石内村に滞在の期間があつて霧の記述がないのかもしれない。また仮に霧の発生があつても武士という立場上、霧についての興味がないということも考えられる。

この小稿の終わりに当たつて、一年間の天気の記録をもとに慶応二年の気象を考察した小論文があり、それを別途保管してあることを附記しておく。

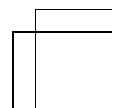
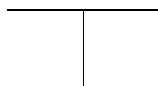
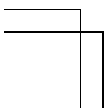
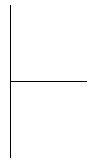
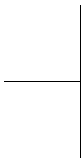
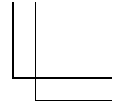
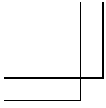
## xxvii 解題

## 参考文献

- 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九七九～一九七七年)  
 『日本史大事典』(平凡社、一九九二～一九九四年)  
 『広島県の地名』(平凡社、一九八二年)  
 『角川日本地名大辞典』広島県(角川書店、一九八七年)  
 『芸藩通志』(一九一〇年)  
 『芸藩志』(一九七七年、文献出版)  
 『維新史』(吉川弘文館、一九八三年復刊)  
 『南紀徳川史』第四冊(清文堂出版、一九九〇年)  
 『広島県史』近世1・2・近世資料編I・II(広島県、一九七三～八四年)  
 『広島市史』(広島市役所、一九三二～二四年)  
 『新修広島市史』(広島市役所、一九五八～五九年)  
 『五日市町誌』(五日市町誌編集委員会一九七四～八三年)  
 『廿日市町史』通史編上(廿日市町、一九八八年)  
 『東城町史』自然環境・原始・古代中世・近世通史編東城町、一九九九年)  
 林保登『芸藩輯要』(芸備風土研究会、一九七〇年復刊)
- 高橋新一編『芸藩輯要素引』増訂版(一九九〇年)  
 小鷹狩元凱『芸藩三十三年録』・『自慢白島年中行事』・  
 『広島雑多集』(元凱十著、一九三〇年)  
 『広島県神社誌』(広島県神社誌、一九九四年)  
 『広島県人名事典』芸備先哲伝(歴史図書社、一九七六年)  
 『明治維新人名辞典』(吉川弘文館、一九八一年)  
 『三百藩藩主人名事典』(新人物往来社、一九八六年)  
 『三百藩家臣人名事典』6(新人物往来社、一九八九年)  
 『角川日本姓氏歴史人物大辞典』山口県(角川書店、一九九一年)  
 『平成新修旧華族家系大成』(吉川弘文館、一九九六年)  
 小川恭一編『寛政譜以降旗本家百科事典』(東洋書林、一九九七～九八年)  
 『広島県大百科事典』(中国新聞社、一九八二年)  
 『広島城 甦る鯉城の真相』(学習研究社、一九九五年)  
 『広島城下町絵図集成』(広島市立中央図書館、一九九〇年)  
 『幕末維新の芸藩と国老上田家展』(財)広島市文化振興事業団、一九八九年)

『広島大学二十五周年史』包括校史（広島大学、一九七七年）  
『編年差別史資料集成』第十九卷（三書房、一九九二年）  
横山雅昭『相田地区辺の郷土史メモ（広島市安佐南区）』  
（一九九四年）

村上家乗  
慶応二年





1

人皇<sup>(百廿二)</sup> 御諱  
 統仁\*  
 弘化丁未御即位、從神武  
 元年辛酉二千五百廿六年  
 今年十二月廿九日  
 帝崩御、宝算卅六

今上皇帝 御宇廿一年  
 慶応二年 龍次丙寅  
 平天下九年

源家茂公 徳川家康公十四代、從安政戊午  
 治国九年

源茂長公 浅野長政公十三代、從安政戊午  
 御寿五十五  
 齊家十九年

紀道興公 堀田高勝公十三代、從嘉永戊申、  
 御寿五十二

家乘  
 統編卷之廿三  
 慶応二年

(表紙)

村上家乘 慶応二年 2

兄弟方  
巳午之間

家乘統編卷之廿三

慶応二年丙寅 村上七世彦右衛門邦裕君緯謹記

元日

干鯛一折二枚

右塗台据下札者無之、是從來之古例也

御礼錢鳥目五十疋

右御礼錢旧例者当役二而八鳥目三十疋、御用人以下知行格迄二十疋、御小姓並以上拾疋、御步行組者御礼錢無之候処、昨年被仰出二而左之通二相成也

- 五拾疋 御家司
- 三拾疋 御用人
- 式拾疋 知行取  
同格
- 拾疋 御小姓組  
同並以上

正月 大

元日、辛酉、晴、余寒甘、慈君奉始家内何れも平安加寿、寅鼓興、若水、神拝、廟拝、蓬萊、祝詞、大福、屠蘇、齒固、読書始、吉書始、右夫々如恒規相濟、日出後麻上下着出仕、御登城前於御居間御目見仕、御機嫌克御超歳被遊、御規式等無御滞被為濟候、恐悦申上ル、当年方当役古例之振を以干鯛一折二枚、今朝御規式濟差上候二付、今晚御用部迄為持出し、書役方御用達へ出候、小子出仕之上御用達定加佐藤喜代見方披露相濟候段申聞ル、御宇衛様二者御忘中二付御奥江者不罷出候也、辰鼓後退出夕八つ時揃、年頭御礼被為請候二付同刻出仕、於御書院御礼申上、奏者堀尾勝登無滞相濟、当年方者昨年被仰出之振を以御礼錢差上候事二相成、鳥目五拾疋差上ル也、尤御熨斗鮑も当年方被下、予并二御用人者御手自被下之、御礼申上候置目も昨年御改之通、從來御書院三之御間下た一枚目御置上へ出候処、式枚目御置之上へ出候也、帰宅及暮、堀尾勝登祝詞二被采祝盃致、其外御家来中多人數祝客有之、一緒内之外咄申置也、今日者巳鼓後方星野武平次方物見を借用、諸士之下城見物二參也二日、壬戌、曇、午後雨、暖、朝御用向有之、大島五兵衛・岩崎良之進来ル、五兵衛者跡二而酒を出入、木原慎一郎殿始祝客少々有之也、夜森岡万之進病氣を訪、先

3 正月

五日  
雨 水  
今晚七時五歩

五足

〔御歩行組  
同列かた〕

二日、午後為伺御機嫌罷

出

四日、朝

黄粉餅

海苔あふりて

右献于廟

追々居合、快方之様子也、祝酒出ル、吐毛大二軽く成候由也

三日、癸亥、雨霽、午後暖、午後為伺御機嫌出仕、今日迄者麻上下衣也、祝客少々

有之也

四日、甲子、晴、朝冷後暄、大覺春色、白梅凡満開也、午後方墳墓拜并外向祝詞二

出、左之通相済也、

西向寺

杉岡文碩

頼東三郎殿

島本広右衛門殿

白神社

妙慶院

三木十左衛門殿

興徳寺

堀田助六殿

山中碩庵老

大柿藤太殿

下瀬徳之助殿

吉田兼次郎殿

木原慎一郎殿

青野保太郎殿

岡本主馬殿

浅野助九郎殿

藤田敬次郎殿

一井嘉内

右之通回礼、申鼓前帰宅、下瀬二而致祝盃也、留守江毛彼是祝客有之也、昨日岩崎

良之進藤之森江御内御用向二而参候序有之候故、森岡万之進病氣速二平癒之祈禱を

頼候処、何分大病之由、全肺癰下地与申様之事二被考候之旨小林上守申聞候由、明日神

符等取二差越候様申候趣二付、今朝高木来助を呼、明朝同人今一応藤之森へ参、猶

委敷様子相尋、様子二寄阿戸村源左衛門灸を致試可然哉与申値、厚同人へ周旋方頼

置也

五日、乙丑、晴又曇、暖、御乗初二付、辰鼓麻上下着出仕、無程御馬場へ回り、御吉

例之通御乗初被為済、手馬二而乘馬仕候様御意被遊、乘馬仕候也、午鼓前退、夕御

用人三家江平服二而祝詞二行、森仙太郎・矢野犀右衛門江毛年内之挨拶少々参、堀尾

ル 七日、御奥江左之通差上

提重箱二而

一重

結ひ松風

代八刃分

一重

干餅付焼

但糖醬

一重

奈良漬ふり

二而祝盃致又也、高木来助今朝藤之森江參、祈禱之御札、御守護神符取歸り呉る、灸  
毛至極可宜候得共、矢庭二差急候様二者無之旨申候由也、依而早速森岡へ為持遣又  
何分大二快方之由也、田中実五郎も様子次第直二阿戸村江參吳候積二而、来助同道藤  
之森迄行くれ候之由也、少々客来有之、杉岡文磧も来、致祝盃、万之進義相尋候処、  
大病二者候得共、何分早く候故、必死之症二者無之旨申也

六日、丙寅、曇、夕微雨、暖、今日御役所始候二付辰中刻出仕、未鼓前退、右近  
様昨日御忌明二付、夕方為御祝詞罷出、夫久野秀太郎・崎田恪衛・深町真喜太并  
久野淑人・久留杏蔵江も祝詞二參、深町二而祝盃出ル也、今日初寅二付毘沙門天御

法楽、如例西福院弟參候由也、渡辺・佐藤為祝詞見へ、其外少々来客有之也、夕方  
長武左衛門・岩崎良之進來、毘沙門天之祭酒を饗、夜大二暖

七日、丁卯、曇、午後晴、又曇、暖甚、例時出勤、夕未鼓前退、御宇衛様江御差合

中御慰与して御内々輕丰差上物仕候也、頭書之通、今朝高木来助入来、西向寺江清  
太代參申付、祝客少々有之也

八日、戊辰、雨、暖気甚、深江真喜太始祝詞客来少々有之也、真喜太者致祝盃、夕

御用向二而渡辺雅登を呼被来  
九日、己巳、晴後曇、午後風吹寒、例時出勤、夕八時前退、主水様江御忌中御機

嫌伺二罷出、山村静登を訪、夫藤川・辻江祝詞二行、辻二而致祝盃、入夜帰、藤川

二者伯母氏昨日安産、女子出生之由、右歡をも申也、原十郎次殿・小島易人殿江も祝  
詞来儀之挨拶旁々行也、万之進義此間以來追々快方之様子二而序二藤之森へ持病封

5 正月

十一日、如例具足之鏡開致又也

庄之修法を頼度由此間来助へ伝言申越候二付、昨日清太を祇園へ遣し、右之趣頼遣置候処、明後十一日午後二森岡へ相越可申段久留俊蔵江伝言二而返答申越也、今朝堀尾嘉繕被来、娘縁談二付内談有之也

十日、庚午、晴又曇、暖、夜雨、宅二而御用向有之、出勤不致、右二付大島五兵衛来、極夕相濟也

十一日、辛未、曇、寒し、朝右近様より御祝詞として罷出候二付、御使被成下、御用人江紙面二而御受申出ル、午後為伺御機嫌罷出、夫方海蔵寺江致拜参、和尚被留祝酒を被出、夕七半時頃帰ル、往来馬也、渡辺(雅意)・佐藤(益之丞)も被行、夜嘉善被来、此間之縁談事二付相談也

十二日、壬申、曇、余寒復、例時出勤、夕未鼓前退、夜牧野平司到着之由、使遣入、吟味役逗留也

十三日、癸酉、晴、余寒烈、朝厳冷、御具足御鏡開二付、麻上下着、例時出仕、御恒例之如御手自御鏡餅頂戴仕候也、夕未鼓前退

十四日、甲戌、雨、午前霽、牧野平司為伺御機嫌罷出候二付、四半時出勤、謁入、尤御爆竹二付直二相詰、御爆竹之節如例御門前江出張、何も相濟、未鼓前退、右之節当家馬も御門前江火見せ二出し、敬次郎騎乘、殊之外宜敷有之也、退出後、大島五兵衛を呼、御用向申談、夜辻妹、小供不残連来、岩崎於よし・三宅内外家内も来、五兵衛俱々左義長之祝酒を饗

十五日、乙亥、晴、寒、主水様今日御忌明二付朝為御祝詞麻上下着罷出、御出頭福

十八日、於御前左之通被  
仰付  
御小姓組被召出  
五人扶持  
御兒小姓  
雅登倅  
渡辺吉太郎

山某調、<sup>(静登)</sup>山村・<sup>(權太郎)</sup>河瀬・<sup>(久米之助)</sup>中川・坪内へも祝詞二參ル也、例時出勤、夕申鼓前退、尤今早朝二毛与力中御礼登城二付、為挨拶平服二而致出仕也、今日者御下城後、与力御内輪之御礼并当年方者隱居無息等之御礼も今日有之、致席詰、御宇衛様二毛今日御忌明二付御奥江為御祝詞罷出、御目見被仰付、御手付熨斗被下之也、<sup>(上田)</sup>主水様方辰之進様御卒去二付御悔并伺御機嫌罷出候御挨拶御使被下、御切紙有之、御用人中江御請紙面差出又也

十六日、丙子、晴、余寒又復、妙慶院へ代參申付、且為祝詞来候藤井和七郎・佐々木次郎右衛門・三国屋・沼田三郎右衛門へ使を以謝礼申遣又也、例時出勤、夕未鼓前退、<sup>\*</sup>家来・下女当季も其儘召仕、尤楠惣太者勤方充分二無之処も有之二付、暇申付也

十七日、丁丑、晴、余寒強、主水様為御祝詞御出二付五半時方出仕、夕八時退、夕出掛岩崎良之進へ祝詞二寄、致祝盃、夕御乘馬江出、夕辻清人来、酒鮓を饗、折柄森仙太郎父子をも呼饗、堀尾老室も被来、夜妹・子供共皆々清人伴帰ル、去ル十三日夜、御中小姓深田多三郎殿、横町大杉屋二而醉狂者一被出逢、色々穩便二被駆引候得共、所詮手二不合候二付、不得已殺害二被及候由、前後之所置頗宜二叶、評判宜敷候由、被殺候者者割羽織二而、木脇指を一本帯居候由、未何者とも不相分候由也

十八日、戊寅、晴、朝冷夕温、例時出勤、夕未鼓前退、右近様方旧冬御悔与して罷出候御挨拶御使被下、如例御請申出候也、今朝水野左金吾殿御立入、始而被出候二付謁、渡辺雅登倅吉太郎今日被召出、段々厚疇も有之、夕方歡二行、御用人兩人出会部屋二而祝酒を被饗、入夜帰ル、矢野犀右衛門倅幹太郎も同断、敬次郎を歡二遣又

7 正月

右常々出精相勤候二付、  
俸末若年二者候得共右之  
通被仰付

右同断、  
一 式人扶持\*

犀右衛門俸  
御次詰  
矢野幹太郎

右常々御役向厚力入相勤  
候付、俸末幼年二者候得  
共、右之通被仰付

外二

御当用方、  
御紙方、  
御台所元方  
兼帯

増田吉右衛門

廿日

啓誓

也、今夕山崎右内被仰付事有之、宅二而申達又、去ル十日、江戸御上屋敷新御広敷

御玄關辺方朝六半時出火、御殿向御表・御奥共不残御焼、尤御住居向者御別条無之

姫君様青山御屋敷へ御立退、鎮火後御帰殿被遊候由、其日者大風雨二而、外類焼者無

之候由也、平川静一郎方申越候趣二而八、旧臘廿九日二も御屋敷打上ケ大混雜二有

之候処、白昼之事故人手多、速二撲滅候由也、夜半雨降

十九日、己卯、雨歇後霽、寒、例時出勤、九半時頃退、渡辺雅登・同吉太郎、昨日

之為吹調入来、矢野犀右衛門も同断

廿日、庚辰、晴、朝冷、午後暖、朝方未鼓迄御用向有之、大島五兵衛来、牧野平司

明日引取候由、為案内来、使を以暇乞申遣又也、夕野口金兵衛世羅郡方帰候由二而

来、及暮迄何角承、夜堀尾勝登・岡島平之進・長武左衛門来、何れも当年始而之稽

古故、跡二而酒を饗又、夜家小堀尾へ年始二行也

廿一日、辛巳、雨、復寒、例時出勤、夕九半時頃退

廿二日、壬午、降後晴、寒、例時出勤、夕未鼓前退、西向寺江代参清太申付、朝

矢野犀右衛門入来、此間為吹調来候得共、予出勤後二而不謁候二付重而来候也、且拙

書を需度由申聞也、平野伝右衛門娘、主水様御家中桃井保衛後妻二縁組、今晚引越

候由也、此間伝右衛門為相談来、存旨無之旨敬次郎を以申遣置候也、右者堀尾之方離

縁之娘おむら也

廿三日、癸未、晴又曇、風吹大返返也、御家祈祷二付已鼓前麻上下着出仕、明星院

不快二付院代光明院被出、前後挨拶、御料理出候節相伴仕、何も相済、御用達迄恐悦

〔廿五日、月御講釈始二付、麻上下着出仕、金子省三郎殿被講也〕  
 〔此間、東柳町煮売店何某与申者方二而、公儀歩兵隊之者少々無法之致方有之、主人手利二付力を以取押候処、其後同隊之者三四十人党し来、大二及乱妨、家財、雜戸、障子二至迄悉撃破去候由、少々怪我人も有之、上方之御驅合二相成候由也〕  
 〔廿六日、右近様、昨日三原御出立二而、今日御出府被成候由也〕

申上、退、〔御祈禱之御供物如例頂戴被仰、奥田政次郎執達、未鼓後堀田右膳殿へ祝詞来儀之挨拶、水谷・丹羽江祝詞、(浄)常念寺江入来之挨拶等二行、妙慶院江參、森岡へ見舞、同方二而酒出し、寛話し歸候也、万之進追々順快、致安心〕  
 〔廿四日、甲申、晴、余寒猛劇、例時出勤、未鼓前退、夕矢野犀右衛門へ倅被召出之歡、大島五兵衛へ祝詞旁々行、夕高木来助入来、森岡世帯筋之義二付内談有之也、(岡島)夜平之進來〕  
 〔廿五日、乙酉、晴、余寒依然、例時出勤、夕未鼓退、長束清次郎家内入来、夜慈君・家小、堀尾江被招行、(静登)山村・(真豐太)深町・長束之家内会し饗有之候由也、(長)夜武左衛門・(岡島)平之進來也、今夕御奥御鎮守天満宮へ拝入〕  
 〔廿六日、丙戌、曇、夕方雨、余寒甘、午後為窺御機嫌罷出、夕丹羽正藏為祝詞入来、寛々被話、酒を饗入〕  
 〔廿七日、丁亥、雨霽、暖和也、例時出勤、夕八時退、夕堀田伊三郎殿来儀、謁、(堀尾)勝登被来、今朝も高木来助来、森岡之義内談也〕  
 〔廿八日、戊子、晴、暖、例時出勤、夕未鼓前退、出勤中、方眩暈、下地之様何となく頭上悪敷候二付、退出後、杉岡文積を迎、診を乞、下地服薬致居候二付少々加減致し呉る、全心中痞未捌故之事与申也、夜中早臥〕  
 〔廿九日、己丑、晴又曇、暖、午後為伺御機嫌罷出、今日者快方也〕  
 〔卅日、庚寅、曇、夕晴、暖甚、例時出勤、夕未鼓後退、留守中文積来候由也、森島兵藏夜前從東城歸候由、来、(双可郡)保田村鑪御場所去ル十八日方吹行二相成候処、何も



9 二月

別条無之、灰分方も案外銚出多く、御用掛一同競居候由也、夜平之進・武左衛門来

二月 小

朔日、辛卯、晴、暖、例時出勤、夕八時退、如例附足輕春御貸米切手渡、今日米価世羅米石三百廿五匁之由、高価也、闇老小笠原吉岐守様、当表へ御用向二而御重艦二而御下り被成候旨御達有之由、今日於御城御年寄衆方被申上候由也

二日、壬辰、曇、巳鼓頃方風雨二成、風大二烈、午後方雨罷、木野一馬、其後追々順快之処、此間方又々氣候二被当、大二難義、何分羸瘦強く氣遣候趣為知来、夕為伺御機嫌罷出、堀尾へ妹岡島平之進江縁組内約濟之歎、且後室風邪之見舞二行也、些念入候風邪二而食餌不進、被困候之由也、杉岡文磧来診、予者大二快方也、夜中青野保太郎殿を訪、渡辺雅登も被行、深更迄話入、酒出ル

三日、癸巳、晴、暖、家小、木野江為見舞今曉方小方へ遣入、此節之天氣合故陸路を微行二而參、家来・下女を俱し、駕籠者不命也、右家小遠方へ遣候二付而八昨年被仰出之趣も有之候故、昨日左之通御用人中迄届二及置也

私家内於小方木野一馬方江罷越、少々滞留致候間、可然様被仰上置可被下頼入存候、以上

二月二日

渡辺雅登様

佐藤益之丞様

村上彦右衛門

村上家乗 慶応二年 10

四日、高謙院様<sup>\*</sup>方為御年  
玉左之通拝領仕候也

一 ぶりつき茶入

慈君へ

一 孟猪口 二  
扇子 三本

彦右衛門へ

一 心しの粉  
一 紅扇

家小

一 墨 一  
一 筆 二管

敬次郎へ

四日、清太、木野<sup>方</sup>還儿、  
一馬先同様、何分食餌一  
切不進候由也

五日

春分

今晩七時七分

六日

吸物 卷玉子  
かんひょう  
青み

四日、甲午、晴、寒、初午二候得共、当年<sup>も</sup>三之御丸稻荷社拜參不相成候故、昨今  
御城内平常之通也、例時出勤、夕八時退、藤川甚吉郎妻来、達而留宿入、今日御  
上御人数調練、於講武所公儀御軍目付松野八郎兵衛殿見分有之、其外御役人衆多人  
数見物有之候由、近江守様御人数、主水様御人数<sup>も</sup>一緒二御組合二而稽古有之振之  
被仰立二付、主水様御用人<sup>也</sup>人出席有之候様二与御移合有之、折柄此御方、右近様<sup>浅野</sup>  
方<sup>も</sup>言人ツ、者為拜見出候而<sup>も</sup>不苦様子二相聞候二付、渡辺雅登被參候、御両家方者  
久野秀太郎・河瀬極人被相越候由也  
五日、乙未、雨、温、午後為伺御機嫌罷出、極夕、藤川甚吉郎来、酒鮮を饗、夜  
夫婦伴帰、高木来助も折柄森岡之方用事二付入来、共々饗入  
六日、丙申、晴、暖、例時出勤、夕未鼓前退、御両家御用人申合之集会旧臈延引之  
处、今日当家へ引受候二付、極夕七時頃久野秀太郎・河瀬極人入来、此御方御用人者  
申値二而雅登言人被会、酒出候節大島五兵衛取持二呼、入夜被披、今日御家中申合  
せ之乗切有之由二而、手馬を森仙太郎方借用を乞候二付貸  
七日、丁酉、雨、暖、例時出勤、夕八時退、堀尾後室風邪為見回出勤掛訪之、昨日  
高橋桃源老見合候而薬加減有之、夜来者少々宜敷方之由、兔角食事不進之由也、西  
向寺江代參宗太遣入、夜慈君堀尾へ御見舞被成、平之進來、老丁目御門内八丁馬  
場角浅野守之進殿屋敷小笠原<sup>原脱力</sup>岐守様御宿陣二相成并同所一軒之御用屋敷大目附衆始  
御役人衆御宿陣二相成候二付、浅野殿屋敷角并三位小路東西へ柵門出来二成候由、右  
二付老丁目御門夜中往来并三位小路柵門夜中往来等之心得御移檄有之也、今夕言岐

11 二月

下置

意を以右之通為隠居料被  
相勤候二付、格別之御趣  
右数十年來御役々首尾能

一願之通隠居  
式人扶持被下  
三宅吉左衛門

九日

香物鉢  
したし物  
人參ふとに  
青のり  
以上

角鉢

板付かまほこ

九年甫

ひしき

焼山のいも

花すし

盃

酒

小皿

焼あなこ  
うと  
みそわへ  
とうからし

守様并御役人衆不殘御当三町目浜方御上り有之候由也

八日、戊戌、晴又曇、余寒猛酷也、朝木野謙造方紙面二而一馬病氣太切之知せ、松村順吉方同死去之為知昨七日付二而一併二來、早速丹羽江様子尋二人遣し候処、明晚爰元へ途中病氣之建二而死骸を返し、屋敷方興徳寺江葬送有之筈二申來、其余委敷義者未相分候由也、夕為伺御機嫌罷出、夫方鉄炮稽古江出川、今日者岡島平之進会を催候由也、山村靜登早々見舞候謝入來

九日、己亥、晴又曇、時霰飛、余寒殊酷、例時出勤、夕八時退、今朝山田多喜登入來、丹羽正藏方伝言二而木野葬式何角取計振之義二付相談事有之、予存旨内答致置也、極夕方木野屋敷江行、兼而之通二而、途中病氣建り、夕方着棺有之候由、謙造者付添出府、夫方興徳寺江葬式有之、致棺拜、亥鼓歸宅、丹羽正藏・樋口靜馬・坪内久米之助・伴左一・久野源内并藤川甚吉郎・久留俊蔵・山田多喜登等会入、寺江者為使者清太遣入也、吉田清太郎も会入、岩崎良之進、家小為悔入來候由也

十日、庚子、晴、余寒依然、例時出勤、夕八時退、月次講木原慎一郎殿被講也、慈君、夜中堀尾へ御見舞被成、後室先同篇之由也

十一日、辛丑、晴、余寒依然、朝繁霜、有堅氷、朝乘馬、夕御機嫌窺罷出、堀尾へ見舞、先同様候内疲勞増候方之由也、夜武左衛門來、今夕小林土佐守入來

十二日、壬寅、晴、余寒依然、例時出勤、夕未鼓退、木野謙造方明十三日瑞光院初七日正當、於興徳寺当座法事致執行候二付、同夕丹羽正藏方江參候八、茶被饗度之旨案内申來也、夜平之進來、木野へ家小迎与して昨日清太遣候得共、今晚迄も不歸

〔拾言人扶持  
知行格  
勤向唯今迄之通

三毛益登

一書役

星野貞之助

〔木野一馬法諡

瑞祥院一峯淨心居士

木野一馬正勝

享年六十一歳

〔十三日、森岡万之進義、

此度藤之森社二而病氣封

庄之祈禱相頼候二付、右

祈禱料与して左之通予方

致合力遣入也

金貳両

代銀百貳拾匁

〔十七日、辻吉弥袴着内祝  
二付左之通贈候也

候也、〔左之通於大当御藩江御達有之候由也

〔毛利大膳父子御裁許之儀別紙之通相達候、万一於違背者速二御征伐被成候間、猶

心緩無之様可被致候

〔毛利大膳父子伏罪之儀御疑惑之件々相聞候付、大目付・御目付を以御糾問有之候

処、弥恭順謹慎罷在候段一昨年自判之書を以申立候通相違無之趣二付、寛大之御

趣意を以御処置之品御奏聞相成候、就而者吉岐守事芸州表へ罷越、御裁許可申渡旨

被仰付候間、此段相達候

〔十三日、癸卯、晴、余寒甘、〔木野当座法事二付朝興徳寺江敬次郎為參也、〔例時出勤

夕八時退、〔夕木野謙造方案内有之候得共、予歩行事不能、敬次郎を遣入、丹羽正蔵

方二於而膳出、茶之唱二而酒毛出候由也、〔夜家小従木野帰儿、今日昼船二而丹羽正

蔵室同船二而六丁目渡場へ着船、丹羽江毛卒与寄帰候由也

〔十四日、甲辰、晴、夕雨、暖、〔朝御乘馬江出、又為伺御機嫌罷出、〔夜森岡弟婦おま

すを連来、お佐代を星野幸次郎倅貞之助後妻二所望二預候由二而相談有之、何毛存

旨無之、拵等無之処承知二而、所望之義二候八、任其意可然与申、且万之進近来大二

世帯逼迫二而難渋致候付、ますを当家江置くれ候様頼度旨申聞、諾し置也、〔慈君堀

尾江御見舞被成也、〔夜武左衛門来

〔十五日、乙巳、雨、暖、〔例時出勤、夕八時退、〔堀尾へ見舞二行、先同容之由也、〔弟

婦帰儿、ます者直二留儿也、〔慈君今日者少々御風邪氣二而御平臥被成也

〔十六日、丙午、晴、寒、〔妙慶院へ惣太代參申付、〔例時出勤、夕八時退、〔夕杉岡文



村上家乗 慶応二年 14

廿日、夕

酒肴

鉢盛 挾肴

八寸 白魚 さし(わか)

井 酢漬 つを

大盆 八寸 つみ入

鉢 たいたこ

吸物 ちぢ

鉢 花すし

以上

廿日

清明

朝五時八分

廿一日、木野石塔文字認之義被頼、昨日認候二付、今日為持遣又也

十九日、己酉、曇、寒、例時出勤、夕八時退、長束吉之進・平川静一郎、江戸表御用向相濟、一昨帰着致候付、今夕兩人呼寄、何角之義を聞也、渡辺雅登・五兵衛・伝右衛門も会、跡二而兩人へ有合之酒を饗又也、丹羽正蔵、家小為弔慰入来之由也、夜平之進來(岡島)

廿日、庚戌、曇、夕雨、寒、極夕御用向申談事有之、御用達所御步行組高橋太右衛門・一井久太郎を宅へ招、折柄一井嘉内・田辺藤之進をも招、自分として饗候振二而饗致入、太右衛門者此度此御方御養子一条御用取調方之由也、五兵衛・伝右衛門・良之進取持二会又也、今夕文碩来候由(岩崎)

廿一日、辛亥、晴、風吹寒、朝山村静登、家小為弔慰入来、慈君、今日御快起也、例時出勤、夕申鼓前退、堀尾へ見舞、後室日夕衰弱、如何二も不治之症二相成候由也

廿二日、壬子、晴、風吹寒、例時出勤、夕申鼓前退、森岡之方本願書出し候由也  
廿三日、癸丑、晴、寒、夕曇後雨、朝致乘馬、一井嘉内、此間之謝入来、今夕兼約之通公儀歩兵隊訓練内見二来候様申置候由、右先夜粗約し置候也、午後為頼御機嫌罷出、夫一井江行、敬次郎も伴、嘉内二男和合貫大夫俸寿之進誘引二而東寄御多門伊藤(ママ)、方裏之狭間方松原講武所眼下二見ゆる、大炮一砲場御持小筒一大隊、歩兵二大隊、撒兵三隊、作事隊一隊、交番訓練有之、誠二見物事也、何れも熟練之段致感心、夕方相濟、帰掛一井江達而被留、酒肴鮓を被饗、入夜帰宅、入江徳平二初而会又也、夜長武左衛門来、昨日森岡之方囉受相濟候之由申也、昨日西向寺江代参急候

15 二月

廿八日、菅平磨入来、辻清人方伝言、同人近頃兔角申分有之、時々胸痛不良二而困候二付、御見小姓退役之義願出度存候由二而之相談也、一応無余儀事二者有之候得共、其

二付、今日清太遣又也

廿四日、甲寅、雨、寒、例時出勤、夕八半時退、今日者御役替并御養子様之御附与彼是多人被仰付事有之也、暮頃、堀尾方後室病氣不出来之趣為知来、早速見回候处、已二事切二至候由、明朝之披露二被致候由二付、少々見合帰也

廿五日、乙卯、雨、寒、例時出勤、夕申鼓前退、吉本恒之丞・山田多喜登、昨日之為吹調来候由、夜堀尾葬式二付出棺見立旁々行、酒井二立場出ル、敬次郎者葬送之供致又也、尤本照寺、此節公儀御役人衆之旅宿二相成居候二付、葬礼者不出来、真之士入式計之由也

廿六日、丙辰、霽、些暖、午後為伺御機嫌罷出、夫方山村靜登・丹羽正藏室吊二行、興徳寺木野一馬臺、本照寺堀尾後室臺江も參、妙慶院江も參、丹羽二而被留、酒出極夕迄話、森岡へ縁談歡二行、入夜帰、今朝石井寿兵衛・星野幸次郎為吹調来、米原岩之助も来候由也

廿七日、丁巳、雨後晴、朝例時出勤、夕申鼓前退、西向寺江清太為參也、家小今日忌明二付吊慰二預候方格江夫々使を以挨拶申遣又也、来月方諸休日以前へ復し月九日二成、素読所休日同断月六日二相成候段今日席達を以被仰出也、桑原吉郎二入来廿八日、戊午、晴、復寒、例時出勤、夕申鼓退、森岡万之進娘縁組願今日相濟也、藤川每登殿御出之由也、高木来助入来、森岡さよ弥来月二日星野へ引越筈二付、同朔日夜何れも参與候様二与森岡方之伝言申聞候由也

廿九日、己未、晴、又寒、夕為伺御機嫌罷出、堀尾明日当坐法事之由、今夕非時二

村上家乗 慶応二年 16

内尚近日参候而直二様子  
可申承之旨申置也  
去儿廿四日、左之通被仰  
付也

- 一 御出頭御免
- 一 御用達
- 一 永井仲之助
- 一 御出頭加
- 一 吉本恒之丞
- 一 御出頭次席同格
- 一 御養子様御附
- 一 石井寿兵衛
- 一 御養子様御附
- 一 佐藤喜代見
- 一 御兒小姓(辰馬)
- 一 御養子様御附
- 一 室角峰登
- 一 槍術師役
- 一 武内保之進
- 一 御養子様御附
- 一 渡辺吉太郎
- 一 矢野幹太郎
- 一 沢崎雄三郎

被招行、敬次郎も同断、尤寺者四つ時之案内之由二而、同人者其節参也、森岡ます  
今夕同方へ帰候也

- 一 格祿已前之通
- 一 山田多喜登
- 一 御兒小姓
- 一 鼻紙代並之通
- 一 大島松太郎
- 一 御養子様御附也
- 一 御小姓組並
- 一 御取立
- 一 米原岩之助
- 一 御步行組本格
- 一 御代官添役
- 一 書役其儒兼帯
- 一 平川静一郎
- 一 御步行組御雇
- 一 被下物並之通
- 一 辰馬辰馬
- 一 柱藤之丞為太郎
- 一 佐久間藤吉郎
- 一 御小姓組本格
- 一 御兒小姓
- 一 小倉恒助
- 一 御目付役
- 一 星野幸次郎
- 一 御小姓組被
- 一 召出
- 一 喜真喜真太保
- 一 八木広之丞
- 一 同御雇
- 一 御養子様御附
- 一 御養子様御附
- 一 御步行目付
- 一 御先供頭取
- 一 藤野源太郎
- 一 高木平太郎

三月 大

朔日、庚申、晴、余寒稍緩、例時出勤、夕申鼓退、堀尾当座法事二付、今朝本照寺  
敬次郎参詣、法事中相詰、此砌之義故和尚居間二於而真之其式而已有之候由也、夕  
退出後森岡へ行、慈君始何れも差問不得行、有輕饗、入夜帰、今朝同方へ為臚筆筒を



17 三月

朔日

一筆筥 一摘

一肴 一折

料銀壹匁

右森岡へ贈、但筆筥者竹

印与申分、価百六拾三銭

目也

贈る也

二日、辛酉、晴、暖、朝乘馬、然処馬胸袷辺所々々宛腫脹相見候二付、森仙太郎へ致相談候処、為指事二八無之候得共、全湿気之事与被察候二付、馬医勘兵衛へ申遣服薬為致可然旨申也、当月諸役所休日以前へ復候二付、例時出勤出、夕申鼓退、暮頃方辻清人を訪、酒を出シ深更迄話し帰ル、此間菅平磨を以内談之退役一条之義得斗実情承候処、至極無余義事二相考候二付、存旨通二被致可然旨答置也、三原高木乙松母此間方参候由二而、久振二遇也、森岡姪今晚星野江引越候二付、家来惣太見合二遣又也、婚儀首尾好相調候由也

三日、壬戌、晴、暖、朝為御祝詞麻上下着出仕、御登城前於御居間御祝詞申上、御奥江罷出、御宇衛様江御祝詞、御目見被仰付、御手付熨斗被下之、猶跡二而御難拜見、御供之御酒頂戴被仰付也、馬医勘兵衛来、馬を診し呉、全湿気之所為二候得共、為指事二者無之旨申、胸膛を刺、血を引呉、且附薬を患む也、酒を為飲返又也、慈君夕方御奥江御上り被成、入夜御下り被成也、御酒・御夜食御頂丰被成候由也、辻方<sup>\*</sup>夕方方来、夕長武左衛門入来、祝酒を饗、星野之方祝用、同人媒灼二而何毛無滞相濟候之由申也

四日、癸亥、晴、暖、例時出勤、夕申鼓退、例年之如四郊遊人繁哉与相見、黄昏頃四辺醉歌之声喧聒也

五日、甲子、晴、暖、今日も休日替候付例時出勤、夕八半時頃退、月次講釈、金子省三郎殿被出、当月方御定十日之処今日二御改也、下瀬橋象老、一井嘉内旧来之懇

村上家乗 慶応二年 18

六日  
穀雨  
夕七時一分  
同日夕  
茶菓子  
松風  
酒肴  
吸物  
鉢  
大盆  
井

すめ  
相なみ  
めづり  
か  
す  
と  
浦  
銚  
く  
わ  
い  
れ  
ん  
こ  
ん  
さ  
ゝ  
あ  
ひ  
し  
ぎ  
ほ  
ら  
ふ  
か  
ち  
さ  
さ  
し  
身  
ち  
さ  
ち  
さ  
八寸  
わ  
ら  
ひ  
は  
む  
骨  
切  
わ  
け  
葱  
井  
う  
を  
か  
ら  
し  
す  
み  
そ

親之処、先年以来時勢何角二付大二疎闊二付、一夕緩話致度兼々相含、早春来約し置候趣も有之二付今夕招請、酒鮮を饗し、夜陰二及迄寛々被話也、尤折柄故徳之助殿・久太郎をも一緒二請、久太郎弟数之進も過日世話二成候故呼、桑原吉郎二・岩崎およしも親戚之事故取持旁招也、矢野犀右衛門過日相頼候拙書此間認置候二付為持遣入也

六日、乙丑、晴、暖、例時出勤、夕申鼓前退、今朝星野幸次郎此間森岡姪引受婚姻調候二付、何角之挨拶自今頼旁人来、八木喜真太過日之吹調旁人来之由、祝意を述度由二而酒盃并酒一樽切手持参也、矢野犀右衛門昨日之謝入来、慈君午後方辻江御出被成也、河瀬極人宅二而申合之会引受二付、夕申鼓頃方行、久野秀太郎被行、中川慎太郎・勝矢幸之助会、定法通り輕饗有之、内室并老人も初而謁也、入夜帰宅、長武左衛門入来、星野貞之助何角之謝頼旁々来可申二付遇呉候様二与申置候由也

七日、丙寅、晴、夕曇、今日者休日也、仍而已鼓頃為伺御機嫌出仕、夫方素読所会読江出席、西向寺江清太代参申付、星野貞之助入来之由、出仕後二付不遇、大島五兵衛へ過日之飲二行、堀尾へ臆中見舞、先日被招候謝旁々行也

八日、丁卯、雨、復寒、奴可郡川西村庄屋喜三郎、此間年頭為御目見出府、折柄刀之鍛を御内覽被遊、槍御稽古場内二而鍛候二付、朝之内為見物出ル、喜三郎近来刀剣之鍛方を学、余程美敷作有之由也、例時出勤、夕七時後退、夕慈君辻方御歸り被成也、今朝高木来助森岡之事二付相談事有之也

19 三月

十四日、朝辻法事二付誓願寺へ代参清太遣入也  
 御奥方今日守之進様御土産二御到来之紅魚一切御頒賜被仰付也

鉢 紅魚  
 かんとう蒸  
 吸物 あらすまし  
 鉢花鮓  
 以上

十日、己巳、晴又時々雨、風吹、寒、朝喜三郎刀剣製作見物二行、午後乘馬、夕来助<sup>(高木)</sup>入来  
 十一日、庚午、晴、寒、例時出勤、夕日没頃退、夜前六丁目御屋鋪内下之分御米蔵江盜賊入、石内米三十四俵盜取候由、怪敷事也、御蔵錠前之坪金を抽候而入、右之通上米計を取、裏之川成御門方繰出、船へ積込去候物二見へ、中々老人之所為与者不相見候由也  
 十二日、辛未、曇、暖、後雨、朝高木来助来、六丁目御米蔵之賊昨夕速二相分り、櫓下之中背二而源助・庄兵衛兄弟兩人之所為与相見、屹与証拠有之、其旨町方之年寄へ移合、多分夜前被召捕候二而可有之与存候旨申聞、右中背者御知行所百姓之定宿二而、御蔵江も不絶来り、御蔵内之様子能存知罷在もの由也、例時出勤、夕日没頃退、辻清人方来ル十四日光観院拾三回忌相当二付、於誓願<sup>(寺脱力)</sup>法事執行致候旨二而茶巻袋惠来、無抛差問之由二而非時案内者無之也、前二記源助・庄兵衛兩人之内、庄兵衛者夜前被召捕、源助者身隠いたし候もの見へ、夜前八いまた不相見候由也、夜<sup>(岡島)</sup>平之進来  
 十三日、壬申、晴、暖、例時出勤、夕七半時頃退  
 十四日、癸酉、晴、天氣和暖也、朝乘馬、今日守之進様<sup>(浅野)</sup>御内々此御方江初而御出被成候二付、未鼓後御表・御奥へ為伺御機嫌罷出、御締付二而御馬場へ御出、御乘馬被成、其節召候而拜見仕、於御馬見所初而御目見仕候也、極夕御奥江召罷出、守之進様江御酒被進候二付御取持被仰付、当年御十二歳二候得共余程御伶俐二被相伺、中々御



21 三月

十八日

御免  
御免  
御免

辻清人

右者病氣二而内々歎出候  
趣有之二依而何与なく御  
免也

廿一日

立夏

今曉七時四歩

夕

御茶

鞘豆飯

廿四日

辻將曹殿

右過急二登坂被仰付、夜  
前直二乗船被致候之由也

申鼓前退

廿日、己卯、曇、細雨、終日湿葉計二降也、少々寒、朝乗馬、香川多仲御用向二付  
入来、謁入、午前為伺御機嫌出仕、夕堀田右膳殿来儀、謁入、今午後長武左衛門  
来、内密話有之也、夜平之進來、若殿様御軍議為御伺来儿廿三日御乗船、御上坂可  
被遊旨被仰出候由、御年寄辻將曹殿御供之由也

廿一日、庚辰、晴、暖、例時出勤、夕申鼓前退、長武左衛門入来、昨日之一件猶又  
来談也、辻清人入来之由也

廿二日、辛巳、晴、暖、妣廟御祥月、祭祀者十六日二相濟候二付献菓子、西向寺江  
代参惣太申付、渡辺四郎右衛門当座法事之由二付戒善寺江も代参申付也、例時出勤  
夕八半時頃退、旦那様御出船前為伺御機嫌御登城被遊也、夕武左衛門来、内用談也、  
若殿様明日之御出船御故障被為在、先少御延引、御日限者追而被仰出候旨被仰出候  
由也

廿三日、壬午、晴、暖甚、長武左衛門入来、夜中も亦来、皆内用談也

廿四日、癸未、晴、暖和、三番川御座出来、乗初二付見分旁罷越、乗初之節予御座  
之間江乘、家来者次之間二乗せ、小頭平野藤四郎表二乗罷在、水主町<sup>(住吉方)</sup>住居社之边迄乘  
下候也、手付熨斗も出有之也、巳鼓後帰毛、直二出勤、夕未鼓退、守之進様御出被  
成御乗馬有之二付、夕方御馬場へ出儿、予手馬も御召被成也、森岡万之進此間<sup>(浅野)</sup>方歩  
行願相濟候二付久振入来、暮頃迄咄、酒飯を饗、余程全快二至也、慈君万之進与御同  
伴同方へ御出、御宿被成也、夜水谷姑君御出、藤川甚吉郎伴来也、御宿被成、野村\*

晦日

一 御役御免

奥田政次郎

一 御用達役

御膳番兼帯

三毛益登

一 御側詰同格

御武具奉行

奥田政次郎

一 御目付同格

御用達定加

大崎喜和馬

一 御目付役

武内保之進

帶刀殿義、公儀方御尋之義有之二付急度為相慎被置候様二与御目付室賀伊予守殿方御達有之、今日方閉門相慎被罷在候由也、帶刀殿者御年寄二而、御參集之公役人衆江專出会、御用向被取計候人也

廿五日、甲申、晴、夕曇、暖甚、例時出勤、夕八半時過退、小方木野方忌明前二付茶一袋并家小江為形見山繭綿入衣物一つ被贈、丹羽方口上二而為持来也、水谷姑君今晚御歸り被成、鮎を饗、慈君夜森岡方御戻り被成也

廿六日、乙酉、曇、午後微雨、朝為伺御機嫌罷出、夫方槍術稽古見物二出、敬次郎(村上)今日忌明也、山村江(静登)為見舞遣入、木野四十九日二付興徳寺江清太代參申付也、堀尾勝登忌明二付何角之返礼入来

廿七日、丙戌、時々雨、又寒、例時出勤、夕八時過退、西向寺江惣太代參申付、御用向有之旨御年寄衆方被申上候由二而、御三家様共夕方急々御登城被成候而、入夜御下城被為在候由也、戌鼓後御用向二而御奥江召、罷出候也

廿八日、丁亥、晴、寒、例時出勤、夕八半時退、出掛堀尾勝登妹之不快を訪、免角熱難解、食餌不進方之由也、今日浅野左大夫殿御立入初而被出候二付謁入、夜武左衛門来

廿九日、戊子、晴、寒、朝乘馬、夫方貫心流稽古見物二出、木野謙造此間方出府之由二而忌明返礼入来、酒飯を饗

卅日、己丑、晴、寒し、例時出勤、夕八半時退、木野謙造逗留中為見舞敬次郎を丹羽江遣入也、森岡・深町江毛行也、今日御役替少々有之也、夜、慈君江御出、御

23 四月

宿被成、(桑吉郎二来也)

四月 小

朔日、庚寅、曇、例時出勤、夕八時半時退、此間約し置候通極夕方木野謙造来、酒鮓を饗、深更迄被咄、桑原藤之丞毛折柄来、(武左衛門今夕入来、岩崎およし昨日保之進)結構被仰付吹調入来之由也

二日、辛卯、雨、寒、例時出勤、夕七時半時前退、今日者御両家様御集会二而御出有之、折柄素読所諸生之席書を御覽二付、於御書院席書有之、如例為見分出也、夕方雨歇

三日、壬辰、晴、暖、木野謙造方今日四つ時御用召之奉書到来之旨為知来也、朝為伺御機嫌罷出也、(美山)実山祥月二付、朝敬次郎妙慶院へ参也、夕木野謙造を丹羽二訪故一馬跡目、知行高百石、外様御馬回、爰元御呼戻被仰付候之由、被留酒出、入夜歸行掛妙慶院へ参、水谷へ先日之謝二行也

四日、癸巳、曇、夕雨、例時出勤、夕八時過退、今日守之進様御出被成、夕調練御見物被成候二付出ル、乍雨中被行、跡二而一同江御酒被下、尤御見物二付而之義二者無之也、(長防毛利家并吉川方)当御呼出二付一応御受之使者追々当着、今日御受引有之候由、尤是迄様子無之二付而八、来ル廿一日迄二必名代成共被差出候様二与の義被仰出、為御伝達本藩方御使者御使番小幡宗七郎殿、副使龍神(多因見)何某殿被相越、(六戸)備後介者御用相濟候二付早々引取、右期限通り夫々出芸之義相達候様二与被仰付候由也

五日、甲午、霽、例時出勤、夕八時過退、朝、高木来助入来、森岡之方銀談也、夜、武左衛門来、今、昼木野謙造入来、今晚小方へ帰候旨申聞候由也

六日、乙未、晴、暖、森島兵蔵義当家門長屋之内へ差置呉候様先達而田中実五郎を以願出候二付、厩之隣物置場所貸遣、今日引移候也、尤右之趣者此間御用人中迄一応申出、窺被呉、勝手二仕候様被仰出相済居る也、例時出勤、夕八時過退也、退出掛堀尾へ見舞、おち(か脱方)病氣先同様之趣也、昨日御年寄衆方御連手紙を以小笠原吉岐守様方別紙之通御達有之候間、兼々被仰付置候通御油断者被為在間敷候得共、猶其御心得有之候様御沙汰之旨被申上候由、右二付御家来中者御目付所二於而拜見被仰付也

御名江

毛利大膳父子御裁許之儀二付末家毛利左京・毛利淡路・毛利讃岐并吉川監物、大膳家老宍戸備前・毛利筑前、広島表江罷出候様先達而相達候処、いまた出芸之模様も不相分候二付而八、猶又別紙之通相達し候間、此段為心得相達候、尤松平近江守へも可被致通達候

四月

口達之覚

別紙相達候期限二至り万一名代も不差出候八、御裁許違背よりも其罪重く候付、速二御討入可相成候間、兼而其心得二而差函相待候様可被致候

四月

毛利大膳江



25 四月

三

右之者へ相達儀有之候間、広島表江可差出旨先達而相達置候処、若病氣候と毛押  
而来ル廿一日迄二罷出候様可被申付候 四月

毛利大膳家老

六戸備前

毛利筑前

毛利大膳家(老脱カ)

六戸備後助

一 毛利大膳・毛利長門并長門惣領興丸へ相達候義有之候間、来ル廿一日迄二広島表  
へ可罷出候、若病氣候八、末家并一門之内為名代可差出候、右之段早々罷歸、大  
膳始へ可申達候

毛利左京

毛利淡路

毛利讃岐

吉川監物

二 本家大膳父子并長門惣領へ申渡旨有之二付、先達而其方へ相達候儀有之、広島表  
へ可罷出旨相達置候儀二付、若病氣候と毛押而来ル廿一日迄二可被致出芸候、  
尤押而毛難罷出候八、重臣之内老人可被差出候

四月

今朝致乘馬也

村上家乗 慶応二年 26

七日

小満

夕七時

始而蚊蠅を施

八日、左之通今朝登城有之、若殿様御逢被遊候之由也

永井主水正殿

室賀伊予守殿

平山謙次郎殿

右下城後早速長州へ左之通為御使者被遣候旨被仰出、即刻出立被致候由也

御用人

桜井与四郎殿

七日、丙申、晴、暖和、朝素読所会読へ出席、夫方為伺御機嫌罷出、西向寺江宗太代参申付

八日、丁酉、晴、暖和、例時出勤、夕八時過退、敬次郎白鳥辺江歛井藤川伯母氏之差合を訪也、辻二而酒飯出候由、慈君御機嫌能御逗留被成候由也

九日、戊戌、晴、午後曇、夕雨、朝乗馬、例時出勤、夕八時過退、万之進又今日者胸痛二而得出勤不致候之由、夕方見舞使遣入、昨日者又吐毛有之、其後免角胸痛強困候由也、夜風雨甚

十日、己亥、霽、風吹、薄曇、有蒸気、朝高木来助来、今朝森岡へ見舞候由、万之進昨日者大二困候処、夜前以来者胸痛止、大二快、文磧江毛昨日早速診を乞候処、何れ時々々様之義者尚毛可有之、何毛替候事二者無之旨申候之由也、為伺御機朝之内罷出、夕平之進来、夜長武左衛門来

十一日、庚子、晴、薄曇、例時出勤、夕申鼓後退、於京都高謙院様当月二日朝御嘔吐四五度、御下痢兩度被為在、夫方御昏睡、人事御不省、御半身御不遂与申様之御事二而、全御卒中風之御症二被為在、同三日夕又御掌付毛被為在、先少々御寛解之御様子

二者被成御坐候得共、何様御大病、不一心御容体二被為入候旨急便二而相聞ル也、右二付渡辺雅登急々上京之御内意被蒙、尤高謙院様之处者兼而方御病中二御人出等者決而不被為在候様二与吳々御断之義堅被仰進有之候故、来ル十四日頃之出立二御内意被仰出也

十二日、辛丑、雨、午後霽、復寒、例時出勤、夕申鼓前退、夜森岡万之進を訪、其

27 四月

十三日、森岡万之進、今日御役歎願書差出也

後者居合、胸痛者無之候由、尤又些羸瘦いたす也、何分早々御役歎を出、得斗療養致度旨申聞、至極之義与致同意置也、森岡二在中御材木場出火之由、六丁目辺二而八一円不知、尤番所焼失、聊之事二而消留候由也、去ル四日長州寄兵隊之者百人余脱走、行先不相知旨当藩へ案内有之由也、然ル処、去ル十日備中倉敷御代官所江浪士八九拾人押寄、放火乱妨二及候由二而、当地参集之歩兵隊急々其方へ繰出二相成、尤右浪士石州銀山領へ回り候趣二相聞候二付、廿日市辺二向而も繰出二相成候由、帰途市中歩兵并役人衆縦横混雑之体也、夜半後又出火、六丁目筋へ当候由二付、早速出場致入、御下屋敷北裏御境隣寺尾生十郎殿屋敷一軒焼失、外類焼無之候由、全付火与相聞ル、曉七半時過引取也、御下屋敷内北側御多門方者至而間近候得共、何れも瓦屋根故、別条無之候由、危殆之事二有之候也、森岡始御多門内へ見舞使遣入也、堀尾四十九日逮夜之由、敬次郎被招参候也

十三日、壬寅、晴、又甚寒、例時出勤、夕八半時退、出勤前、木原慎一郎殿来儀、謁入、即今時勢之義二付而議論有之、御直之御逢を被願候二付相伴而御館江出、申上候而御逢被遊也、渡辺雅登明日上京被致候付、高謙院様へ御見舞之品、金子を托し相囁る也、堀尾之方今日四十九日法事二付本照寺江敬次郎参、法事中相詰る也、夕平之進、夜武左衛門来、御奥方第五根拜領被仰付也

十四日、癸卯、晴、寒、午時為伺御機嫌罷出、堀尾江見舞并此間茶被贈候謝旁々行おち、今以同様、未少も好兆も不相見候由也、敬次郎從堀尾詮寿院殿形見、上田縞単物一被惠也、木野謙造方明日從小方何れ茂被戻筈之由、丹羽より為知来也

〔十七日、東城江出張被仰人名左之通也〕

御目付

岡島平之進

御用部屋詰

岩崎良之進

御歩行目付

中山彦太郎

御武具方

村井虎次郎

勘定場足輕

吉人

鉄炮組

十人

十五日、甲辰、晴、寒、例時出勤、夕八半時退、〔木野謙造方今日被戻候二付、朝方為見合清太遣入、夕方為歎敬次郎遣入、饗二逢候由、入夜帰候也〕

十六日、乙巳、晴、甚寒、〔朝御用向有之、佐藤源右衛門殿へ行謁入、例時出勤、夕八半時過退、妙慶院へ代参申付、今曉從東城急飛脚到着、備中倉敷へ外聞二遣被置候者帰候由二而、同所之様子委敷申来、御代官桜井久之助殿八先頃以来暫く当所二滞留二有之候処、此間被引取候得とも、去ル九日二備中笠岡へ着、十日二者倉敷江被還候筈之処、右之次第二付幸二難を被遁候由、浪士者凡式百人許、備前領連島与申所へ九日揚陸、同夜御陣屋後稻荷山与申江上り、勢揃致し、十日曉二御陣屋へ乱入、放火狼藉二及、夫方井山宝福寺へ引取、又十三日二時田相模守様御陣屋浅尾へ押寄、及乱妨放火、同し糧二因居松山・新見・成羽其外諸侯・旗本之御在所方御人数も出候得共、未戰爭等者不始候由也、右二付此方様方者東城表江平岡島平之進・岩崎良之進等、其外頭書之通明日被差遣候旨被仰出、尤御上方者未何方も御人数出等者無之御様子也、〔十一日記之通、高謙院様御病氣其後追々御勝不被成、去ル十日午刻終御卒去被成候由、奉絶言語也、依之昨日方三日之間諸事穩便、尤普請作事八一日用捨致候様被仰出也、右二付御表計御次迄罷出、旦那様御機嫌を伺ふ、勿論平服之儘也、〔岡島平之進・岩崎明日東城へ出立二付、為暇乞入来、是方も使を以暇乞申遣入也〕

十七日、丙午、曇、寒し、〔朝素読所会へ出席、夫方御館江為伺御機嫌出ル、〔山村靜登忌明返礼入来、辻清人入来、此節竹筍生候付明後日何れも参候様二与申聞也、〔今日近江守様御出府、当度八三之御丸御表御旅宿二相成候由也、〔昨日御馬養生有之、

29 四月

御坪 せんまる  
ごんにやく

しらわへ

御飯 御香の物

御飯 御香の物

御汁 豆ふさい

白みそ

御飯 御香の物

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

御皿 ずたれふ

小人

式人

以上

十六日、高謙院様御法謚  
高謙院殿恭誉玉峰慈保大  
法尼  
御年

廿一日、早晨

酢わへ

油あけ

香たけ

すたれふ

大こむ

ごんにやく

けむ

当家馬も灸暖治致しもろふ也

十八日、丁未、曇、夕微雨又罷、夜又雨、例時出勤、夕八時過退、久野秀太郎時候

見舞旁少々之御用向を兼入来、夜家小辻江参宿、昨日清人噂之趣二付而也、今夕藤

川甚吉郎入来、家小今晚方辻へ参候様子承候由二而、明後日同方へ参候様子二与申候

得共、廿一日者大融廟御祥月二而、廿日者速夜故辞スル也、去ル十二日方追々備中

江御繰出之公儀御人数今夕凱旋、暴徒速二鎮静二至、首級・生擒も少々有之由、未確

説者不聞候得共、相違者無之趣也、御人数者蒸気船二而往来有之二付誠迅速之事共也

十九日、戊申、晴或曇、夕全晴、寒、朝御用向二付佐藤源右衛門殿江行謁、帰途熊谷

右内殿へ過日酒被惠候謝二行、例時出勤、夕八時過退、夕方辻江行、藤川江毛寄

辻二而有饗、敬次郎も参、黄昏過帰、家小・敬次郎も跡方帰候也、備中暴徒之鎮静

者相違も無之、百五六十人之内百人計討取、十人計生擒、賊之船をも乗取、殊之 outsider

柄之由二相聞候得共、風説区々二而確説者未聞也、当地滞陣之公儀御人数之内一番

隊草津迄繰越二相成、昨日方海蔵寺江毛歩兵頭二而徳山鋼太郎殿与申御旗本宿陣二

相成候由也

廿日、己酉、晴、寒、長武左衛門来、渡辺故四郎右衛門石塔之文字を認候事を乞、認

遣又也、備中二而之生擒老人公辺方御預け二相成、今日町方吟味屋敷江受取二相成

候由也、夜慈君従辻御歸り被成也

廿一日、庚戌、快晴、朝寒後暖、大融廟御祥月祭祀如規則行之、大教廟も如恒奉配

祀候也、例時出勤、夕八半時退、今朝藤川甚吉郎入来、来ル廿八日何れも参候様子二

相成候由也

村上家乗 慶応二年 30

御平 竹籠頭  
 三ツ葉 椎たけ  
 御菓子 焼まん頭  
 吹よせ 卷せんへる  
 以上  
 同夕  
 御茶 煎豆飯  
 廿三日 入梅 芒種 朝五時七分  
 備中二而被擣候浪士、一  
 昨日小笠原侯御旅館へ出、  
 御問尋有之、姓名左之通  
 之由也  
 佐波三郎  
 廿四日 一歎二付 吟味役御免 森岡万之進

与申、諾し置也、夕熊谷右内殿来儀、過日借用銀之挨拶也、実母之喪二而延引被致  
 候由も挨拶有之、丁寧之人也、今朝堀尾を訪、おちか少々快方之由也  
 廿二日、辛亥、晴、暖、午後寛薄暑、例時出勤、夕八時過退、朝西向寺江代参申付、  
 久野秀太郎方集会二付申鼓頃方行、入夜帰宅、河瀬極人被行、崎田恪衛被会、久留  
 杏蔵も会、一井久太郎明日大坂へ参候由、暇乞入来、從是八敬次郎遣入也  
 廿三日、壬子、晴、薄暑、朝乘馬、御馬場へ出并御奥へ為伺御機嫌出ル、夕西向寺  
 江参詣、夫方木野江引戻之歡二行、酒出、極夕帰宅、今夕星野貞之助明後日奴可郡  
 御趣法所へ出立之旨二而暇乞与して来  
 廿四日、癸丑、曇、薄暑、例時出勤、夕八時過退、森岡万之進願之通吟味役御免  
 被仰付也、其外御役替等少々有之也、森岡へ怡使遣入也、其外近所之分も歡使遣入  
 也、夕片岡弘義夜前從東城致歸着候由二而來、此度八宮崎息或太郎義為諸芸修行当  
 所江被出度旨二付同伴二而帰候間、逗留中者当家江差置兵候様二与厚頼之伝言有之候  
 旨申聞ル、不外宮崎之義如何様共可致二付、いつ成とも同伴し来候様二申置也、今  
 日於海蔵寺高謙院様之御回向有之、公儀衆宿陣中二候得共、何も差支者無之御執行  
 相成候由也  
 廿五日、甲寅、晴、薄暑、例時出勤、夕八時過退、渡辺廉之助・高木来助昨日被仰付  
 之為吹調入来、武内保之進入来、同人舅潜龍義久振二岩崎へ来候由二而潜龍方附托  
 之書詩を持参、於九年来一巴首信不通之処、案内二来候由、当時江戸上野二居、段々  
 諸国遍歴致候趣之由、自作之詩を見れば不相更矜狂之病未除様二被考也、唐人馮鏡

## 31 四月

一 御切米吉石  
 御増  
 小島左源太  
 御役向常々出精二付  
 吟味役  
 一 御代官  
 割奉行 其儘兼帯  
 渡辺廉之助  
 右御勘定奉行動向を毛  
 加り相勤候事  
 一 御代官  
 高木来助  
 御威奉行  
 一 御作事奉行  
 御山方 兼帯  
 長束吉之進  
 一 御作事奉行  
 添役  
 松尾角左衛門  
 廿七日、早晨  
 御献立  
 何も去ル廿一日之通二付  
 略之

如与歎申書、白巖与申扇面之書惠也、潜龍八故常介弟渡辺善助事也、中比龍徳兵衛  
 又趙銅齋杯共改候也、夕見廿馬有之、御馬場江出ル、守之進様御出被成御目見仕候  
 也、極夕片岡弘、宮崎或太郎を伴し来、軽牛吸物・酒肴を設け献酬致又也、直二当  
 家へ宿、右或太郎爰元逗留中差置候段者、今朝於席月御用人江口演二而窺之義申出  
 御聴届相済也、小島左源太為吹調入来  
 廿六日、乙卯、雨、大覚薄曇、朝乘馬、夕為窺御機嫌罷出也、宮崎或太郎夜前方  
 当家へ逗留為致候段月番御用人江紙面二而及案内也、今朝高木来助御用向二而来候  
 付、或太郎貫心流稽古場へ出席之義頼、且土屋政之進へも伝言二及置也、御厩小頭  
 吉田藤次義此度東城御人数出二付去ル十七日出立罷越候処、途中方不快、急疫症二  
 而去ル廿三日死候之由、不愍之至也、夜武左衛門来  
 廿七日、丙辰、晴或曇、有蒸気、夕雷鳴過雨、信楽御祥月、早晨祭祀如規行之、常称  
 廟毛御取越祭祀仕候也、西向寺へ代参申付、例時出勤、夕未鼓後退、藤川甚吉郎  
 来、弥明日者何れも来呉候様二与申聞候由也、右之趣二付何れも白昼二参候而八目  
 立敷も有之二付、慈君・家小共今晚より辻へ参宿也  
 廿八日、丁巳、晴、薄曇進、例時出勤、夕未鼓後退、極夕方藤川江被招行、佐藤益  
 之丞、久野国太郎夫婦会、有饗、入夜戌鼓前歸、慈君・家小・敬次郎共参、宮崎或太  
 郎も伴候、行掛星野幸次郎へも過日之歡旁々行  
 廿九日、戊午、晴、薄曇、朝森岡へ見舞、万之進余程快方二見ゆる也、西向寺江参、  
 夕為何御機嫌罷出、長防御呼出之面々名代出揃二相成候由、右二付明朝日小笠原

朔日

長州名代

六戸備後介

右不快二付

赤川又三郎(本)

徳山名代

福間式部

長府名代

毛利伊織

清末名代

平野恒(郷)右衛門

岩国名代

今田鞆負

長州家老

六戸備前

毛利筑前

右兩人者不快、名代者不相成候故、夫切二相濟候

吉岐守様初大小監察其外御役々国泰寺江御越、毛利大膳殿以下三末家、吉川監物名代江御裁許被仰渡筈之旨御年寄衆方申上有之候由也

五月 大(小)

朔日、己未、曇、夕方雨、涼、例時出勤、夕八時退、片岡弘・平野伝右衛門・星野貞之助等夕方来、御用向申談

二日、庚申、雨、復寒、朝例時出勤、夕八時退、昨日小笠原侯始大小監察其外御役々四時国泰江御出、萩・徳山・長府・清末・岩国等名代江御裁許被仰渡候筈之處、六戸備後之介腫物二而出堂御断二付、段々往返有之、約儿処赤川又三郎名代二而相濟候事

二成、夕七時頃小笠原侯国泰寺江御出二而御裁許左之通被仰渡候由也

毛利大膳

毛利長門

毛利興丸

毛利大膳・毛利長門家政向不行届、家来之者黒印之軍令状所持、京師へ乱入、禁闕江発炮候条、不恐天朝所業不届至極二付、可被処敵科処、任用失人、益田右衛門介・福原越後・国司信濃於出先条々之主意取失、及暴動候段罪科難遁、深恐入、三人之首級備実檢、猶參謀之者とも斬首申付、寺院蟄居相慎罷在候旨自判之書面を以申立、其後御疑惑之件々相聞候付、大目付・御目付を以糾問之處、弥恭順謹慎罷在候由申立之趣者御聞届相成候得共、元来臣下統御之道を失ひ、家来之もの至犯朝敵



33 五月

由、六戸備後介者小笠原  
侯方為見届御医師兩人被  
差向、実病相違毛無之故、  
赤川又三郎へ御達二而相  
濟候之由也

罪候段其科不輕、不埒之至二候、乍去祖先以来之勤功被思召、格別寛大之御主意を  
以御奏聞之上、高之内拾万石被召上、大膳者塾居隱居、長門八永塾居被仰付、為家  
督興丸へ式拾六万九千四百拾石被下候、家来右衛門介・越後・信濃家名之儀者永世  
可為断絶旨被仰出之

右之外末家、吉川等江之御達者未聞候得共、何れ右二關係致候之義御達之事与被察也  
三日、辛酉、晴、冷氣也、朝高木来助入来、森岡借財之義二付内談有之、お佐代縁  
組入用毛約り、式拾金二而相濟候由也、貫心流劍術見物二出儿、為伺御機嫌罷出、  
渡辺雅登留守を訪、龍徳兵衛張潜龍事当時逸枚与申由、午後来、十四五年前出当所を  
出、暫江戸東叡山下へ居、六年前江戸を出、松前・箱館辺方諸国遍歴、九州辺江毛漫  
遊致候由二而、諸名家二而乞候書画数々持參、見せる、高慢之一狂人也、夕酒を饗  
夜二人迄話入、武左衛門来、岡島平之進入来、昨日從東城歸候付歎使遣候謝也、  
岩崎良之進同断、辻へ使遣、慈君明後晚御歸被成候旨申歸也

四日、壬戌、晴、冷氣也、例時出勤、夕未鼓前退

五日、癸亥、晴、冷氣葛衣凄如也、朝為御祝詞麻上下着出仕、御表・御奥毛如例御  
祝詞申上、御二所様御目見仕也、辻清人入来、慈君兼而今晚御歸被成候之処、三日  
麻疹之御様子二而未透与不被成二付、今少御逗留被成候筈之由申聞也、午後張潜龍  
来、困暮、堀尾勝登・高木来助毛来、夕酒を饗、伝右衛門平野・武左衛門長・良之進毛来也、  
庭前ノ枇杷御奥へ御慰二差出候也

六日、甲子、曇、例時出勤、夕八時退、御奥方昨日之器へ御移与して御粽十五本頂戴

九日

長州家老

六戸備後助

小田村素太郎

右兩人江御達之義有之二  
 付、今朝五時国泰寺江罷  
 出候様二との事二有之候  
 処、不快二付今暫御猶予  
 之義申出有之、依之旅宿  
 二御徒目付、御小人目付  
 御差越二而、右備後助義  
 者最早名代之御用者無之、  
 兩人共御不審筋有之二付  
 此御方江被成御預候之旨  
 申渡有之候由也

十日

夏至

今曉八時迄分

仕候也、慈君為御見回敬次郎江遣入、追々御快方二付明晚御戻可被成との御事也  
 七日、乙丑、雨、涼、常廟御祥月、西向寺江代参申付、朝素読所江出ル、諸生会読  
 也、為伺御機嫌出仕、長束吉之進先月歛之謝入来、慈君夜從江御歸り被成、麻疹者  
 最早引候得共、余熱未透与不去候二付、御食御進不被成、御平臥被成、此間方松本元  
 郁葉御服用被成也

八日、丙寅、雨、午後罷、蒸、例時出勤、夕八時過退、稽古場炮術会見物二出ル  
 九日、丁卯、雨罷又降、例時出勤、夕八時退、過日以來寺町二逗留罷在候長州家老  
 六戸備後助并小田村素太郎義、今夕公儀へ召捕二相成候由、就而八歩兵隊其外多勢之  
 御人数寺町を囲警固有之、殊之外騒々敷有之候由、右兩人者直二当藩へ御預二相成  
 兩人家来并附屬之者者国元へ引払候様御達し有之、赤川又太郎者御構無之、右同様二  
 引払二成候由、六戸備後助与云八元来山県半蔵与申激徒仲間、昨年以来六戸を名乗  
 同苗備前養子与相成候申立二而、家老与成出居候由、小田村素太郎も激徒仲間、兩人  
 共二此度御呼出二成居候激徒十<sup>(虫類)</sup>之中由、右等二付御不審筋有之趣也、曉雨甚  
 十日、戊辰、雨罷、蒸、長束故市郎右衛門一周忌之由二付、今朝妙風寺江家来代参  
 二遣入也、夕潜龍困暑二来、夜迄話入、家小夜木野へ行宿、夕敬次郎乘馬  
 十一日、己巳、曇、例時出勤、夕八時退、昨日渡辺兵馬忘明返礼名代野原八右衛門  
 来候由也、御年寄上座江將曹殿義公辺方御尋之義有之、急度為相慎置候様御達し有  
 之、謹慎被仰付候段申上有之候由也、如何之御趣意二裁不審、過日野村帯刀殿も同  
 断、是以為何訳やら二円不相分、全御疑惑筋之義与被考、畢竟當時有志而時世之慷慨

35 五月

十一日、田中軍太郎八御家人二而八無之、無息二而全浪人同様之者、先年大和騒動之砌浪徒仲間二入居、被召捕候之由申人も有之、両説之内、何れ歟非ならん

十二日、出勤中於席堀尾勝登方来ル廿日澄源院様御法事之節旦那様御不参二付、右御名代拙者江被仰付候間、相勤候様二との義、其節馬・駕籠之内御貸可被下与の旨被達、奉畏候段御請申述也

十五日、毛利大膳殿父子御裁許被仰渡後、防長国民動揺致候哉之趣二付、御国境迄御先手之御人数早々御繰出之差小笠原閣

を抱、議論を呈候様之者甚公边之御禁<sup>(虫損)</sup>与被考也、尤御步行組田中軍太郎与申者江戸聖堂二於而攘夷之論を致し、夫二依而公边江被召捕候二付、当御藩中二而有志慷慨家之姓名等録候手扣杯悉公边江被取揚候之由故、将曹殿、帯刀殿杯毛矢張其中之人二而可有之歟之風聞毛有之也、長束清次郎此間之謝入来

十二日、庚午、雨、涼、例時出勤、夕八時過退、夕片岡弘入来、家小夜從木野帰、敬次郎も夕方木野へ参、伴帰、家小夜前森岡へ見舞二行候由也、夜中御用向二而御奥へ出ル

十三日、辛未、雨蕭々、夜来川水少々増候由也、例時出勤、夕八時退

十四日、壬申、終日雨蕭々、寒、巳鼓為伺御機嫌罷出、夜又御用向二付御奥江出

今日者<sup>(談)</sup>右近様御宅へ此方様<sup>(上田)</sup>主水様御出、御年寄衆江御応対事被為在<sup>(衍)</sup>筈之処、御用向二而御年寄衆御断二付、被仰值候而夕方御三家様共御登城被遊候由也

十五日、癸酉、雨霽、寒、例時出勤、夕八時退、今日者御城表惣出仕二而、從若殿様時世之義二付御意事被為在候由也、今年者夏御貸米今日相渡、田打米二而石二付五百八拾五匁之価二候由、高価二候得共初旬江比候得者式拾錢目余を減、乍去不都合之価也、予毛附足輕之御貸米切手拜戴也、夜潜籠困甚二来

十六日、甲戌、晴、不順二寒、妙慶院参詣不能、惣太代参申付、例時出勤、夕八時退、昨日於御城若殿様方御意之趣左之通御書付写拜見被仰付也

今般長防御裁許被仰渡之義二付情態考察致候処二而者、約り紛乱二可立至哉二候処、当今外夷之患毛不容易折柄、内地兵乱差起候而八此上士民之疾苦不一方、折角寛

村上家乗 慶応二年 36

老方御指図有之候得共、此節人心不穩、御鎮撫方御苦心之被仰立二而、御先手御繰出者御猶予被仰出テ、御境目警固之御人数津田・小方村之内迄被差出候之由也  
右二付半大隊之御人数今暁出立有之由也

惣司大御目付

寺田他人助殿

御先手者頭

寺西要人殿

竹腰左助殿

勝田六三郎殿

木本進殿

御目付

神保弥一郎殿

大之叡慮台命も無詮事二相成、如何二も不忍坐視二、不取敢殿様御上坂被遊度思召之処久々御不快、其儀難被遊二付、我等御名代与して致上坂、即今之事情巨細申上、於膝下台慮も委悉相伺候上者、被安宸襟度台慮之寸補も差備度微衷存立候義も有之候処、有故而令延引候、就而八赤心空敷相成、遺憾而已ならず却而御嫌疑二共相成候歟、年寄共兩人迄為慎置候様二との御沙汰二相成、如何之御次第歟八不分明二候得共、実二存外之仕合、痛歎此事二候、乍去此義者一家一国之事共可申歟、此未隣藩御裁許違背、遂二干戈之御沙汰二相成候上、御凱陣及遅々候様二而八其虚二乘し醜夷之覬覦眼前二有之、不止一家一国之悲憤、天下之疾苦今に百倍致し、叡慮之程も如何可被為在哉与慨歎不可言次第二候、斯儿苦難之場合二付何れも熟慮勘弁致、存旨有之者八無伏臆可申出候、万一存意包蔵致、自己之振舞等有之候而者反本意、不都合之義二付、其段屹度相心得下知相待候様可致候

夕長武左衛門入来、六戸備後助・小田村素太郎、此御方へ御預二而八新開役所二被差置、大小姓中吉人、御中小姓中兩人、御先手足輕五人、其外小人類日夜番有之、備後助八痛所二而御免を得平服、素太郎者始終麻上下着之由也

十七日、乙亥、朝曇後晴、寒、朝素読所会読聴聞出席、夫方為伺御機嫌罷出、宮崎或太郎・森島兵蔵を連石内村製蠟場見物二行也、夕片岡弘入来、大島五兵衛来

十八日、丙子、晴、寒、例時出勤、夕八時退、来ル廿日、澄源院様御七回忌御法事二付、今日海蔵寺御非時二被出候二付、御内廟御回向中竹之間へ詰、相濟而如例御位牌焼香拜被仰付、前後海蔵寺へ挨拶二出ル、右二付麻上下着二而致出仕也、野村帯

37 五月

十七日

御名家来

野村帯刀

右之者先般防長御所置之儀二付役々江家老共呼出し、見込之趣為相尋候処、勤柄不似合之申立毛有之慎申渡置、心得方可相尋之処、国事多端之折柄、深御旨趣毛有之候付慎差免候、此上二際憤発致勉勵候様其方急度可被申付候

十九日、高謙院様御遺物  
拝領

白御帷子 一

御文匣 一

岡崎御内仏江去月廿九日献備

御香奠 金貳百疋

刀殿昨日公辺方謹慎御免二相成候由、尤其御趣意甚難居合様二被考也

十九日、丁丑、曇、寒、不順氣也、例時出勤、夕八時過退、渡辺雅登夜前從京都歸被致候由二付、使を以歎見舞申遣又也、右雅登被歸候二付、高謙院様方御遺物白晒御帷子并御文庫拝領仕儿、雅登殿江者兼而頼置候趣毛有之、御庵室之御内仏へ御香奠金貳百疋差上候事二取計被呉候由也、芝山昌徳院様方御直御感戴之御菓子一箱頂戴仕候也、御先手之御人数御国境迄繰出方之義兼小笠原閣老方御達之趣毛有之、二川主税殿備相組御人数小方村江出張被仰付、来儿廿一日四つ時屯所へ惣勢着到、一同出張有之筈之旨御年寄衆方被申上候由也

廿日、戊寅、終日微雨、澄源院様御法事御名代被仰付候付、今朝四つ時前出宅、海藏寺江罷越、後座勤行中二付少時詰席二而見合、無程相濟、御代香并御墓所御拝共相勤、夫方休息所二而御齋頂戴相濟、下山罷歸、御館江出、御休息中二付老女迄申上、御用達へ御齋頂戴之御請申述、九ツ半歩頃帰宅、尤今日も休息之間合を以自分拝毛仕候也、今日者午後二麗照院様御十三回忌御取越之御法事有之也、供連者一昨年八月御名代相勤候節之通若党兩人、平服、槍持小者合羽籠持也、尤雨天故駕籠之者借用仕也、御奥方御法事二付御重之内牡丹餅御茶の子与して頂戴被仰付也

廿一日、己卯、終日雨降、有蒸氣、例時出勤、夕八時退、一昨記之通今午後御先手御人数出張有之候之由也、堀尾之方純忠院七回忌明日相当、法事有之由、敬次郎今夕速夜二被招行也

廿二日、庚辰、雨罷、暑し、此間以来兔角体中不佳、且足痛二而着坐二困候故今日

廿日、萩井長府・徳山之御家来江戸定府二而召捕二相成居候者九拾式人、本藩御船二而一昨日宇品へ着、直二此御方へ御預二相、昨日西寺町寺院江御移し二相成候之由也、右者兼而長州へ御引渡二相成筈之由也

廿四日、上方筋米高直二付無頼之困窮者抔一揆を起、去ル九日十日之頃、兵庫・西ノ宮辺大家之米賣を打潰候由之処、其気大坂江移、十三日、難波堂島辺、其外処々米店を乱妨致し、大ニ騒動二及、公辺方段々御手入、悪党者被召捕、漸鎮静いたし候由也

者出勤不致、杉岡文磧を呼診を乞、矢張不回り方之事与申、薬を投、折柄宮崎或三郎毛痰二而困候故診を乞候処、全大痰与相考候由二而、是又薬を患、喘痰方者易治由申也、朝因伝寺江敬次郎参、法事中詰、西向江毛同人為参也、今朝高木来助入来廿三日、辛巳、晴、向暑之意アリ、森岡万之進快出之由二而来、御家祈祷之御供物恒之通頂戴被仰付、御用達方坊主を以為持来、引籠中二付取次を以御請之口上為申演也、夜潜龍来

廿四日、壬午、曇、向暑尚輕、惣体未快候得共、今日者致出勤、夕八時退、渡辺雅登・大島五兵衛を宅へ会、京都之御用向申承也、跡二而酒を出入、夜中御用向二而御奥へ召、罷出、亥鼓退、今夕遠雷両三声、今夕文磧来診

廿五日、癸未、曇又晴、向暑之意、始而葛衣を着、例時出勤、夕八時退、敬次郎尾長天満宮江参、木野謙造入来、此度御出陣之御供を蒙候旨申候由也、主水様西口江為御先手御出陣被成候様、尤御日限者尚被仰出候旨昨日被蒙仰候由也、夜雨降

廿六日、甲申、雨、蒸暑、御宇衛様今晝以来御腹痛、御吐瀉二而御困り被成由二付、朝為窺御奥へ罷出、御不旋之上少々雨水二御中り被遊候二而為指御様子二者不被為在候段御医師申聞、午前就御用向復御館江出ル、御宇衛様追々与御居合被遊候御様子也、極夕復為伺罷出、愈御居合被遊、少し八御寝毛被遊、御吐者透与御止り被遊候由也、夕方佐藤喜代見来、調新式之手続を致し被見せ、家来兩人へ手を附呉る也、跡洋算術之話二及、全筆算点竄術之如キもの也、酒を饗、夜潜龍来、困暑

廿七日、乙酉、晴、夕曇、蒸、例時出勤、夕八時退、御宇衛夜前以来益御快方二被

39 五月

廿五日

小暑

夕七時七分

廿七日、堀尾勝登、此間  
法事之節何角之謝入来之  
由

廿八日、僕を替

佐伯郡石内村

百姓孝助倅

幾八

寅廿才

同日、渡辺雅登京師歸  
着、何歟之返礼入来之由

廿九日

丹後宮津七万石

松平伯耆守侯

為在候由也、夕方、松本元郁来、此間頼置候通左手尺沢を刺絡し呉、枯血三十目許  
出入、跡二而酒を饗、夜雨、今朝西向寺へ敬次郎参

廿八日、丙戌、雨、暑し、例時出勤、夕八時過退、此後調練之方復御力入候事二被  
仰出、定日六才二相成、(齋)甲州流御備之方与者出方別二相成也、僕新吉志願筋之義二  
付乍季間暇を願出、代人差出候二付暇遣し、代人今朝方来候付直二下宿為致也、代人  
者石内村百姓孝助倅幾八与申者也、且那樣今夕御用向二而急々御登城被遊候由、夜  
半後御下城被遊、召候而御奥へ出、曉二及退、今夕森喜久二来、当家馬を暫時借用  
之義申来、立用スル、実者日比騎馬之助殿急二御使者を被蒙候二付而之借用之由、右  
者兼而(森)仙太郎方薄々頼居候事也、閤老宮津侯今日御到着之由也、長州御請之期限明  
日迄御甘メ二相成居候处、中々御請有之様子二者無之、依之防州吉川方使を被差出、  
甚以苦々敷趣二内々相聞也、尤宮津侯者紀州御惣督江御附屬之筈一候处、蒸気船二而  
突然与御出二付、兼而御旅宿之御構も無之、不得已御客屋二御逗留之永井主水正殿を  
俄二外へ転宿二而、御客屋御旅館二相成候由也

廿九日、丁亥、晴、向暑之意あり、朝堀尾へ此間純忠院法事之節茶子到来之挨拶旁  
行、位牌江焼香、拜致又也、渡辺江毛京師歸着之歡且岡崎御内仏へ御香奠献備方心配  
二預候謝旁々行、御館江毛御機嫌伺二出候也、夕調練江出場、杉岡文碩来候由、調  
練出場中二付不謁、今朝大島松太郎来、西洋二而新發明之七発込手銃之写真図を持  
来見せる、是迄之手銃一発装填点放之間二者七発全了、殊二中も失誤少千由、実二希  
代之要器也、一手銃之六発込者近年既二見之、手銃之連発仕掛者是始而也

三日、日比騎馬之助殿より此間以来両度馬用立候挨拶与して紅魚一尾被恵、森仙太郎方為持来也、家来口捕江も多葉粉代被恵

同夕

井 胡瓜揉うを

赤糸ぬ

八寸 鯛切身

焼豆腐

鉢 紅魚

吸物 鯛あら

花酢

以上

六月 小

朔日、戊子、晴、向暑、例時出勤、夕八時過退、津沢閣老当所御出二付小笠原閣老者明日当所御出船、豊前小倉表江御出張被成候筈二御達し有之候由也、(宮津方)今朝又々日比之方江馬貸くれ候様二喜久二頼来、其意二任也、御宇衛様愈御快、今日御辱御掃被遊候由奉恐悦也

二日、己丑、雨、有蒸気、例時出勤、夕八時過退、一昨日防州吉川方之使者江波江来、長州御裁許之趣弥以士民共承伏不仕候二付、大膳父子御請申出被申候場合二難至、不得已手切之挨拶有之、依之弥期限通諸手御討入之御手筈二相成候由也、小笠原吉岐侯今日当所御出船、小倉表へ御出張被成、跡者宮津侯諸事御心得被成候旨御達し有之候由也、紀州侯近日御着陣二付、(浅野)菅丁目筋御用屋敷御本陣、野村帯刀殿屋敷御下陣構二相成、依之帯刀殿二者右近様之御上屋敷御広式御不用之御場所御立用二而被引移候由也

三日、庚寅、晴又曇、暑し、朝為伺機嫌罷出、夕又雨、星野貞之助明後日出立、(奴可郡)保田村江參候由、其便二宮崎或太郎一緒二帰度趣兼而藤九郎方被頼越候趣も有之二付、昨日貞之助を呼、委細二囑置、其節約し置候而、今夕貞之助来候付、或太郎引合せ、且姪同方へ引越候以来緩々咄も不致二付、真之輕酒肴を設、献酬を致、且或太郎餞意をも致又也

四日、辛卯、晴、俄然暑意を増、有蒸気、例時出、夕八時過退、御先陣二番手原新五兵衛殿備相組今日黒川村迄出張被仰出、御城内屯所五時揃之由二而、朝方賑敷様子也、



41 六月

桃美 五十九顆  
 左之通御奥へ差出入

夜四時五分  
 土用入

八日

主水様（上由）二者明五日御立（佐伯郡）而小方村迄御出張被成候様二、昨夕急被蒙仰候由也、依而退出後為御暇乞可罷出与身仕回致候之処、出火二付早速装を改出ル、御城内御作事之内角櫓焼失之由、旦那様御出馬被遊、今朝来之御人数其比迄も出張二不相成、其儘屯所二備有之候二付殊之外混雜也、七時六七歩頃鎮火二付引取、今日出張又御延引二相成候由、極夕夫々引取二成候様子也、極夕主水様へ為御暇乞罷出、主水様も明日之御出張御延引被仰出候由也

五日、壬辰、晴、向暑頗甚、夕雨、例時出勤、夕八時退、月次講釈、金子省三郎殿被講、今午宮崎或太郎出立致久也、兼而今早朝出立之筈二有之処、貞之助急二申值事出来候由二而遅刻二成也、今日紀州公御着、水主町方御揚陸之由、敬次郎拜見二参也、夜長武左衛門入来

六日、癸巳、晴、向暑甚、例時出勤、夕八時退、閤老宮津侯今日御城江御出被成、若殿様江御咄合被成候義有之候由、全体御用向なれば御旅館江御呼立可成筈二被考候得共、閤老之方方押而御出被成与申八珍事也、何分此度之御裁許者大之御手違二而、公儀御算断通り不参、今更中々以御打人之出来可申惣体之様子二も無之、閤老辺二も甚御持余し、御困り被成候御様子二内々相聞也、夜、佐藤益之丞御用向二付被来也、今日も日比へ馬を用立也

七日、甲午、晴又曇、時々雨、暑意薄、西向寺江代参宗太申付、素読所会読聴聞二出、御館江為伺御機嫌出ル

八日、乙未、晴、夕又曇、成雨、暑気薄、例時出勤、夕八時退、近来新舶来之七発可刺

別印筒を佐藤益之丞久保田平司殿<sup>二</sup>而借受、御覽<sup>二</sup>被出、放様も有之、見物いたす、  
 実機巧絶倫也、庭前之桃熟候<sup>二</sup>付五十九枚今日御内々御奥へ差上候也、夜雷鳴、至  
 夜半而止、不至震

九日、丙申、雨、涼、不似暑中、今日<sup>方</sup>御役所早出勤<sup>二</sup>相成候付、辰鼓出勤、午後  
 退、左之通松平伯耆守様より御達有之候由<sup>二</sup>而、御年寄衆<sup>方</sup>被申上候由也、何れも  
 八於御目付所拜見被仰付候也

御名

芸州口<sup>一</sup>之先討手被成御免候、依之国境・間道・海岸・島々<sup>守衛之義</sup>八兼而相達置  
 候得共、一際敵重相心得候様可被致候、尤松平近江守義也<sup>附屬討手之儀</sup>被成御免  
 候間、右之趣可被致通達候

右者此処<sup>二</sup>而理不尽御討入与申義、此御方<sup>二</sup>而八何とも御条理不相立様被思召、御条  
 理不立し而御討入与申而八兵氣不一致、御勝算無覚束候間、何分<sup>二</sup>も大膳殿父子台命  
 拜承之上御請之有無<sup>二</sup>依而御討入<sup>二</sup>相成度、左も無之候而八此御方之御人数被差出  
 候義八御断被成度段被仰立候<sup>二</sup>依而之事与内々相聞也、夕調練江出席いたす也、森  
 仙太郎<sup>方</sup>紙面を以日比騎馬之助殿<sup>方</sup>尚又明日馬無心之義被申越候段頼越也、及承知  
 之返答也

十日、丁酉、雨降、時々風吹、冷氣也、此間以来痔腫少々宛痛有之、困、国泰寺下  
 小町<sup>二</sup>商候痔之妙薬を求、頂上<sup>二</sup>貼也、昨記之趣<sup>二</sup>付主水様始御先鋒出張掛り夫々  
 御免被仰出、小方迄出張<sup>二</sup>成居候<sup>二</sup>一川主税殿備も御城下江繰揚被仰出、寺田他人助

43 六月

十二日

大暑

昼九時二分

殿備者玖島村江御移し二相成候由也、夕方霽  
十一日、戊戌、晴、稍覺暑意、辰鼓出勤、夕午鼓後退、一昨記之通公辺方御達し有  
之候二付、明後十三日己斐村并石内村之内要路へ此御方御人数被差出候様二との義  
御意之趣御年寄衆方被申上候由也、右近様二者今日小田・矢口之内江御人数御差出  
之義被仰出候由

十三日、御人数出

惣司

渡辺雅登

騎馬

銃隊頭

岡島平之進

同組頭

上野吉次郎

銃卒小頭共

廿四人

十二日、己亥、晴、暑意稍加、辰鼓出勤、夕未鼓後退、主水様二者明後十四日玖島村  
江御人数御差出之義被仰出候由、上之御人数者追々諸所へ被差出、江波・仁保島・能  
美島・可部等へ昨今出候由也、防州大島江去ル八日方公儀御人数御討入二相成、山  
野を焼立攻入、防長方者防戦も無之、速二乗取二成、長州下ノ関二而も細川侯之手方  
戦争始り候との旨全風説有之候得共、未確説者無之、尤大島者昨日方遙煙氣も見之  
大炮之音も草津・古江辺迄者幽二相響候由也、岡島平之進明日御人数二付石内村へ  
出張之旨二而暇乞入来之由、此方方も使を以暇乞申遣、渡辺雅登同惣司二而被相越二  
付暇乞申遣又也、夕武左衛門来、夜潜龍来、石戦二及ぶ  
十三日、庚子、晴、朝辰鼓後出勤、夕八時頃退、昨記之通今日四時比石内村江御人  
数出張、御馬場内へ揃、鼓螺之相図二而直二押軍、何れも出立、殊二麗装也、右之通  
者兼而粗御打合も相済居候处、猶又公辺江之御届方二当、今少御人数増二不相成候而  
八御不都合之廉有之旨御移合候二付、左之通明日増御人数被差出候事二相成也

知行取

式人

御中小姓組 十二人

御徒士組

五人

銃卒

十人

大炮指揮  
 吉本恒之丞  
 同補助  
 由良辰太郎  
 大炮 二挺  
 大炮卒 六人  
 同運転手 十人  
 醫師  
 三宅正伯  
 槍術方徒士  
 高木平太郎  
 石田直太郎  
 久野幸之助  
 長久米之助  
 増田貢之助  
 旗之者  
 三人  
 太鼓方  
 式人  
 兵粮方徒士  
 増田吉右衛門

御旗之者 二人 又者 式拾人  
 合五拾言人 但人名者略之  
 十四日、辛丑、晴、炎、休日二候得共、御人数出有之二付早朝出勤、午後退、今朝  
 以来南方二当炮声頻二相聞、御境辺二而戦争モ有之哉与被察候処、夕方御年寄衆方御  
 連手紙二而御境筋騒動二付、早々御登城被遊候様二与被申候由二而、即刻御登城被遊  
 候由也、今朝大竹村二於而并伊侯・榊原侯之御先手方防州和氣村台場へ大炮放掛候  
 方戦争相成候処、長州勢不意二久野坂を越、裏手方押寄来、両藩勢惣敗軍二成、長勢  
 益勝二乗破竹之勢二而、小方町・玖波町悉焼立、大野四十八坂迄押来、紀州勢大野二  
 屯、戦を持扣居候を見而、退而玖波二陣取罷在、小方村二而主水様御茶屋・御家中共  
 焼失、若干之御軍器・大炮等同所へ回り居候モ皆敵之有与成、御屋敷番横関新三郎・  
 堀田孫六初其外御家来之面々モ這々逃帰候由也、尤委敷義者未分也、夜半前御下城  
 被遊、為伺御機嫌罷出也、左之通今日御達し有之候由  
 御名様江  
 今十三日方紀伊殿先手之御人数引纏、水野大炊頭廿日市迄繰詰、且伯耆守并附添  
 役々共早々同所迄相進、引続中納言殿二モ御進被成候旨被仰聞候間、此段為心得  
 相達候  
 左之通者御上之振合を以此御方様方被仰出  
 此場合陣羽織着用可有之候、尤御屋形詰者銘々并利次第二而不苦候、御供使等之節  
 者必着用可有之候事

45 六月

同足輕以下

七人

又者 十人

以上七拾四人

1 貼紙「不用」  
2 貼紙「以下不用」

十六日、己斐着後御本陣  
打回り之山路致見分也、  
御用人御供者佐藤益之  
丞也

3 貼紙「六月十六日」  
4 貼紙「以下 印迄  
不用」

5 貼紙「印」  
6 貼紙「以下不用」

十五日、壬寅、晴、暑、早朝出勤、午鼓退、暮六時過御用向二而召候二付即刻出仕  
候処、御用人桜井与四郎殿無吃御使者を兼被罷出、長州寄兵隊御国境江乱入之趣相  
聞候二付、急速己斐村江御出張被遊候様思召之旨被申上、其内二御年寄衆方も御手  
紙を以右之趣被仰上候由、尤与四郎殿方全体御手前様二者御留主居之御手筈二相成  
居候得共、何様かゝる場合、無余儀被仰付候御様子之旨被申上候由也、右二付明朝  
御出張之義被仰出、予も御供被仰付、全体御直二可被仰付処、誠に御俄急御取込之  
御中故、御用人方被達也、上意至極忝仕合奉存候旨御請申出、早速家来呼寄支度之  
義、其後卒度帰宅、何角之義取約置、其儘出勤、曉迄相詰也

十六日、癸卯、朝曇後晴、熱、今曉七半時頃漸御用向手透候二付帰宅、身仕舞等何  
も一通用意約、曲肱一睡、起朝五時、直二御供之覚悟二而、慈君奉始何れも暇乞致出  
陣、後之義何角申聞置出宅致入、供之者も未相揃候故、勝手口方出候也、正午前御  
出陣被遊、予者御馬場江回り居、同所方騎馬二而御供仕、着服筒袍、小袴、陣羽織、  
鉄炮者家来二為持、早合胴乱者腰二付也、供列左之通

目印 御殿備足輕十人 具足箱 先供二人 口捕二人  
馬 若党三人 槍持 床机持 沓籠 武器長持二棹

目籠二荷右之内若党二人、槍持手人若党一人、御貫人田川  
権右衛門、其余者皆夫方也

九時四歩頃己斐村御着、御本陣者同村植木屋、予宿陣者石風呂之座敷也、御着直二本  
陣江相詰、夕方一応下宿、御本陣近辺諸所見回り、有事節御人数配等之義彼是配慮致  
置、直二御本陣江出、入夜下陣江退休、今日者下之方先穩也、夜涼

村上家乗 慶応二年 46

十七日、石内村出張之御人数不残己斐村江御呼寄、御一手二相成、惣司渡辺雅登者広島へ御戻し二相成也

下陣<sup>「」</sup>二而者門外へ幕を張、夜中者釣燈を点置也

十八日、夜和合生来候記者十六日之夜二可記処、誤而爰二記又也

7 貼紙「印」

8 貼紙「一六月十九日」

9 貼紙「以下不用」

十七日、甲辰、晴、熱、今日者下之方至穩二而、炮声も不聞、往還筋早馬・駕籠等之喚声も稀也、終日御本陣江相詰、尤午間暫時下陣江退、休憩いたす也、今日者例敵島明神御祭礼二候得共、其式も廃止二而、至而寂寥也、夜涼

十八日、乙巳、晴、熱、今日方佐藤益之丞申合、吾人代合御本陣江相詰也、今日者尚又下之方騒々敷、大島郡辺戦争有之趣二而、敵島東手二当迴二煙氣夥見ゆる也、於御本陣粕泥卵拝領仕也、諸手之御人数追々西江御線詰二而、明日方者弥一同御打入二相成候由之風説も有之也、夜和合数之進、予宿陣江尋来調、浅野外記殿今晚御人数を連、石内へ被参候筈二付、其節御本陣江被出度之旨相談二来也、今日宮津侯之御人数草津村江御線出之由二而、往還筋行陣押軍有之也、夜中者下陣二臥

十九日、丙午、晴、熱甚、今朝六時頃方下大野辺二あたり、炮銃之声喧発、街道早駕籠・早馬絡繹たり、大野村滝口辺二於而紀州公御人数之陣所江敵方不意二討懸り戦争始候由也、朝紀州公方御使者を以大野村二於而戦争始り候処、御人数官軍共御手薄二付御加勢之義被仰越、此御方二者間道御警衛之御趣意二而御出張之事、難被及御即答御意味有之、御軍目付寺西齋登殿を以即御伺二相成候処、不被及其義、直二石内村御線越被成候様二与被仰出、大野口之御加勢二者御番頭原新五兵衛殿一大隊之御人数を列、井口村出張被致候由也、昼九時前己斐村御立二而、直二石内村江御越被遊、御本陣者土井七郎右衛門予下陣蔭郷二而、組頭勘右衛門宅也、夕八時過石内村御着、早速打回り見分、御人数配り等夫々申談、今日之戦争官軍頗勝利、就中紀州御家老水野大炊頭殿余程之御手際二而、敵多人数討取、長州方敗北之由也

47 六月

廿日、丁未、晴、熱甚、村内諸所巡見、郡橋迄參、大砲場所等致見分也、長寄兵隊  
 河津原村迄千人計出張致候由、同村者佐伯郡内防州境方少し手前二而、防州山代本郷  
 江之往来筋也、昨日大野之戦、水野之手へ生擒三人、首級三ツ打取、官軍江幕一張、  
 卒銃二挺、陣鼓二ツ分取有之、味方二も少々討死も有之候得共、敵方者大分之死亡与  
 相見候由也、夕御本陣江出、夜半寄兵隊奇十文字迄白砂村之内、石内村方押出候之由二而村  
 内騒々敷、早速御本陣江出、何角御手配之差図致し、能々承糾候処、全浮説を聞、注  
 進致候方右様騒二相成候由、夜明而下陣江退  
 廿一日、戊申、雨、涼、朝水晶山城跡へ登見分、夫方利松村宝仙寺法華寺迄巡、住持二調  
 銘酒を被饗此一条誤記、廿二日之事也、午時方申時迄御本陣江直、葛餅拝領仕、昨日  
 峠村二於而宮津侯御人数与長兵不意二出会、此条同上獵師伝兵衛与歟申者御人数之道案内致  
 戦争二相成、諸所江出沒、短兵を以接戦二及、長兵大二当惑、惣敗北二成、余程之討  
 死有之、宮津御人数者至而少候処、郷導功者地利を得而之接戦故大二勝利二相成、長  
 兵不残引取候由也、從東城深江静衛鉄炮組を將、今夕到着有之也  
 廿二日、己酉、晴、炎意強、今日之雨条者昨日江誤記、今日者西口変儿風説無之、  
 夜雷鳴、及曉雨甚  
 廿三日、庚戌、朝雨、雷鳴も有之、後霽、早朝方午鼓迄御本陣江直、直中方台場見分  
 二參、野口金兵衛昨日津田村迄物見二被遣、今日歸来、去儿廿日峠村之戦争者宮津  
 勢余程之手柄二而長兵者見苦敗走与相見、死骸も諸所二僵居、武器其外之品も余程取  
 落し置、浅原迄引退候由、其節本藩之御人数并上田公之御人数力を合候得者御境外迄

廿六日、御拝領并御人数  
一同江之被下物

若緑

一酒樽 一挺

但一斗入

一紅魚 一尾

右御上御拝領

同

一酒樽 一挺

但四斗入

一煎鱒子 一かます

但凡壹斗五升位

廿八日

立秋

明六時一分

も追込、大勝利二毛可成様子二候得共、深<sup>\*</sup>御意味合毛有之事与見之、一<sup>\*</sup>二傍觀、只宮津勢而已之戦二而事済候由也、御陣中之為御慰鷄卵三十御内々差上候也、夜宿直、終宵雨降

廿四日、辛亥、雨、朝炮台場見分二回<sup>\*</sup>、午時方直、申時後退休、今日者諸方静謐也、御人数一同江暑<sup>\*</sup>扱葛湯被下、予も頂戴仕、尤料二而吉人二付三<sup>\*</sup>刃<sup>\*</sup>、被下也

廿五日、壬子、快晴、早朝方直、午時退、夜又宿直、今朝未明方大野辺二炮声有之候処、追々物見之注進、官軍与長兵接戦、互二有勝負、官軍聊勝利之趣二相聞也

廿六日、癸丑、晴、熱甚、午時方申時後迄直、御側詰小島良<sup>\*</sup>之進殿<sup>(良大夫)</sup>為御使者御入来、御慰勞之御意被為蒙、御陣中之御守護并神火・御飯・御酒・紅魚御拝領被遊、御家来一同江毛御酒肴被下置、何れ厚御趣意之程奉感戴也、今日者西口穩也、御拝領之御肴御頒賜被仰付也、夜大島五兵衛を呼拝領御肴を披、酒を酌、聊陣勞を慰

廿七日、甲寅、晴、熱、早朝方午時迄直、夜復宿直、昨日国君方拝領之御酒肴今日夫々配分二相成、家来迄毛吉合<sup>\*</sup>、之割を以戴、尤予か分者少々多、且家来之分者酒計也、御肴者無之

廿八日、乙卯、晴又曇、酷熱、土用以来之蒸熱也、然れ共当村者山分故朝昏者常二涼氣多、易凌覺候也、朝河内越道筋之方西方寺谷辺巡覽致、組頭来八案致入也、此

谷者防州山代往来之間道也、尤要害八到而堅固也、此所へ番兵を被差置候事二申談、<sup>(内脱力)</sup>

午真、極夕退、夜雨降

廿九日、丙辰、雨、有雷声、午後霽、熱輕、朝真、午時退、夜又宿直、去月九日御



49 七月

召捕二而、当御藩江御預之六戸備後助・小田村素太郎等、夜中内密二宮津侯御宿陣御呼出、御心接有之、夫方して去ル廿五日夜半窃二本川方乗船、防州新湊通長州へ御返し二相成、植田乙次郎殿始政府之吏付添被參候由、とふ歟長州士民速二幕命承伏之義周旋方篤与御説得二而右様御返し二共相成候歟之趣二内々相聞也、今日用事有之、清太を卒与広島へ返入、夜半雨

## 七月 大

朔日、丁巳、雨、涼、午直、夕退

二日、戊午、霽、熱、朝鍛冶計谷為見分參候含二而浄土寺辺迄出掛候処、梶川清之助殿為御使者被出候趣二而御本陣方呼二來候付、途方回直二出ル、急御登城被遊候様二との御意被申參也、敬次郎陣見舞与して來、留而夕方返入也、夕渡辺雅登被來、今朝如前文御登城被遊候処、少々御申分も被為在、直御帰館被遊、暫爰元江御出張も被為在間敷御様子之由、其実者何為指御申分被為在候二而者無之、先達而備後助等長州へ被差戻候二付而八、先差寄戦争事も有之間敷歟之御移二付、右様御帰館被遊候御事之由也、右二付御側辺御医師杯皆々引取二成、佐藤益之丞も被引取也、夕方直宿三日、己未、晴、朝卒与退、又出、午時退休、旦那様今日も御登城被遊候由也、宿主勘右衛門方紅魚二尾恵、一者深江静衛へ贈、一者披而家來等へ遣入也、足輕以下少々引取申付、予御貸供田川権右衛門も引取、其代二木原清次郎來也、(志津登)四日、庚申、晴、熱、朝御本陣江出、夫方西方寺谷警衛所見分二行、寺西静登殿も

被參也、〔黄昏過渡辺雅登被來、予交代二而急々引取候様被仰付、直支度致、亥鼓前出足、曉八時過歸宅、陣装故御城内も其儘馬上二而歸候也、〔敬次郎昨日以來中暑之氣味二而、文碩〔彩四〕二診を乞候由、臥居る也、〔今夜歸途已斐村江歸候處、周章して馳還者有之如キを聞、家來を遣し故を問しむ、当村百姓二而官軍江夫方二被遣、大野村二參居候處、今夕日没頃四十八坂中ノ峠二而長兵不意二官軍江炮発二及、銃丸雨飛、大ニ騒動致し、不堪戰慄脱走し還候由申也、其段直二石内村へ案内之者を以申返又也五日、辛酉、晴、熱、石内村方者大ニ暑氣之烈を覺、〔朝辰鼓御館江出、御表・御奧共於御次御機嫌を伺、御目見被仰付、直二相詰、未鼓後退、〔明曉尚又石内村出張被仰付也、〔夜万之進〔森岡〕・武左衛門〔長〕・伝右衛門〔平野〕來ル、万之進も明日石内村へ為交代出張被仰付也、〔今夕杉岡文碩敬次郎を來診、最早快也

六日、壬戌、晴、熱、〔御貸人揃兼候二付黎明出立、石内村へ出張、門内方騎馬二而參ル、辰下刻御本陣江着、今日者已斐峠方櫓ヶ峠通り參、宿陣者其儘勘右衛門宅也、〔今辻清人交代二而引取候由、為暇乞入來、此方方も使遣又也

七日、癸亥、晴、残炎強、〔朝御本陣へ出、午時退、〔当形勢二付広島も七夕之御礼被差止、御城詰合其外御屋敷へ之詰番も都而麻上下着二不及旨被仰出候由也、〔夕森岡万之進・岩崎良之進來、乍陣中酒盃を催也

八日、甲子、晴、残暑酷、〔朝鍛冶計谷之奥伴村境〔沼田郡〕方大塚村境迄見分、渡辺雅登・深江靜衛伴、組頭勘三郎案内致又也、午前歸

九日、乙丑、晴、酷熱、〔午時迄御本陣江出、〔夕製蠟御場所へ至、深江靜衛陣所を訪

51 七月

十日、左之通芸州口討手  
应援被仰出候由

松平丹波守様

御軍目付

松平舍人殿

内藤備後守様

同

井上猪三郎殿

牧野豊前守様

同

三好内感助殿

十四日

処暑

暮六時

去ル十一日、左之通御移

檄出候由也

当形勢二付所々江出張

庄屋戸田席次郎宅也、夫方共々大炮之台場を見合、丸子山江登ル、此処者鯉通イサトウとも云由、遠方雷鳴

十日、丙寅、晴、熱、午迄御本陣江出、午後堀尾勝登御用向有之、被来、広島表方猶又二大隊之御人数廿日市辺迄被差出候由、石州口も先日以來戦争有之、討手之方兔角不利、津和野者既二長州へ降参之体二有之由風聞承之、宮崎藤九郎方見舞之書到来、錫十隻被惠也、夕雷鳴

十一日、丁卯、時々雨、又雷鳴、午熱難堪、夜者稍涼、午迄御本陣江出、西南先穩之由也、御小姓御番頭林孫大夫殿友田村江出張被致候由也

十二日、戊辰、晴、熱甚、夕白雨、雷鳴両声稍震、午時迄御本陣江出、夕森岡之進來、今日も少々交代之輩有之也

十三日、己巳、曇、熱纒醒、午迄御本陣直、腹裏不佳、少々熱も有之、二付三宅正伯を呼葉を乞、少中暑之気味与申也、木原清次郎交代二而還、吉田五作御貸供へ来也、今日西口之官・紀軍不残俄二広島へ引取二成、只彦根之御人数耳少々宮内辺二残居候由也

十四日、庚午、晴、炎熱殊甚、午後如燬、朝寺西志津登齋殿を訪、夫方午迄御本陣二直、当形勢二付宗門改者尚又可被仰出旨御達し有之、且総而出張中親族之忌服請候二不及、父母之忌八三日受候様二与之旨被仰出候之由也

十五日、辛未、快晴、朝涼後熱、午迄御本陣直、夕於八幡前致責馬也、夜涼  
十六日、壬申、晴、夕曇、朝涼後熱、午時迄御本陣直、午後渡辺雅登被来、夕浄土寺

被仰付候処、兼而公辺  
方被仰出候義も有之、  
右出張中親族之忌服請  
候二不及、尤父母之忌  
者三日請候事

へ片岡弘大炮之玉拵見分二行也、西御境内免角騒々敷二付、主水様并御番頭森島佐  
伊記殿急御出張之義昨日被仰出候処、又一応穩二付先御見合二相成候由也、昨日  
者寄兵隊大野辺二而官軍、諸藩被残置候陣小屋悉焼払候由、同日、大御目付湯川静次  
郎殿大野へ被参、寄兵隊江応接有之、其後一応大野を被引取候得共奥意難測、甚苦々  
敷趣二相聞也

十七日、癸酉、晴、涼、午時迄御本陣直、午後も又出、西口之様子何共油断難成様  
子合二付、当所御人数尚又廿人許急二出張増二相成也

十八日、甲戌、晴、夜来大二涼、午迄御本陣直、広島二而昨夜妙慶院出火、本堂不残  
焼失、庫裏之方者残り候由、亥鼓比之事、全宿陣騎馬隊組之手過二而、飼葉へ火燃付  
候方終不可防二至候由、外類焼者無之候由也、六丁目御館松平丹波守様・内藤備後  
守様・牧野豊前守様御旅館二御立用之義御移合有之、御多門内之面々明退之義被仰  
出候由也、長兵今朝已来追々峠・友田・玖島江進來候趣二相聞、何となく方々騒々  
敷様子也、右二付夜半後渡辺雅登以下頭分之面々を宿陣江会、及軍議、夜明而何れ  
も被引取也

十九日、乙亥、雨、涼、朝郡橋口へ見分二参候処、旦那様又々急二御出張被遊候旨  
申来、直二帰、御本陣へ出、御着陣之節者縁座敷へ御出迎仕候也、主水様二も急々  
上河内江御出張被仰出候処、御出宅遅、今日同所迄者御出込難被為出来、今晚者穗井  
田村庄屋之方へ御宿陣之由也、今日者長兵原村迄進來候由相聞也

廿日、丙子、雨、後霽、朝直、午時退、夜又宿直、夜前以来長兵廿日市閉門迄押掛

53 七月

廿一日、今朝御本陣江永田清磨殿為御使者被出、左之通御意被申上候由  
 長防之義二付而者是迄二茂申聞候通二而、一国之私憤、国民之辛苦ヲも乍氣毒暫く相忍ひ、一途二為皇国周旋尽力致居候処、官軍御行違之義有之、御人数御引揚之後、彼方二而者右二乘シ弥増領内侵入、昨今城下近辺迄も押寄、

来、何分広島へ出、及歎願度筋有之候二付、百人許之人数通行差免呉候様二与只管申立候由二候得共、其義者不被差免候由、全体当御藩之御人数友田村・玖島村辺諸所二警衛有之、上田公之御人数も玖島二出張有之、決而長人御境内へ者為入込間敷筈二候へ共、右等之訳合如何之もの哉、何分上之処二於而八深キ御意味合共有之事歟、一円二穩便之御差図二而、自我手を出戰爭を始候義者堅御差留之趣二付、兵長兵者倍侮慢之所為有之、実二不堪切齒事也、僕幾八免角心得不宜候二付、今日暇遣又也、夜半前<sup>方</sup>廿日市出火、追々大火二相成、異状之程も難測二付、急々郡橋口江出張、何角及指揮候様被仰付、宿直中<sup>方</sup>直二致出張、深江靜衛者同所警衛之惣司故、始終同所二出張被居也

廿一日、丁丑、晴、涼、夜前以來廿日市之出火者不意之失火二も無之、御年寄石井修理、<sup>(殿脱力)</sup>穂井田村迄出張有之、内々差図<sup>有</sup>も無之、右様長人追々相逼、潜伏之程も難計二付而、全清野之術を被行候哉之趣二何となく相聞、一同聊愉快之意を生也、今曉製蠟場外之川原江出張罷在候処、追々様子も相分候二付、夜明而八製蠟場役所へ上り詰る也、至夕迄火未鎮也、朝出張之面々江不残御酒を被下、四斗樽一挺何れも分飲、充分二頂戴、大二勞を慰也、夕深江靜衛同道、鈴ヶ峰半腹迄登、廿日市を遙望又、夜二川主税殿穂井田村之宿所より呼二来、參而謁、上河内へ被越候筈之処、先之模様難相分二付、今晚者同所江一宿被致候由也、今晚も直二製蠟場江相詰也、<sup>\*</sup>周參見勇記殿御年寄被仰付、今中大衛殿御番頭被仰付候由也

廿二日、戊寅、晴又曇、涼、昨晝急二当郡橋口へ出張被仰付候処、何分此口者要害

申立之趣者有之候得共、其儘通行為致候義者難出来候付、必死防戦之覚悟二候条、一統相心得、抽忠勤候様御意一官軍・他藩御人数追々出張、此御方御人数も打交り相防、右二付御惣督并陸軍御人数、其外藩々相互二防口申值候事

但此御方御人数御国境迄打払候心得之事

右二引続飯田助之進殿急干候而被出、今晚廿日市出火之義者此方焼払敵之仕業二者無之、畢竟関門根迄奇兵隊押寄居、矢庭二押通候様之掛引二成候二付、全石井修理殿考二而、右之通焼払二相

之可頼も無之、至而大切之場所二付差寄難引取相考候二付、其段申出、今日方先暫時深江静衛陣所戸田席次郎方江同宿いたす也、(伝右衛門)夜中平野御使二来、明日伴三之丞殿陣所大塚村江相越、致応対候様被仰付也

廿三日、己卯、雨、巳鼓頃方出、大塚村江越、尤夜前(平野)伝右衛門申聞候趣も有之故、西方寺谷方山伝ひ六辻、二本松通り參、鍛冶計奥蒲原警衛場所見分致し、夫方大塚村二而伴三之丞殿陣所を訪謁、同人此度木筒之義建議被致、木炮一式之備を以被致出張候由也、至而輕便之筒二而面白考也、帰掛御本陣江出、入夜宿陣江歸

廿四日、庚辰、晴、午暑、朝製蠟場江出、今日者至而穩也、尤原・平良・三宅・屋代・宮内辺之諸村者一同家を明、山谷等へ退候様二与達し有之候由也、(岩崎)夜涼甚

廿五日、辛巳、晴、朝涼午暑、朝丸山台場見分致也、岩崎方炮難除守護患来也廿六日、壬午、晴、涼、朝製蠟場へ出、午後鈴ヶ嶺江登、絶頂二至、当辺二而之高山二而、広島御城下等眼下二見、頂上二彦根藩之遠見番所有之、藩中之士二遇、暫及談話也、深江静衛伴、東城鉄炮組も不殘登也、官軍・諸藩共御人数追々西口進軍之由也、深江同宿二而八始終之処不都合二付、宿を沖田屋次郎吉方江替、今夕方移候也、右者戸田席次郎出店也、夜三宅正伯此間薬礼贈候謝二来也

廿七日、癸未、晴、涼、朝製蠟場へ出、木炮玉構之義申談、夕も亦出、木炮之台場等致見分也、佐藤益之丞被訪、片岡弘・吉本恒之丞来、大炮之義申談、(廣島)御留守御宇衛様方御見舞之御品被進候由二而、予へも御鮓一器頂戴被仰付、難有拌味仕也、(奇)一同江猶又御酒被下、予も戴也、昨日於平良村 島之穢多寄兵隊之者四人を擒

55 八月

成候由被申上候旨也  
右之趣午後二承候而、士  
卒一同愉快之想を成、勇  
氣頗活発を覺る也

廿三日

二百十日

廿九日、主水様二者<sup>(上)</sup>下伏  
谷大通寺江御陣替二相成、  
玖島之長勢引取候二付、  
明日八打入二可相成之軍  
議有之由

<sup>(佐伊記)</sup>  
一森島・大久保者原村江

被越、廿日市二者御国

勢者無之由

一宮内二官・紀軍、地御

前二官軍、串戸二彦根

勢有之由

卅日

白露

明六時九歩

候由也、<sup>(紀州)</sup>三浦宝福寺与云八二万遣之達人<sup>(上)</sup>之由、此度一向宗門徒を將水野侯江扈  
從、此節五日市光禪寺二逗留有之処、昨日宮内辺へ巡邏二出、不意<sup>(奇)</sup>二奇兵隊江出遇、  
接戦二成、敵之將分二人首級を得、隊中三人切捨、大二手柄被致候由也

廿八日、甲申、晴、<sup>(今)</sup>曉方官・紀軍、彦根御人数、廿日市方峠村辺江進軍二相成候由  
也、<sup>(上田)</sup>主水様、一川主税殿、片岡大記殿防戦次第之義兼而御達之趣者有之候得共、応

援一二之差別無之被仰合、御手配被成、御攻掛被成候様二与御達有之、主水様玖島口  
江御移陣被成候様二御達し有之候由也、<sup>(朝)</sup>彌御決戦二相成、一同勇氣一層を増也、<sup>(朝)</sup>朝  
夕製蠟場へ出、<sup>(夕)</sup>大野・宮内辺二而少々迫合有之、味方勝利之趣二相聞也

廿九日、乙酉、晴、夕曇、涼、<sup>(朝)</sup>製蠟場へ出、<sup>(昨)</sup>日大野村之接戦一者官、二者彦根  
三者紀州二而、官軍二而將分吾人、歩兵式人討死有之、夫方式人、牛舌頭死候由、尤  
味方敗軍二而八なかりし由也、<sup>(夜)</sup>中御到来之紅魚御頒賜被仰付也

卅日、丙戌、曇、夕雨、曇、<sup>(朝)</sup>製蠟場へ出、<sup>(夕)</sup>方大野辺戦争始候趣二而、炮声時々  
聞、入夜未罷、<sup>(森)</sup>島佐伊記殿者又廿日市江被帰、何分大臆病之人二而、組付之輩甚  
不居合之由也、<sup>(夜)</sup>富永源五郎・村井虎次郎宮内迄参、戦争之様子実見致歸儿、只遠  
合方之炮戦二而、勝敗者何れ共不相分候由也

八月 大

朔日、丁亥、雨、秋暑復、<sup>(朝)</sup>製蠟場江出、<sup>(嘉)</sup>日二付亭主次郎吉方酒肴を恵、<sup>(夕)</sup>野  
口金兵衛来、酒を饗、次郎吉へも酒を遣入也、<sup>(夜)</sup>前宮内之戦、只遠合之炮戦二而格

一日、大野・宮内辺之戦之節、平良村江も長兵出候所、明石侯之御人数居候を見て引回し候由、明石御人数者大砲之手際殊二宜敷、長兵頗畏怖致候様子之由也

別勝敗者無之候由、又承処、長兵四十人許畑口与云処江追込、既二生捕二も可為勢二候得共、何分長兵者巧二山を跋涉致候故、辛ふして地御前へ逃れ出、終二何れ江歟逃去候由也、夜中時々炮声あり、警衛砲与被察也

二日、戊子、晴、秋暑、朝製蠟場江出、僕を抱、十六歳之由、名者新吉与云、野口金兵衛世話、近頃迄製蠟場被遣居候由、当村百姓新次郎与云者二男也、將軍薨去之風聞此間以来有之候処、弥実説与相聞る也、午後方下之方炮声励敷響、夕製蠟場江出、同所外河原二於而勢揃有之、其前二当所警衛之輩江有事節一同粉骨碎身、必死之忠戦を遂、聊毛恥辱を取候而八不相濟、其所上下一致二戮力、互相励可申段綿密二及演説也、其内二御本陣方召候旨申来、其儘出、入夜退候故、勢揃江者不能会候也、今午後之砲響者大野二而官軍・長兵之接戦、官軍勝利二而玖波迄追詰、松ヶ原二而者紀軍之戦、是亦紀軍之旗色好、宮内二而井伊・榊原勢与長兵争戦勝負未分候之由也、亭主次郎吉年魚を恵、有子細而辞入

三日、己丑、晴又曇、秋暑烈、朝製蠟場へ出、午後御上二被成御座候二付又出、諸台場御巡覽被遊、御供仕ル、見事成年魚見当候二付内々為御慰御本陣江差上ル也、先僕幾八実母之由、鮓を恵来ル、却夕、富永源五郎物見二行帰、昨日大野之戦官軍勝利二而、一旦玖波迄進候処、勝二誇敵を侮油断場合、今曉二至裏手方回り戻、前後方挾討寄来候故、官軍大二敗北、遂二大野迄引還、将分三人、炮卒方夫方へ掛四十人許討死有之候由也、今曉方久波<sup>(波)</sup>辺出火之処、同所二而主水様之御炭蔵焼失之由、夕方迄煙気見ゆる也



57 八月

四日、庚寅、曇、夕方雨、涼、朝製蠅場へ出、頭分申合、穗井田村・寺田村辺諸所之地理致見分也、午時比大島五兵衛從広島来、御用談事有之、共二御本陣へ出、入夜退、直二今晚広島江還、御用向相約候様二与被仰付、其儘出足、高井越通、夜半後二致歸毛、雨中故馬者残し置、草津方者借駕籠二而歸る也、今日者下口者穩之様子也、  
 左之通石井修理殿方被申上候由也

昨二日於御城下御目付衆方御尋之趣二八、敵兵官軍之跡を切候勢二候処、廿日市以東江八敵兵不押来候様守衛候哉否との義二付、勝敗者兔毛角も廿日市二おめて八決心防禦可致段御答相濟候付、此趣得斗相心得、万二敵兵廿日市へ押来候得者、無油断防戦候様被仰出候旨申来候事

付紙二而、本文之趣二付自然官軍等方応援進軍之義申来候共、本文之趣を以被相断可然候事

八月三日

石井修理殿夜前<sup>今日</sup>広島へ被引取、為交代新執政周參見勇記殿五日市江出張被致候由也  
 五日、辛卯、雨、朝出勤、御奥江出、御宇衛様江御目見仕、未鼓頃退、心下痞塞、頭痛毛有之、退後臥、夕万之進來、下口穩之様子、尤峠村江寄兵復出候由也  
 六日、壬辰、雨、朝杉岡文碩を呼診を乞、薬を投、夕大島五兵衛来、御用向申談、長武左衛門・岩崎およし来、酒を饗、御奥方御内々御酒肴頂戴仕候也  
 七日、癸巳、雨、夜風烈、已鼓出仕、未鼓退、朝万之進來、夏陣羽織調方頼む也、大島五兵衛夜中郡方御步行組北川猪太郎を伴来、時務之議論二及ぶ、頗慷慨家也

有合<sup>(虫損)</sup>酒を出入、今曉来大野・宮内二而復戰爭  
 八日、甲午、霽、涼、午後御用向約り候二付、御輿江御暇乞二出、夕方方復石内村  
 江參也、万之進・武左衛門来、出水備防二至候由、黄昏石内村着、直二御本陣江  
 出、亥鼓前郡橋之下陣江歸ル、今日も御城内方馬上、途中士中二逢候而も不及下馬候  
 也、昨日宮内之戦者長兵黎明前方霧雨一乘し不意二榊原之手江撃掛、一戦二も不及  
 敗走、彦根之兵・官兵支之共敗北、明石勢邀戦、纒色を直長兵引取候由、大野二而紀  
 勢之戦者水野殿之作配二而、兼而之預防有之、長兵敗北、紀勢大勝利之由也、此節  
 豊前小倉江長兵押兵<sup>寄</sup>、城甚危急、肥後勢之応援二而纒落城二不至候由相聞る也  
 九日、乙未、晴、冷氣、朝御本陣江出、夕製蠟場へ出、東西両山砲台場所致見分也、執  
 政仙石志摩殿玖島村江被參、長防人応援有之、間道之屯兵者悉国境江引入候之由也  
 今朝も大野滝口・四十八坂二而官・紀軍長兵与戦有之由相聞候得共、虚実未分、然  
 処夕方廿日以西之官<sup>(市脱)</sup>・紀軍始諸藩兵悉草津迄引取二成、長兵も小方辺迄退候之由也  
 十日、丙申、晴、冷氣、朝製蠟場江出、昨日仙石殿之応援二而間道之長兵者当御藩  
 江対し退去候得共、本道筋之長兵者其儘玖波・小方辺二滞陣罷在、中々退去之様子二  
 者無之、大野之官軍者、敵宮内江出沒致、味方之応援も無之故引取二成候哉之趣也  
 十一日、丁酉、晴、冷氣、午後暑、朝製蠟場へ出、勢揃有之、予惣司を致又也、夕  
 寺田村之山へ揚、地理を一覽入、片岡大記殿之人数一大隊程引取を見、唯今迄下河  
 内二被固居候由也、西口穩、松井直馬殿<sup>保</sup>穂井田方宮内へ被越、二川主税殿友田村江  
 被越候由也、御老中水野出羽守様広島御着有之候由也

59 八月

1 貼紙「一八月十三日」

十二日、戊戌、曇後晴、午後製蠟場へ出、朝寺西志津登殿被訪、昨日者長兵廿人許宮内へ出、自築之台場を毀去候由也

十三日、己亥、朝陰後晴、朝御本陣江為伺御機嫌出候処、小幡宗七郎殿為御使者被出、先御城下江御引揚被成候様二との御意被申上、直二八時御供揃被仰出、予も御供二而引取候様被仰付候付一応下陣へ帰、何角取仕回等致候而直二御供二出ル、御跡八深江静衛為惣司御人数御残し被置、八半時頃御本陣御出立、日入頃御城内江御着、小姓町<sup>\*</sup>方直二八丁馬場通御登城被遊、予者兼而御内命之趣毛有之候二付、小姓町迄御後を押し、御奥も御次迄罷出相濟退出、猶此先々動静者何共難測候得共、一応無滞御供相勤候段致安慶也、堀尾嘉善・大島五兵衛為悦入来、今日留守方御奥江為御慰香魚を差上候由也、從公儀御国地騷擾之為御尋米五百俵殿様江御拝領被遊候由也

十四日

一元込船上銃

一挺

右洋名者ウエルスオ NRA  
イフル与云、矢張ミニア  
ケベルを元込二作たる  
也、英国出来之銃也

十五日

秋分

昼八時九分

祝義髻盃一、扇五本頂戴仕、老女迄御受申出、夜月曇

十五日、辛丑、曇、朝例時出勤、夕未鼓後退、今日御宇衛様御目見被仰付也、戸田席次郎・与頭勘右衛門、同人方へ長々宿陣致し祝義等遣し候謝二来候由、田川

村上家乗 慶応二年 60

十四日  
月蝕皆既

十八日、附属被仰出候内  
頭分之面々者受引与申趣  
意也、附属与云八其外之  
分也

権右衛門・吉田五作也（虫損）来、暫世話二成候故酒を為飲也、夜雨、無月\*

十六日、寅、晴、冷、朝妙慶院へ代参宗太申付、早朝出勤、未鼓後退、去ル七日

之奴可郡辺者余程之大風二而稻作等大二傷候由、備中辺方東者益烈、風損多候由也

夜月蝕皆既

十七日、癸卯、晴、堀尾勝登・木野謙造入来、杉岡文碩入来、皆帰陣之見舞等也、

夜辻清人おたけを連来

十八日、甲辰、晴、例時出勤、夕未鼓後退、今日左之通之人数新撰組与唱、西洋調

練新式之演習仕候様被仰出、右人名江者夫々元込銃御貸被下、且右人名を予并御用人

兩人江附属被仰出、但、新式与云八和蘭千八百六十一年之式也

由良都賀夫 三宅益登 八木鉄之丞 大島松太郎

長束清次郎 石井寿之丞 山崎隼太 野口金兵衛

佐々木猶馬 此九人村上彦右衛門江附属

大崎喜和馬 岡島平之進 佐藤喜代見 富永源五郎

高木平太郎 石田直太郎 宇佐美栄之進 久野幸之助

上野吉次郎 平川静一郎 此十人渡辺雅登へ附属

武内保之進 藤川甚吉郎 岩崎良之進 佐々木平太

土屋秀太郎 長久米之助 山本円之助 山中市之進

増田貢之助 此九人佐藤益之丞へ附属

右之内都賀夫・益登・喜和馬・平之進・喜代見・保之進・甚吉郎・良之進八人者銃隊

## 61 八月

廿五日、堀尾勝登明日石  
内村へ為警衛出張、深江  
静衛交代引取被仰出也

頭二而、小頭卷人、鉄炮組五人ツ、御預、金兵衛・猶馬石内村二而武<sup>真</sup>武隊・真勇隊之  
頭、静一郎・円之助者同奮果隊之頭也

十九日、乙巳、晴、冷、今日方御役所並時刻出勤二成也、巳鼓出勤、未鼓退、夕後  
調練手続見合二出ル、御奥方松茸拜領被仰付也

廿日、丙午、晴、朝方調練江出、午後為伺御機嫌御館江出、夫方又調練江出ル也

夕調練引取掛予受引並二附屬之面々宅江招、契約之為吸物、肴<sup>五升</sup>種二而祝盃致又也  
尤寿之丞不快、金兵衛・猶馬御用引中二付不來、河瀬極人為見舞入來之由也、<sup>(森岡)</sup>  
万之進來

廿一日、丁未、雨、例時出勤、夕未鼓退、其後調練へ出

廿二日、戊申、晴、暖、西向寺江代参申付、朝調練へ出、夫方出勤、午後退、夕堀  
尾勝登手続稽古二被來

廿三日、己酉、晴、午後為伺出、其後調練江出、若殿様御天守江御上り被遊候由  
心得之触有之也

廿四日、庚戌、晴、能称<sup>\*</sup>廟御祥月忌、早晨祭祀恒規之通務之、西向寺江敬次郎名代  
二為参也、例時出勤、夕未鼓退、直二調練へ出、慈君御奥へ御上り被成也

廿五日、辛亥、晴、冷、朝調練江出、夫方出勤、夕八半時退、旦那様御登城被遊、  
堀尾へ留守中何角之謝二行也、夜慈君辻へ御出被成也

廿六日、壬子、晴、朝深江静衛石内村方引取候由二而被來、午後為伺御機嫌出、夕  
木原慎一郎殿來儀、時勢之義二付御直二被申上度義有之旨二而内々被申聞趣有之、直

二罷出、申上候而、慎一郎殿江御達被遊也、敬次郎今日心変隊調練見物二行、右心変隊与云者、宮内辺之百姓惣平与申者同所立去、長州へ参、峠致居候内、如斯時勢二成隊頭之家へ入込、農兵隊調練之作法を窃二覚悟致候処、先達戰爭頃方廿日市江帰、同所二而農兵之頭を致し、調練之指揮致候処、中々善指揮致候付、近頃当所へ御呼寄、農兵を募、心変隊与唱、其教練を被申付、此節不動院・日通寺辺二而山河之稽古致殊之外甲斐く敷事二而、見る人皆感心致候之由也、夜深江静衛旅宿素読所へ暇乞二行、御用人不残御用部屋辺持参居、有饗也、明朝被引取候之由也、旦那様御登城被遊候節、御天守御拜見被遊候由也、御両家様も御同様之由也、夜中左之通御移檄出候也

公方様御不例被成御坐候処、当月廿日薨御被遊候、依之普請鳴物停止之旨從公儀被仰出候条、今日より諸事穩便二仕、火之元別而念入候様被仰出候

八月廿六日

公方様薨御被遊候付、一橋中納言様御相続被遊、上様与奉称候旨被仰出候、此段可被相触候

八月廿六日

廿七日、癸丑、雨、例時出勤、夕八過退、西向寺江代参申付、夕調練江出、御穩便中二候得共、窃二手続之稽有之也、左之通從殿様御意之趣御書付拜見被仰付也

御意

公方様薨御被遊候旨於大坂稻葉美濃守様方御達有之、依之穩便二仕、作法等宜、諸

63 九月

卅日  
寒露  
夜四時

事念人可申付旨御意

当家裏之吟味役所二而今日方御軍用役所始り、大島五兵衛・岩崎瀬平兩人專同所へ出勤、御用向申談候様被仰出也

廿八日、甲寅、晴又陰、例時出勤、夕未下刻退、又御軍用役所へ出勤、今日者建仁院様御七回忌御相当二候得共、御法事者去月江御取越二而被為濟候也

廿九日、乙卯、晴、午後為伺御機嫌出仕、今日於正清院、正清院様二百五十回御忌御法事有之、旦那様為御寺詣御出被遊、御名代(淺野)右近様御勤被成候由也、調練江出、

岩崎およし来、菅諸人義養母岩崎良之進姉也与内々様子有之、懷孕之趣二相聞候由二而、内密談有之、甚以苦々敷次第、人二不知様墮胎之外致方毛有之間敷与答置也

卅日、丙辰、晴、朝調練へ出、例時出勤、夕未鼓退

九月 小

朔日、丁巳、晴、冷、御穩便中諸稽古用捨有之候得共、今日方稽古事致し不苦旨被仰出也、例時出勤、夕八時過退、今朝御勘定所・御蔵方・御作事・御台所等之御役方、御步行組以上不残会し、当今之形勢二付諸御締向一人実意二取計有之候様及演述、御用人中加席、御用部屋頭取、御用部屋詰毛会也、夕退出後調練江出、先達而予へ御附属之面々会し候節、石井寿之丞不快二而不參候故今夕招候而一応之酬盃二及心也、折柄岩崎良之進毛石内二而世話二成候故呼而饗又、左之通去ル廿七日水野出羽守様方御達し有之候由、何れも拜見被仰付也

三日、今度從御所暫時  
兵事見合被仰出候付而者  
紀州公二者被仰立候趣も  
有之、御人数当所へ御残

御名江

別紙之通御所より被仰出候間、得其意可被取計候、尤右之趣毛利興丸江も可達旨  
紀伊殿被仰聞候、此段相達候 八月

大樹薨去、上下哀情之程も御察被遊候二付、暫時兵事見合候様可致旨御沙汰二  
候、就而八是迄長防二おもて隣境侵掠之地早々引払、鎮定罷在候様可取計候事

御名へ

別紙之通紀伊中納言殿江御所より被仰出候間、可被得其意候、尚精々尽力可被致  
候 八月

紀伊中納言

為前軍惣督出張之処度々及奮戦、諸藩指揮も行届候由被聞食、御満足之事二候、  
殊二長々滞陣之段大義二被思召、此上尚厚可有尽力旨御沙汰候事

但、出陣諸藩江も同様可達候事  
長防切近之諸藩へも尚精々尽力心得有之候様可達之事

二日、戊午、晴又曇、冷氣、朝調練江出、例時出勤、夕未鼓後退、鳴物停止二候得  
共、差掛普請作事八明日方不及用捨旨被仰出也、夜雨、暖

三日、己未、霽後陰、午後為伺御機嫌罷出、調練江出、御奥方御山所方出見事成  
松茸拝領仕候也、植田實三郎殿方家道窮迫、更衣之策得不被致、重陽菊酒之設も無  
心元与の義二而、金子少々無心被申越、辞而何与なく酒一陶与して三升代、銀廿式匁  
五分を贈ル、厚謝被申越也、明四日方初、来ル十六日迄二紀州公其外官軍・諸藩共



65 九月

置、一旦御上坂被成右二  
 付左之日割通追々当所御  
 引払、上坂相成候由也  
 四日  
 紀公  
 六日  
 井伊掃部頭様  
 七日  
 井伊兵部少輔様  
 八日  
 榊原式部大輔様  
 十日  
 陸軍一番隊  
 十一日  
 歩兵隊  
 十二日  
 戸田采女正様  
 御人数  
 十三日  
 十四日  
 陸軍十六番隊  
 十五日

一応上坂之義被仰出、尤少々御滞芸之藩並二御人数も有之由也  
 四日、庚申、晴、暖、例時出勤、夕八時退、夕後調練江出、夜慈君辻方御還り被成也  
 五日、辛酉、晴、暖、例時出勤、午後退、宅於而御用向有之、夕調練江出、朝辻清  
 人入来、夕於竹同方へ歸ル、夜御奥方御庭之栗一籠拝領仕ル也  
 六日、壬戌、晴、夕曇、夜雨、例時出勤、無程退、御軍用役所へ出、山県郡戸河内村  
 百姓清七与申者四ヶ年前方防州二被留居、去月同所脱歸候由、其者有様子而呼出、長  
 防之咄委敷申出致透聴也、同村百姓善助与申者も役人代二而添来、石州戦争之一件委  
 敷話又也、津和野亀井侯者全長州江服従之姿二而、一円戦争事八無之、浜田松平右近  
 将監侯者一旦戦争有之候得共、福山阿部侯与共々敗走、紀州御家老安藤飛驒守殿一円  
 御救援も無之候之故、力之不敵を慮而、七月十八日御城を自焼して伯州米子へ御立退  
 被成候由、安藤殿二者臆病二而一度も接戦無之、遂二三次通り尾道迄走り被退候由、  
 甚不評判之御様子也、長州勢も其実多分二者無之、纔三四百人二不過由、甚残念之次  
 第也、今朝山村静登入来  
 七日、癸亥、霽、午後方寒、西向寺江清太代参申付、夕御機嫌伺罷出、調練へ出、  
 夜万之進来、酒を饗ス、岩崎潜龍入来  
 八日、甲子、晴、冷氣加、例時出勤、夕八時退、杉岡文磧入来、慈君此間方少々御  
 腹合悪敷、診を御乞被成、熱氣者無之由申、薬者此間方御服被成也  
 九日、乙丑、晴、冷氣也、当形勢柄且御穩便中二付重陽之嘉儀者無之候得共、御役  
 所者廃事二付、朝為伺御機嫌罷出、夫方西向寺・妙慶院江参、興徳寺江も参候也、夕

村上家乗 慶応二年 66

別手組\*

十六日

大御番式組

其儘滞芸

紀公

井伊両侯

榊原侯

右先手御人数

松平丹波守様

内藤備後守様

右御人数御引纏

脇坂淡路守様

右御家来

右之外官軍も引取之外者

滞芸之由也

十四日、石内村二於而先達而御出陣中真勇隊、真武隊与申而農兵御取立二相成居候処、其者不残并其外共惣人数百卅人許左之名目を以御抱建二被仰

調練江出ル

十日、丙寅、晴、冷氣也、午後大島五兵衛来、御用談頗長話二及ふ也

十一日、丁卯、晴、冷、例時出勤、夕八半時退、調練場所江出、既濟たり、今朝致乘馬也、京都芝山様より六月廿一日高謙院様御百ヶ日二付御挨拶之旨二而甘雪糕一箱頂戴仕候也、石内村出張、此御方御人数不残引揚之義於同所寺西志津登殿江御達し有之候旨御年寄衆方被申上候由也

十二日、戊辰、晴、寒後暖也、朝堀尾江見舞、調練へ出、夫方出勤、夕八時過退、夕方石内村御人数引取有之、石内村二而御取立之農兵真武隊廿八人、真勇隊六十人も一緒二引取、惣人数余程多有之也

十三日、己巳、晴、冷氣、朝佐藤喜代見を呼、申承義有之、堀尾勝登入来、渡辺三男病氣不出来之由、見舞使遣入、例時出勤、夕八時退、御軍用役所二出、入夜戌鼓後退、藤田敬次郎殿父直助殿病死之由、吉村孟殿方為知来ル、夜佐藤益之丞・堀尾勝登運隊演習二被来、帰宅晚候故辞、夜雨

十四日、庚午、雨、冷、朝藤田敬次郎殿を吊、山村静登・河瀬喜和馬を訪、夫方水谷・木野・丹羽江留守中之挨拶、先方帰陣之歎等二行、木野二而酒飯出、未鼓後帰、水谷二而八八十郎実父福田大蔵此間病死之由、其吊も述候也、夕渡辺三女之死を吊、調練へ出、夜益之丞運隊演習二被来也、水野出羽様昨夕御出船御上坂、其実者過日以來御病氣二而既逝去之由下説承也、先達而勝安房守殿於殿島長藩人御心接有之、一先御上坂有之候処、尚又御下り、防州新湊二於而昨日長藩江重而御心接有之

67 九月

付、炮技演習被仰付也

大炮組

小筒組

大鼓方

右二付左之三人為教授入  
村被仰付也

三宅益登

佐藤喜代見

大島松太郎

十六日

霜降

今晚九時三分

去ル十四日之記二有之  
勝安房守殿新湊二而長人  
応接之義者虚説之由也

候由也

十五日、辛未、晴、暖、例時出勤、夕八時退、直二調練江出、極夕引取掛堀尾へ歸陣之歡二行也、夜佐藤江隊列演習二行、今朝辻清人入来之由也

十六日、壬申、晴復曇、暖、例時出勤、夕八時退、妙慶院へ敬次郎參せる、相庭静入来、夜堀尾へ隊列演習二行

十七日、癸酉、晴、暖甚、朝調練江出、御機嫌伺二も出、午後神田社江參詣、敬次郎伴、歸途藤川江おとめ近日三原引越之歡暇乞旁々行、辻江寄、然ル処三宅鶴翁へ途二遇、達而歸掛同方へ寄候様二与申、家内差越候二付寄、段々厚意二而輕酒饗を設、相庭静会入、藤川・辻二而も酒出ル、藤川二者おとめ愈明晩乘船之筈之由也、入夜歸、来ル廿日方鳴物停止二不及旨被仰出候段御移檄出ル也

十八日、甲戌、晴、暖甚、例時出勤、夕八時過退、敬次郎藤川江被招行、饗二達歸ル、江戸穢多頭河野団左衛門手下之穢多人数連候而此間着船、穢多頭平三郎方二旅宿致居、手下之者者東西江分れ居候由、未何之故たるを不聞

十九日、乙亥、朝曇後晴、暖、例時出勤、夕八時退、退後調練江出、夜山田養吉、原田志賀之助与申御船頭を伴来話、志賀之助者四ヶ年計江戸・横浜江入込洋学執行致、近頃卒与歸候由、段々珍話有之、酒を饗、深更迄話、大島五兵衛も会、養吉幼年之者洋学相勧度旨二而段々申聞候義有之、上二も余程御力入、今晚来候両人不遠内発途、東行致候筈之由也、堀田孫六方去ル十五日之口上紙面二而小方御固メ被仰付置候処、爰元へ御呼戻、外様御馬回り被仰付候之旨為知来ル

廿一日、早晨  
 酢わへ 大根 油揚 莧弱 人參  
 御皿 香たけ けむ 白みそ 包豆ふ 御汁 小椎茸 青味  
 御飯 御香物 薄くつ 玉ふ 御坪 こんにやく おろし生か  
 飛龍頭 牛房 人參 松茸 へち 御菓子 烏柿 蜜柑 まん頭 以上

廿日、丙子、晴、暖、朝調練江出、夜益之丞隊列演習二被来、辻おたけ逗留二来  
 廿一日、丁丑、晴、寒、例時出勤、夕八時退、調練江出、夜佐藤江隊列演習二行  
 (益之丞)  
 夜大冷気也  
 廿二日、戊寅、晴、寒冷加、普照廟御祥月二付早起、祭祀如規行之、普觀廟も配祀  
 相濟也、夕木野後室お松を連被来、酒鮓を饗、兼而咄置候お喜代婚儀之義、丹羽江  
 も相談之上来ル廿七日二治定可被致与被存候由、其節何れも参候様二与被申也  
 廿三日、己卯、晴、暖、朝為伺御機嫌罷出、石内村江小筒組教操見分且同村境見分  
 与して罷越候之様兼而御内命之趣二付、明日相越候筈二相決也  
 廿四日、庚辰、雨、温、朝六時過出宅、石内村江罷越、微行故清太・新吉兩人召連  
 兩掛持考人小人借用二而参、戸田席次郎方へ宿申付、一応製蠟場へ出、正覚寺二而小  
 筒組教操見分いたす也、小筒百人許出ル也  
 廿五日、辛巳、雨歇、又時々降、朝三宅益登・佐々木直馬三部之技演習二来、午後  
 教操江見物二出、夜亦今朝之兩人来学、夜半後雨、温  
 廿六日、壬午、朝雨暴降、又有風、今日者兼而御内命之趣も有之、村境通要害之地  
 見分相越積二有之処、暴雨二付見合候内時刻移候付罷、午後霽、朝益登・直馬来  
 猶直馬者午後も亦来、演習也、夕教操場江出、夜益登・猶馬并大島松太郎を呼、酒を  
 饗、益登・松太郎兩人共教操指南筋勉強之勞を慰入ル也、松太郎者太鼓之方指南也  
 此間中者佐藤喜代見も詰居候処、不快二而引取候之由也、夜冷気也  
 廿七日、癸未、晴、暖、早朝方佐々木猶馬を連村境見分二出、郡橋通方利松・寺田・

69 十月

夕

御茶

豇豆飯

廿八日、御人数并諸家御人数共引払日割

廿六日

井伊 御人数  
榊原

廿七日

明石 同  
龍野

廿八日

内藤備後守様

廿九日

松平丹波守様

十月朔日・二日

御抱歩兵二大隊并御持

小筒

三日

大炮組并別手組出役

去ル廿二日左之通御尋

下河内・上河内・下小深川・上小深川・伴之村々を経回、上河内之内魚切、伴村之内奥畑辺迄行、所々見分、夫方鍛冶計谷通り戻、浄土寺二而少憩、猶馬へ別れ直二己斐峠通帰、案内二者戸田席次郎・白井庄八出ル也、上河内魚切辺者至而險阻也、所謂次五郎淵迄至ル也、暮頃帰宅致入、家小者兼而之夜前方木野へ行、おたけも伴行候之由也、敬次郎も今夕方参候由、及深更帰、婚儀首尾能相整候由也

廿八日、甲申、晴、暄、朝為伺御機嫌出ル、今日八例年之通祭礼廢休也、尤町方者祭礼月越二成候由也、去ル十九日於京都芸州口・石州口出張之御人数并諸家人数共不残引揚候様二与紀州公へ被仰出、右二付去ル廿六日方始、来月三日迄二夫々日割を以引払二相成候筈之由也、夕方久野秀太郎を訪、夫方木野へ歎二行、有饗、入夜歸ル、家小・おたけも今晚歸ル也

廿九日、乙酉、晴、暄、朝為伺御機嫌罷出、おたけ腹合悪敷候二付、慈君午後同人御連辻へ御出被成也、深町真喜太先達而御役御免差扣被仰付候由之処、差扣御免二相成候由二付、今朝敬次郎を見舞二遣入、先達而右近様当所御立前、御側御用人本庄多喜馬与酒坐二而口論致、多喜馬刀を抜候所、脇方取支、双方別れ二成候由、多喜馬全酔狂之由、同人者早速三原へ御戻し二相成候由也

十月 大

朔日、丙戌、晴、寒冷稍加、例時出勤、夕七時過退、家来鳥越清太一昨夜方下宿致候処、昨朝以来痢病二而致難義、夜前も不得還段断申出、夜雅登・勝登演習二被来

村上家乗 慶応二年 70

之義有之候間、出勤用捨  
可罷在候

平野伝右衛門

長武左衛門

二日

立冬

今曉九時二分

五日、夕、酒肴

小皿

飯糸  
青菜片  
わさび  
生醤油

把湯波  
わか糸ひ

大  
吸物  
しめし  
京菜  
柚

鉢  
花すし  
焼いか  
柚子

新香茸  
唐いも

以上

後二到来物之建二して

八寸半へい  
香たけ  
くす

二日、丁亥、晴、寒、例時出勤、夕八時退、夕後調練へ出、田中実五郎母・女房・娘共不残痢病二而大二困候由、見二人遣シ、銀子少々惠遣候也

三日、戊子、晴、夕曇、暖、朝調練江出、御機嫌伺出ル也、夜益(左藤)之丞被来、家来清

太痢病余重症二而困候之由、父小回り清蔵を呼様子為尋也、軽見舞之品遣又

四日、己丑、曇、寒、例時出勤、夕八時頃退、夕後調練見合二出、夜堀尾へ会入、僕新

吉義も此間方痢病之気味二而免角困候二付下宿を願、今日堺町身内之者方へ下候也

五日、庚申、晴、寒冷加、例時出勤、夕八時退、去ル五月延引之集会毛二而催候付、

夕方久野秀太郎・河瀬極人入来、此方二而佐藤益之丞被会、岩崎良之進も酒出候迄取

持二出、夜戌鼓後被開、今日大目付永井主水正殿当所被引払候由也

六日、辛卯、晴、寒、例時出勤、夕八時退、御軍用役所へ出、復調練へ出、昨来少々

風邪之気味歟悪寒有之候二付杉岡文疇江診を乞、薬を投、真之気候障与申也、夜渡

辺江会、慈君今夕從辻御歸り被成、右二付今朝清(辻)人入来之由也、若殿様来ル十一日

御出船御上京被遊候之旨被仰出候由也

七日、壬辰、晴、寒冷加、朝調練江出、御機嫌窺二毛出ル、西向寺江宗太代参申付、

夜勝登被来、今夕堀田伊三郎殿被来、謁入、町内者昨夕祭礼之由、敬次郎今午後

白神社江参、惣体賑敷候由也

八日、癸巳、晴、寒冷加、例時出勤、夕八時退、御軍用役所、又調練場江出、今日

者続而出精之面々江一同御酒被下也、予も如例一緒二頂戴仕ル也、木野謙造何角之

返礼二来候由也

71 十月

〔六日、書齋衾炉を開也〕  
 〔八日、今日長州人毛利幾之進吉田二於而元就廟所へ代参与して罷越、歸路敵島へ社参仕度之旨兼而申来御許容二相成、草津方揚陸二而上下三拾人許吉田へ罷越候由也〕

九日、甲午、晴、寒冷、〔例時出勤、夕八時退、夕後御軍用役所并調練場江出ル也、〕夜堀尾へ演習二会ス、〔家来清太病氣終養生不叶、今朝死去致候由申越、可哀次第也、去ル子年正月以來勤、至而律義者二有之候処、可惜也、〕若殿様来ル十一日御上京御出船被遊筈之処先づ御延引、御日限者重而被仰出旨被仰出候由也

十日、乙未、晴、寒冷加、〔田中美五郎妻先日以來痢病之処、夜前致病死、同母も同病之処今朝死候由、二男も去月廿五日二同病二而死、不仕合可憫次第也、〕夕方為伺御機嫌罷出、〔清太病死二付為吊慰今日宗太を清蔵方へ遣入、清蔵甚愁歎之由也、〕夜御奥江召候而出ル、此間御到来之御着御披之由二而御酒頂戴被仰付也、〔於三原久照院様此間御還曆之御祝ひ被為在候之由、右二付御到来之御祝ひ餅御分賜被仰付也、〕伊東様二而宋松院様去月廿三日方御病氣被成御坐候処、御養生不被為叶、同廿九日御逝去被遊候由、右二付今日方七日之間諸事穩便、火之元別而念入候様、尤普請作事者三日之間用捨之旨被仰出也、宋松院様、殿様・少将様共御父方之御伯母様也  
 十一日、丙申、晴、暄、夕寒、〔例時出勤、夕八時退、御軍用役所江出、〕夜益之丞・勝登被来也

十二日、丁酉、晴又時雨之氣色有之、寒、〔例時出勤、夕申鼓後退、〕夕方之進入来且又岩崎瀨平先達而兩掛・挾箱買入之儀二付段々心配掛候謝意二役所引を呼而饗又十三日、戊戌、晴又時々曇、雨飛驟、寒、〔例時出勤、〕出仕中佐藤益之丞左之通被達厚御請申出候也、帰宅之上敬次郎申聞、慈君・家小へ及吹聴

彦右衛門厄介\*

右洋学為修行江戸表へ被遣候間、早々用意可致候、尤漢学を毛相兼出精可致旨  
被仰出

村上敬次郎へ

但、旅用失費之筋者悉皆御仕向被下候間、員数等之義八御勘定所被示合候事  
右之趣八三宅内外俸八太郎江も同様二被仰出、此度御本手之方方も十一三歳方廿歳  
位迄之子弟多人数右同様之御趣意二而江戸へ被遣候由二付、其内へ一緒二御頼二而  
被遣、於江戸者公儀之開成場へ寄宿致修行候事二而、其御世話者市川(斎宮方)斎殿専厚御受  
持被申候様子也、爰元二而頭を取被参候仁者山田清記殿并山田養吉両人之由也、齋殿  
者当所市川文昌老弟二而、先年越前侯へ被徵、近年公边へ被召出候而、大二御用有之  
人也、予も先年岡田八太郎方二而一面致候事有之也、夜堀尾勝登二被来也、木  
野謙造方心鏡院殿来月十七日七回忌相当之処、来ル十七日江取越法事修行有之由二  
而、前夕非時之案内并家小十五日夜方参候様二与申来、茶言袋来也、夜堀尾勝登二  
被来

十四日、己亥、晴、寒、朝小林大右衛門を呼、大小修覆之義頼置也、木野謙造来、  
京師二而伊藤氏堀河之塾江為遊学参度旨二而相談有之、山口岩次郎・水谷八十郎同伴  
之積二有之由、厚志を賞、異存無之旨答置、尤敬次郎昨日之被仰付之趣を咄、右様篤  
志之事故序二関東へ遊学有之度事与懇憑し置也、三宅内外并八太郎歡并敬次郎江頼  
旁々入来、此方方も敬次郎遣久也、堀尾嘉善歡二被来也、杉岡文磧慈君来診、今少  
御胃熱有之由申也、此間方御風氣二候へ共為指御事二者無之也、夕為伺御機嫌罷出、



73 十月

〔十六日、今明日<sup>\*</sup>殿島社祭  
礼有之、今日御供船毛八  
艘出候由也

同日

小雪

夜五時八分

〔敬次郎今朝大島五兵衛  
同道二て、山田養吉方へ  
何角頼旁々行、夫方御目  
付伴十郎兵衛殿へ頼二参  
申置帰候由、十郎兵衛殿  
今度洋学生之惣督二而被  
相越候由也

〔十七日、今日毛朝之内敬  
次郎・五兵衛同伴、原田志  
賀之介へ頼旁参、酒を出  
暫話し帰候由也

〔今日者洋炮隊列演習之面々石内村江参、演習有之由也

十五日、庚子、晴、寒冷、〔早朝就御用向植田乙次郎殿・佐藤源右衛門殿江行、佐藤者  
出仕後二付不謁、下瀬篤<sup>(徳)</sup>之助殿へ行、巳鼓頃帰宅、直二出勤、夕八半時退也、〔夕森  
岡万之進・長武左衛門入来、折柄酒を饗、武左衛門御尋事速二相濟候段挨拶申聞也、

〔夜家小木野へ行泊也、〔今日藤川甚吉郎毛歡二入来之由也

十六日、辛丑、晴、寒、〔例時出勤、夕八時過退、調練へ出、〔今夕木野へ速夜二被招  
候得共、家来差問候二付辞、敬次郎を代二遣又也、夜家小毛共々帰ル也

十七日、壬寅、晴又曇、夕晴、暖、〔朝調練江出、夫方御機嫌<sup>(同脱力)</sup>二出、〔山村静登歡二入  
来、〔木野法事二付興徳寺へ代参、午後森島兵蔵を頼遣又也、〔今日御宇衛様白神社并  
海蔵寺江御参詣被遊候由也

十八日、癸卯、晴、寒、夕冷、〔例時出勤、夕八時過退、〔久野秀太郎入来之由、出勤  
中二付不謁、〔堀尾へ家内共被招、暮頃方行、尤慈君者御出不被成、大島五兵衛・森  
仙太郎・長束清次郎会、有饗、〔妙慶院之位牌、当七月本堂焼失之節御焼失相成、其  
後早速二相調候筈之処、出陣中彼是二而延引致し、漸此間相調候二付、今朝同寺江為  
持遣し奉安置也、先考之御位牌規模者下地之通二而寸法少々致取捨、外五霊并夏岳君  
之分者連牌二致又也

十九日、甲辰、晴、午後大二冷、〔例時出勤、夕八時退、又調練江出、〔加州侯<sup>\*</sup>方御陣  
中御見舞之御使者有之、今日登城之由也

廿日、乙巳、大二雪降、寒冷俄二強、〔午後晴、〔夕御機嫌伺二出、調練江出

村上家乗 慶応二年 74

十九日

加州御使者

山本又九郎(下カ)

脇田忠蔵

御見舞として左之通被進

候由

金 千両

廿一日、僕を抱

古江村田方百姓

理三郎

藤井勘兵衛口入也

廿四日、慈光廟御祥月二

付、夕御茶・豆飯并菓子を

献

廿五日夜

厚焼玉子

石焼蒲鉾

鉢盛 九年母

挟肴 香たけ

れんこん

廿一日、丙午、晴、寒冷強、例時出勤、夕八半時退

廿二日、丁未、晴、寒冷強、例時出勤、夕八時退、西向寺江代参惣太遣入、山村江

今夕敬次郎を連、話二参候様二与此間静登見へ候節噂有之、約し置候付薄暮頃方行

堀尾嘉膳被行、有饗、折柄栗原直之進も参候由二而取持二出ル、亥鼓歸ル、今朝平

川静一郎・三宅内外来ル、御本手之方洋学生之東行愈来月朔日蒸気艦二而出船被仰

出候由、敬次郎輩も右御艦二而一緒二参候筈也、何角手都合之義申置置也、右御艦者

万年丸与申、先頃御買入之御艦之由也

廿三日、戊申、晴、寒冷稍緩、朝大島五兵衛・佐々木猶馬來、午後迄御用向申談

廿四日、己酉、晴、寒冷緩、例時出勤、夕八時退、調練江出ル也、植田乙次郎殿方

此御方被遣候子弟之面々、御家中子弟之面々同道、在江戸中御長屋へ被差置方等

之義其筋へ被申談置、尤御家中之子弟衆者来月朔日万年丸御艦二而被遣候義二付、其

節同船之義も申談被置候間、尚委細之義者御家中子弟引纏被遣候伴十郎兵衛殿へ御

示合有之様二との旨紙面二而申来也、夜桑原吉郎二来、暫話入、酒を饗

廿五日、庚戌、晴、寒冷、朝例時出勤、夕八時退、木原慎一郎殿兼々頼二而御家之唐

画之御幅拜見被仕度約束二付、今日陶俊之山水漁人、仲昭之竹、謝時中之花鳥、林

良之雁、唐画鍾馗終南山之図、五幅を拝借仕、当家二而拜見被仕、尤入夜被来、今晚

者兼山田養吉・原田志賀之助を招、敬次郎義を何角相頼候積二而約し置候付、折柄一

緒二饗スル也、三宅内外夫婦并八太郎、平川静一郎兄弟も呼、取持為致也、大島五兵

衛も招候得共、不快二而早々辞し去ル也

75 十月

井 芹 とうを  
 からし 酢味噌  
 冬瓜  
 八寸 香竹  
 つみ入  
 はまち  
 系作り  
 わさひ  
 生醤油  
 鉢  
 すめ  
 吸物  
 あら  
 鉢 花鮓  
 同 鯛  
 素麺  
 以上

廿六日、辛亥、晴、不甚寒冷、三宅内外・平川静一郎来、前廉積込荷物を入組呉候也、西川理三郎伴寅之助も今度江戸へ参候由二而、潜龍連来、十三歳之由也、夕調練江出、御機嫌伺二出、伊藤徳之助此間俸被召出候吹聴与して来、渡辺雅登も吉太郎此間御次詰素読所出席被仰付候吹聴与して昨朝被来也、敬次郎今夕深町へ饒別二被招参、予も一緒二被招候得共、事多二付辞又

廿七日、壬子、晴、例時出勤、夕未鼓退、昨日入組候荷物兼而頼置候二付、今朝桑吉郎<sup>(原脱カ)</sup>二方迄為持遣し、御軍艦役所へ差出方同人方宜取計呉候也

廿八日、癸丑、晴、例時出勤、夕未鼓退、敬次郎今日辻江饒別二被招候故午後神田社江参、夫方白鳥辺要用之先方程暇乙二行、直二辻へ参、予一緒二被招候故黄昏方参、有饗

廿九日、甲寅、晴、御勘定奉行衆方此間前荷差出候此御方子弟之荷物三箇之運賃、壹箇二付式歩式朱宛之割合を以取約、早々差出候様二与申来也、家来新吉病気快、今日帰、敬次郎森岡へ饒別二被招行、入夜帰ル、予も被招候得共繁多二付辞又、夜演習会を催、御用人三人入来、到来之肴も有之候二付跡二而酒肴を饗又

卅日、乙卯、晴又曇、例時出勤、未鼓前退、僕新吉昨夕帰候二付、今日方若党二取立申付、堀田新吉与苗字申出也、尤給銀者宗太同様二申付、先日抱候理三郎小者・馬捕兼帯二申付、給米是迄新吉擬之通申付也、夕方水谷・木野へ暇乞使遣入、予繁多二して不能行候也、夕辻・森岡家内不残、岩崎母子<sup>(於よし・良之進)</sup>、矢野犀右衛門・岡島平之進・藤川甚吉郎・久留俊造・高木来、桑原吉郎二父子・長束清次郎・平野笑太郎等を招

村上家乗 慶応二年 76

朔日

大雪

夕七時四分

同日朝

鱈

吸物蛤

酒肴

大盆

鉢 紅魚

いりこ

敬次郎装束者股引・脚半・

義経袴・割羽織也

敬次郎餞盃を催也

十一月 大

例年之通附足輕御切米切手渡 知行  
物成も渡 米価石二付六百八匁之由也

朔日、丙辰、朝曇後晴、暄、兼而之通敬次郎今五半時頃出宅、水主町大雁木迄参、同所方御本手之子弟中一緒二小越江乗、宇品二而万年丸御艦江乗移候也、殊之外勇敷出立いたす、舟場迄者若党・小者を為連、小越江者平川静一郎一人乗込、万年丸江も乗、何角見合呉候由、御艦中二而も書生者丸打込二而聊之岸崖も無之、愉快之事之由、水谷八十郎・木野謙造者別船二而参候由也、尤岩崎良之進始彼是別船二而宇品迄見立呉候由、此方者森島兵蔵与理三郎宇品迄遣又也、堀尾嘉善夫婦・同勝登・辻清人・藤川甚吉郎、其外近所御役所内等方彼是来、見立被呉、吸物、小付飯、祝酒出又、万之進者出立後二来候也、岩崎良之進早々来、今日持込之荷物等仕出方見合呉る也、今日者江戸交代之衆も段々同船有之、御艦中多人数二有之由也、出入之者も彼是来、台所見合せ呉也、例時出勤、夕八時退、森岡弟婦夕方帰ル也、入夜兵蔵・理三郎宇品方帰、敬次郎殊之外勇敷、御艦者明朝出帆之由也

二日、丁巳、晴又曇、寒、今晚七半時頃御艦出帆之趣二而祝炮両声響候由也、例時出勤、夕八時過退、直二調練江出也、夜辻妹帰ル、家来を付遣又也

三日、戊午、曇、有風、寒、朝万之進來、午後為何御機嫌罷出、渡辺へ歡挨拶、堀尾へ挨拶、其外矢野犀右衛門・大島五兵衛江当夏以来何角之謝、岩崎良之進へも於よし不快見舞旁々行也、夕久振乘馬致又也

77 十一月

四日、堀尾勝登妹、岡島平之進妻二縁組願下也

七日、公儀御目付衆旅宿へ御軍事掛之面々、御年寄衆始御用人其外多人数被參、応接有之候由也

八日、夕七時頃、宅二於而

御用部屋詰  
御免

平野伝右衛門

思召有之候付

右同人

御用二付御多門被召上

四日、己未、晴、朝有霜、寒冷、例時出勤、夕七時前退、今朝以来骨節疼、何とな  
く悪寒之気味有之二付、退出後平臥、致発汗也、今朝高木来助入来

五日、庚申、晴、午後無風、暖也、例時出勤、夕八時退、九時過有地震、稍強く且長し、去儿安政寅ノ年之大震今月今日二而有之し也、此間以来時々少震者有之也、河瀬極人方集会二付七時頃方參ル、尤引掛深町真喜太・山村静登江此間内何角之挨拶二行、河瀬二而者久野秀太郎・山村静登・小野秀平会又也、戌鼓帰宅、公儀御目付御国江御用向有之由二而到着、御客屋江止宿有之候由也

六日、辛酉、晴、有風、寒、例時出勤、夕七時退

七日、壬戌、晴、午後暖、夕深町真喜太入来、為伺御機嫌罷出、公儀御目付梅沢孫太郎殿其外御徒目付・御小人目付明八日九時御城江被出筈之由也、主水様二而典膳様御妾腹御女子夜前御誕生之由也、西向寺江宗太代參申付、御早道便有之、敬次郎へ書状出し置也

八日、癸亥、晴、寒冷、例時出勤、夕八半時後退、堀尾嘉善・石井寿兵衛入来、平野伝右衛門今夕七時、御用二而御用部屋詰御免、御多門御用二付被召上也

九日、甲子、晴後曇、寒、朝平野伝右衛門来、昨夕之被仰付甚心外之由二而、内々種々で陳辞有之、自招之災、致方無之趣意及論説候得共、実感服二不至し而退也、例時出勤、夕七時前退、今日段々被仰付事有之、岩崎良之進・石井寿之丞・長武左衛門吹聴二来也

十日、乙丑、晴、大二寒、少々邪氣二感候哉、午後悪寒強、殊二此間以来咽喉も少々

村上家乗 慶応二年 78

故將軍様御法名左之通  
之由

照徳院殿光蓮社恭誉家茂  
大居士

九月廿三日増上寺へ御入  
棺被為在候由也

和宮様を静寛院宮様与申  
上候由也

十六日

冬至

朝五時九分

痛候付臥入、石井寿兵衛・星野幸次郎為吹聴入来、平野伝右衛門家内来、頗冤を訴  
慰諭し置、何分怪敷もの也、大島松太郎も為吹聴来也

十一日、丙寅、曇、寒、惡寒不治候故今日者出勤不致、御用人中江紙面を以案内申  
出也、夕杉岡文磧来診、熱者無之、少々氣候二感候より火動候二付、惡感寒与相成  
候二而、為指事二者無之旨、葉毛兼而投候通二而宜敷由申也、辻清人入来、山中一  
之進吹聴二来也

十二日、丁卯、曇、寒、朝冷也、今日も惡寒透与不去故出勤不致也、敬次郎江戸へ  
參候付、暇乞見立入来之先方へ為挨拶夫々今日使遣又也

十三日、戊辰、晴、寒冷強、今日者愈快候二付、例時致出勤也、夕八半時比退、来  
ル廿一日普観廟百回御忌二御相当二付、明日村送便二徳了寺江書状を以茶湯料を備  
且松本屋江墓所掃除之義如例頼遣又也、夜渡辺へ隊列算木調練演習一行也、辻清人  
見舞入来、木野後室お喜代を連被来、おしつ・おまつも来也

十四日、己巳、晴、暖、朝霜深、冷、早朝植田乙次郎殿へ御用向二而行謁入、歸途  
久野秀太郎へ遇、邦太郎御目付役被仰付候歎二行、酒を被出、久留杏蔵へも此間敬  
次郎出船之節之謝二行、為御伺機嫌出仕、御奥二而御宇衛様方御内々内紫柑三顆戴  
也、午後調練へ出、夕桑原吉郎二来、酒を出又也

十五日、庚午、晴、寒冷緩、例時出勤、夕八時過退、夜堀尾勝登被来、隊列演習也  
十六日、辛未、晴、暄也、朝有霜、冷、南至也、例時出勤、夕八時過退、河瀬極  
人夕方入来、内用事也、躰被咄、酒を出、又其後久野秀太郎御用向二而被来、是又寛

79 十一月

〔主水様二而典膳様御妾腹お良殿今夕御卒去被成候由二付、御宇衛様へ為伺御機嫌夜中御奥江出ル、尤平服二而出ル也

〔十八日、西向寺江備物左之通

一 経料 金三百疋

一 鉢米 精五升

一 僧中へ銀壹両

當時米価、諸色格別高価二付右之通銀之員数を増也

〔東城江者去ル十四日村継便二左之通り徳了寺へ備也

茶湯料 金貳百疋

右之外墓所掃除入用として銀八匁松本屋へ遣入也

話二成、酒を饗、戌鼓後被帰、〔今朝妙慶院江者惣太代参申付也

十七日、壬申、晴、暄也、〔朝昨夕秀太郎入来之義二付為通合河瀬極人江行、跡寛話

酒を被饗、午鼓歸、為伺御機嫌出、〔昨日・今日二葉山御祭礼、今日者此方様御社詰被遊、主水様殿様之御名代御勤被成候由也、〔夕西向寺・妙慶<sup>(院脱方)</sup>・興徳寺江参、夫方丹

羽正蔵・木野・水谷江行、木野二而酒出、入夜帰、今日者心鏡院殿七回忌相当也

十八日、癸酉、晴、暄也、〔例時出勤、夕八時過、〔来ル廿一日普観廟御百回忌於西向

寺輕法事修行頼候二付、備物今日為持遣し、廿日夕弟子吉人内仏会向二差越くれ候様二与申遣入也

十九日、甲戌、晴、午後寒冷増、〔朝宅二而御用向有之、午時出勤、未鼓後退、調練

江出ル也、〔并直し谷五郎来也

廿日、乙亥、晴、寒冷強、〔夕七時過西向寺之弟子僧順来、於内仏会向、跡二而茶漬・酒を出入、當時故何れ江も案内事者不致、尤万之進<sup>(森岡)</sup>者閑暇二候得者来候様申遣、来也、

〔此間長州方益田何某伊勢新右衛門与申兩人為御使者来、於御客屋御受引有之、段々御進物有之、其内二者三二二 銃も有之候由、尤表向者益田者吉田廟参、伊勢者海蔵

寺之先祖之墳参与申来、旁交易事之示談も有之由下説也、此節者最早商売人杯者相互印鑑を以往来致候由、夫二引替、京摂辺二而八何れ御再討も可有之風聞致候之由、い

か之御趣意、不審なる事也、右益田者御中老、伊勢者御用人与歟申事之由也、〔益

田名後二承候処孫槌与申候由也

廿一日、丙子、朝冷、始見氷、後晴、暄、〔早朝西向寺へ参、法事中相詰、万之進・

村上家乗 慶応二年 80

廿日夕

茶漬

皿 酢和会

汁 みそ しめたけ  
とうふさい

飯 香物

四寸煮物

酒肴

鉢 菟弱さし身  
せり からしすみそ

八寸くづ煮

以上

廟飾恒規之通也

廿一日夕

御茶

さけ飯

同日朝、東城壇登遙拜、焼香、祭祀者去ル四月廿二日二相済居候也

〔田中〕  
 実五郎参詣しくれる、例時出勤、夕八半時退、今日岡島平之進御多門御貸被下候吹調与して入来之由也、今日御用向少々不念之義恐入申出、速二不及其義旨被仰出也  
 廿二日、丁丑、朝冷、後曇、時々雨飛、例時出勤、夕八時退、其前後調練江出ル也  
 〔夜平野室明朝檀垣他人吉方へ同居、引移候由二而暇乞入来也、渡辺雅登世話二而一番模之六形費斯答兒銃一挺買入ル、価十七金也、一昨年江州国友二而為調候費斯答兒者一発也、当時六発大流行二而、要器故大金を抛買入候也、奥田政次郎へ兼而頼置候下地之分費斯答兒革袋調候由二而持参しくれる也、藤川毎登殿先日之謝御出之由也、  
 廿三日、戊寅、晴、暖、朝森仙太郎・岡島平之進御多門被下候吹調二来候由也、藤森社江参詣、午後帰宅、平野伝右衛門実家へ同居引移候二付、為暇乞入来之由、万之進入来、銀子之無心申聞候由也  
 廿四日、己卯、晴、暖、例時出勤、夕八時退、朝夕調練江出、夜初更之頃南方二当号砲三声聞ゆ、万年丸御艦還候祝砲共哉与被考也  
 廿五日、庚辰、晴、暖、矢野幹太郎昨日御兒小姓被仰付、鼻紙代被下候吹調与して来、其後犀右衛門も入来之由也、例時出勤、夕八半時比退、長束吉之進今日向之御多門へ引移候由二而頼旁々来、後又家内も来候由也、星野貞之助此間從東城帰候二付来候由、森岡弟婦高木江娘縁付二付而來候由二而來候由也、夜中御奥方天満宮御火焚之御神供御下り并三原方御到来之蘿蔔二本御分賜被仰付也、夜大島松太郎来、夜前之砲声者長崎帰御艦之趣也



81 十一月

同日御多門替  
 平野伝右衛門跡御多門へ  
 長束吉之進  
 吉之進御多門へ  
 土屋篤三郎  
 篤三郎御多門へ  
 桑原内蔵二  
 内蔵二御多門御貸  
 岡島平之進へ  
 山田多喜登御多門へ  
 武内保之進  
 保之進御多門へ  
 沢崎雄三郎  
 雄三郎御多門へ  
 山田多喜登

卅日、惠美養軒老所持之馬御所望被遊、其御挨拶二青藍之御馬江皆具二而御樽代生鯛御添被遣候由也、先方之馬者連銭芦毛二而美敷馬也

廿六日、辛巳、薄陰、暖、朝片岡弘明日東城江罷越候旨二而暇乞人來、朝乘馬、午後為伺御機罷出、調練へ出、夜高橋太右衛門・今井小左衛門を呼、寛々話、酒を出、御用向島五兵衛・岩崎良之進取持二來、昨夜之砲声者全崎陽方帰候ジャツパン御艦二有之、尤二日出帆之万年丸御艦者去ル六日無滞品川着之趣、一通り之義八相聞候由也

廿七日、壬午、曇、夕寒、例時出勤、夕八半時退、大教廟御祥月、菓子を献也、例年之通仏事煮込を製候付、初穂を慈君方御奥へ御出被成也、清人・万之進入來、辻おたけ此間者風邪二而熱強、氣遣候処、追々快由也

廿八日、癸未、夜來風烈敷、寒氣一層増、尤晴而午後者緩、例時出勤、夕申鼓前退

廿九日、甲申、晴、朝有氷、寒冷強、朝乘馬、夫方調練江出、午間為伺御機嫌罷出、朝野村八郎殿來儀、謁、惠美養軒老所持之馬、此度御所望之義二付而也、我儘成被申振二付存寄申述候処、一応被返、復來儀、前談者不被申、先々致呉候様二との事二而速二約ル也

卅日、乙酉、晴、朝有氷、寒威強、例時出勤、夕八半時過退、調練へ出、今朝平川靜一郎來、江戸十六日出之御早道便二届候由二而敬次郎方之書状持參し呉ル、去ル六日二何れも無滞品川着岸いたし、其後も無事之旨一通り申來、大二安心致又也、十五日付之状也、養吉方靜一郎江之紙面二而八、同日二開成場入門之運二相成候様子也、深町真喜太昨日御用召二而御目付次席御側詰被仰付候旨堀尾へ伝言二而為知有之候二付、使を以歎申遣又也、木野・水谷・山村江も江戸便有之候段為知遣又也、其後二

朔日

小寒

今暁八時四分

大島八太郎方船中之次第、(大島)五兵衛・(三宅)内外江申越候を承候得者、去ル二日暁五鼓後宇品出船、三日夕未刻比紀州大島港着、碇泊、四日暁丑刻前同処を發、夕未刻志州(的矢)まと屋港碇泊、五日暁丑鼓前同所を發、遠州洋を渡、六日朝辰鼓後品川江着、同日夜二入関ケ霞ケ関御上屋敷江到着致候由也、昨今豊屋喜右衛門来、諸所豊表替等致又也

十二月 大

朔日、(丙)戌、晴、寒威強、有霜、例時出勤、夕申鼓前退、土屋篤三郎昨日表御長屋へ引移候由二而頼旁来候由二付、使を以歎申遣又也、惠美養軒老来儀、謁又、昨日馬御所望二付御挨拶、御贈物之御礼二被出也

二日、丁亥、雨微降、寒氣緩、例時出勤、夕申鼓前退、尤朝之内調練江出ル、夕長武左衛門来、野原八右衛門養子尋二付、藤川三男・四男之内囉度旨二而内々申聞候義有之、諾し置也、今朝河瀬極人入来之由也

三日、戊子、晴、寒氣緩、朝右近様并(上田)主水様江寒氣為何御機嫌罷出、久野秀太郎・崎田恪衛・(種人)河瀬・山村・久留杏蔵等へ寒氣問安二行、深町真喜太江此間役成之歎二行、祝酒出ル、午後海蔵寺江拝参、当年者益拝参七時勢二付向得不致、且高謙院様御石塔御出来、建仁院様御七回忌等皆々情罷在候付、兼而拝参仕候也、和尚達而被留、山酒を被饗、黄昏前帰宅、夕方竹屋町新蔵之近方四五軒焼失之由也、海蔵寺二居候内二其由承候得共、及帰途已二鎮火也

四日、己丑、晴或曇、朝寒返、夜暖、例時出勤、夕申鼓後退、朝山村静登寒氣問安

83 十二月

也  
七、宗对馬守様方御使者左之兩人今日登城之由

古川為之允  
三浦嘉兵衛

九日

御切米六石三斗  
式人扶持

半助跡目

野口金兵衛

也  
但、勤向者只今迄之通

入来

五日、庚寅、晴時々曇、風強、寒威強、石内村櫓々峠二於而小筒組調練場調、頭々鉄炮組を連出、稽古有之二付為見合早朝方行、日入過歸宅、右二付今日者出勤不致、(渡辺) 雅登・勝登毛被行也

六日、辛卯、晴、朝寒冷後緩、例時出勤、夕申鼓後退、此間長武左衛門内々頼候趣二付、今朝藤川甚吉郎を呼、同人弟又一郎・栄槌為人之処を委敷聞、其段御館二而武左衛門へ咄し置也、岡島平之進此間使遣し候謝入来之由也

七日、壬辰、晴、寒氣緩、今日者煤掃致又也、田中実五郎来、手伝呉る、御家来中御扶助昨年方者全被下候旨被仰出候趣毛有之候得共、当年者不意之御物入莫大之義二而、御扶助渡方尚又減少不被仰付候而八御凌毛難被付候処、御家来中二於而毛当形勢柄二付而八意外之失費毛不少候処、一統勤向稽古事共甲斐、敷致出精候段御満足被思召、種々御差繰せ、当暮之処者御扶助渡し員数其儘被下候之間、御主意之程奉感戴、諸事甲斐、敷致精勤候之様二与被仰出也、山田多喜登明日白島へ引越候由二而入来

八日、癸巳、朝曇後雨、復為雪、為霰、寒威強、朝調練江出、直二出勤、夕申鼓後退九日、甲午、晴、朝寒氣後緩、例時出勤、夕申鼓後退、名倉求馬父兵衛病死之由、藤川每登殿方為知来、以使吊之、夜葬式之節常林寺江使者宗太遣又也、昨記之補闕武内保之進今日表御長屋へ引移候由入来、沢崎雄三郎今日向日向御多門へ引移候由、得井満四郎雄三郎を同道、何角頼秀入来、夫々歡使遣又也、野口金兵衛忌明返礼入来

十日、乙未、晴、暖気也、夜風雨、当月者今日御早道出候由、敬次郎江書状昨日五兵衛へ托し置、山田養吉へも書状遣又也、午後為伺御機嫌出勤、長武左衛門来、漬物を見合せ呉る也

十一日、丙申、雨、寒気強、朝万之進来、例時出勤、夕申鼓後退、御扶助切手相渡、矢野犀右衛門方為持差越、頂戴仕候也、附足輕之分も渡、米価世羅米壹石二付五百八拾七匁之由、一頃方者余程下落二候得共、何分高価也

十二日、丁酉、晴、寒威強、朝青野保太郎殿を訪、暫話入、山田養吉父三太方江無滞着船之様子相聞候歎、何角挨拶旁行謁、岡本殿へも問安二行也、例時出勤、夕八時過退、調練江出、上御鑄造御場所御借用二而那波列翁卜云大炮御製造二相成、今日二挺鑄立相調候由、一挺二付百五拾金之積前之由也、御用人中其外為見分被參、佐藤嫁夜前出産、女子死体二而出生之由、今朝歡見舞旁使遣又也

十三日、戊戌、晴、寒威大ニ敵、伊勢御師より御被来曆如例年贈来也、例時出勤、日入前退、今朝致乘馬、沢崎雄三郎継母何角頼与して昨夕入来之由也、御役料残半方米代相渡、矢野犀右衛門方為持来、頂戴仕也、敬次郎武芸出精之御褒美諸口紙壹束被下置、於席佐藤益之丞方御意之趣被達、御請即席二申出也、今朝諸品御礼被為請席詰仕候也

十四日、己亥、晴、寒威強、夜曇、暖、夜半成雨、休日二候得共、明日者御養子様御引越之義表向被仰出候御振合二付御用向有之、早朝方出勤、及暮退也、明十五日朝五半時為御使者遠藤佐兵衛殿被參候旨大御目付衆方内証申来、右二付一同麻上下

85 十二月

右御目錄有之也

被下候也

但、銀貳枚を三倍二而

銀貳百五拾八匁

羽二重言足料

銀四拾五匁

干鯛三枚料

十六日、為御土産拝領之  
品者何毛料二而被下、左  
之通也御居間二而御盃被下候  
節毛脇指者帶儘也

十五日

大寒

夜五時三分

着惣出仕被仰出也

十五日、庚子、霽、晴、早朝、麻上下着出仕、四時過、御用人遠藤佐兵衛殿為御使者參上被致、兼而御内願之趣二付、浅野守之進様御養子二被仰付、直二御引越被成候之様被仰出候段御意御蒙り被遊、直二為御請御登城被遊、守之進様二者於御城被為蒙仰、直二此御方御供方御迎二參、夕八時頃、御城方直御引越被遊、其節御玄関前白沙二於而御目見仕、御供之御目付披露二而名を御呼被成、無程巨那樣二毛被為入、於御居間御兩方様御一緒二御目見被仰付、脇差帶儘出、御養子被仰出、直二御引越被遊候恐悦申上也、其後於御輿御祝盃之節、御取合せ申上、直二御祝膳御相伴被仰付也、右相濟、御表江被成御座、於新御居間守之進様御盃被下、御用人佐藤益之丞御取合せ二而御肴毛被下、上盃毛仕、御肴差上候也、其前守之進様江為御祝義干鯛三枚塗台据二而差上候二付、御次江出、御用達江披露相頼也、御見合御頼二付被出候御客衆少々有之、度々挨拶二出候也、夜中御輿へ召、御賑々敷御酒御相伴被仰付、御祝式何角無御滞被為濟、千々万々奉恐悦、心中二不堪歡喜也、守之進様当年御十二歳被為成、御歳之割方毛御長者敷且御伶俐二被為入、実二御家之御幸福、御家来一統御末頼母敷、万歳を唱候事也、夜亥鼓後退、三原小林邦太郎御用向二而致出府候旨二而來候由、万之進來候由也

十六日、辛丑、晴、寒強、早朝遠藤佐兵衛殿・植田乙次郎殿へ御用向二付行謁、例時出勤、夕七半時過退、出勤中遠藤佐兵衛殿方呼二來、御城江出、紅葉之間御縁頼二於而謁入也、今日守之進様御前二於而御土産与して左之通御手自拝領仕、御取合せ

十七日  
 守之進様御実名左之通被  
 為付候間、右文字并文字  
 違候而も唱同様之分者致  
 用捨候之様被仰出  
 道敏公

藤益之丞被仕、御直二御受申上候様挨拶有之、御直二申上也、御品物持退、於御次御  
 用達佐藤喜代見江猶御受申述、御品物渡、宅へ差越被呉候様相頼也

干鯛 一折三  
 羽二重 志疋

内記様<sup>浅野</sup>御拝領之紅魚御頒賜被仰付也、鶴齡院様<sup>方</sup>も守之進様江紅魚御拝領被遊候  
 由也、一井久太郎此間大坂<sup>方</sup>歸候由二而來候由也、今日妙慶院へ者代参申付也、慈  
 君夜中御奥江召、御上り被成、御拝領并御到来之御着御開<sup>キ</sup>之由二而、御酒之御相伴  
 被成候由也

十七日、壬寅、晴、暖、朝四半時、御歎之御帖附候付、麻上下着出仕、引続守之進  
 様江御步行列加以上初而御目見有之筈之處、主水様為御歎御出二付段々与及遅刻、暮  
 前二成、御目見被仰付、於御書院年頭御礼之通二而御礼錢無之、御熨斗鮑不被下候、  
 席詰毛例之通仕<sup>ル</sup>、主水様御出二付御送迎仕、并御居間二付御目見毛仕、夜中者御  
 奥江召、御取持被仰付也、守之進様御実名頭書之通被仰出也、夜亥鼓前退  
 十八日、癸卯、晴、寒強、朝伴彦左衛門殿御頼事二付被出候二付五時出仕、夕七時  
 過退、守之進様御目見之義今日御願被仰込候段心得、一同江御達し有之也、守之進  
 様昨朝白神社江御初而御社参被遊、今日者内記様江御出、直二御居留二而入夜被為人  
 候由也、夜桑原吉郎二入來、去<sup>ル</sup>十五日万年丸御艦從江戸歸候由二而、敬次郎并外  
 両人<sup>方</sup>之届物持参し呉る也、委細之書狀來、当月四日出也、其儘霞ヶ関御邸二罷在、  
 日々開成所江通、致稽古、英学并算学を始候由、英学者渡辺一郎、算学者神田幸平与

87 十二月

申仁江本藩方御頼之由、市川齋殿二者此節御用向二而大坂二出被居由、開成所者一橋御門外之由也、吉郎次江酒を饗、小林邦太郎今日也来候由也

十九日、甲辰、晴、寒威強、例時出勤、日没比退、須賀井幾之進殿・植木完兵衛殿為御館入初而被出候付謁入也、朝若月準二殿来儀、謁入、御館江被出方之義二付相談被申聞也、木原慎一郎殿寒氣問安来儀

廿日、乙巳、雨曇罷、夜又降、不寒、例時出勤、夕申鼓後退、敬次郎方当月五日之書状達、無事之趣申来

廿一日、丙午、曇後晴、例時出勤、夕七半時退、守之進様今午後海蔵寺御參詣被遊候由也

廿二日、丁未、晴、寒威強、守之進様当家馬を御騎被成度御様子二付、朝御馬場江出、御騎被遊也、御用達方奉文二而左之通申来

今般御養子様御引越濟御祝二付、於御居間御吸物御相伴被仰付、御盃被下候条、明廿三日朝五つ時罷出候様二与思召候、此段可申遣旨御意御座候、以上

十二月廿二日

大崎喜和馬

三宅益登

永井仲之助

村上彦右衛門様

右二付一応之返書出し置、早速麻上下着二而御用達席迄為御請出也、直二相詰夕日入頃退、西向寺代參申付、万之進来候由、吉本恒之丞入来、当暮殊之外逼迫二而

廿三日、御祝義拝領

生鯛 一折

料銀九拾匁

右御目録有之也

御坐敷二而吸物・御酒頂戴之御受八御次江出、御用達迄申上、其余之廉々二当候而も於御次御用達迄御請申述候者恒之通也

廿五日、御答礼拝領

干鯛 一折三

御樽代 金子二百足

但銀九拾匁

右御目録有之也

困候二付、来春二月迄米式苞借用致度旨頼居候由也、〔老女千代浦より慈君明晩御奥へ召候二付御上り被成候様文二而申来也、〕御武具奉行栗田新太郎殿勤向之義二付而自害死去被致候之由也、窃二承候処、新太郎殿二者廉潔之人二而、局中之諸有司惣而私慾を逞、当時節柄莫大之御不益有之あたりを深苦心被致、〔執政大夫并要路之吏へ存寄之書付被留置候而右様自害被果候之由、実説二候得者全忠死二有之歟

廿三日、戊申、晴、寒威強、〔昨記之趣二付、四時麻上下着出仕、夕八時比、御吸物御相伴被仰付、御盃被下之、守之進様二も御列坐二而御同様二御盃被下、夫御着毛御手自被下、御取合せ御用人佐藤益之丞上盃被仰付、御着毛差上候、始終帯剣、御通之面々も同様、尤御取合せ計者徹剣也、最初出候処二而御内祝被遊候、恐悦申上上、何も相濟候上二而最初出候座へ退候而御取合へ向御請申述、御取合之挨拶二依而尚御直二申上候也、〔其後又御前江召候而御祝義頂戴仕、生鯛一折料金貳百足料二而被下、其節も御両方様御同坐、御取合も矢張佐藤也、〕又其後於拾疊敷御間吸物・御酒頂戴仕、御両方様共御臨坐御挨拶被遊、席を避拜伏、御請申上、御用人・御用達も挨拶〔行カ有之、手元二も御用人中始御小姓組迄挨拶二及ふ也、〔極夕退掛御用人筆上之宅江御請二行也、〕夜中又御奥江召候而御賑々敷御酒頂戴仕、慈君も召候而御上り被成也廿四日、己酉、晴、寒氣強、〔例時出勤、夕七時過退、〕守之進様今日も南御門外御屋敷江御出、入夜御下り被遊候之由也

廿五日、庚戌、雨、寒威緩、〔例時出勤、夕七半時退、〕此間干鯛差上候為御答礼守之進様方干鯛一折、御樽代被下之、於御次御用達石井寿兵衛執達、御請者即席二申述、



89 十二月

卅日  
立春  
今曉八時四分

尚於席御用人中江毛申述也、浅野孫大夫殿始而被出、於十晝謁入、御奥江被通、御饗応有之、佐藤益之丞御取持二被出也

廿六日、辛亥、晴、寒威強、朝高橋太右衛門・今井小左衛門へ御養子一件、抑以來不一方配意二預候自分之謝意を以行、太右衛門留守、小左衛門者逢也、木原先生を訪

例時出勤、暮前退、佐藤嫁夜前出産之由使を以歡申遣入、小児者死体之由也、殿

様・若殿様御所勞被成御座候付、来年頭御礼不被為受旨被仰出候由也、御用部屋者

今日限二御用向相約候也

廿七日、壬子、晴、寒威益強、午前為伺御機嫌出仕、桑原春太来、御勘定所勘定相約候二付夜中為御銀見分出、亥鼓退

廿八日、癸丑、晴、朝有霜、寒氣強、朝御用向有之、出仕、昨日以來右齧を痛候処、

今日者類車腫痛、惡寒有之候二付、午後臥、高木来助・吉本恒之丞入来、夜家小木

野江歳暮礼旁々參、有地震

廿九日、甲寅、晴、寒威嚴、今日も惡寒有之候へ共、逆上火動之事与相考候二付水

風呂入浴、却而心持宜也、堀尾嘉善入来、夜節分之祝、御表・御奥御豆囃子被為

濟候為恐悅如例麻上下二而御表・御奥御次迄出儿、夜野口金兵衛入来、調練算木演

習之義を頼来、春早々始可申段約し置也、来年頭方地合供連等兼而之御定打外し、

銘々存寄次第減少被召連候義者不苦旨被仰出有之也

卅日、乙卯、晴、寒氣嚴、夜前類腫者治候得共、右腋下疼痛、呼吸動揺二障、惡寒

も亦加候二付、朝杉岡文磧を迎乞診、全氣候之感二而少々熱も有之候得共、火動之方

勝候二而為指事二者無之候得共、何分用心致候様二申聞、藥を恵む、右之通二付夕方歳末御祝詞与して出仕不能、其段御用人中江及案内、且御用達・御奥附迄手紙を以御祝詞申出候也、夜万之進歳末祝詞与して来、祝酒を饗、如恒規田樂<sup>\*</sup>を製、家内歳暮之盃を伝ふ、当年者季夏以来之時勢二付而八何角与臨時之出宝筋も多端二有之候得共、御仕向も兼而之通被成下、米価も騰貴、彼是之歩<sup>ミ</sup>を以世帯格外之困縮二も不至、歳杪之會計も種々約付、安氣二迎春之設を嘗候者実二君恩・親恩之所使然、不堪感戴事共也、来年頭八御両殿様御礼も不被為請候二付、銘々礼勤も御家老・御年寄・支配頭并身近干親類者格別、其外者相互二礼勤被相止、当形勢柄二付不拘旧格稽古始等速二被仕候様二との義御家中江被仰出候由也

## 91 注

## 1・八

**紀道興** 広島藩家老東城浅野家当主、浅野河内道興(一八一五-一八八四)。知行高一万石余。実父は先々代当主孫左衛門高平。嘉永元年、先

## 2・四

**慈君** 父星右衛門の妾で彦右衛門の義母。妹梅(辻清入室)の生母。名は仙(一七九〇-一八八一)。上御書翰列故蔵田百太郎姪で、実は三原浅野家土吉光軍右衛門の娘。彦右衛門実母の死後、天保三年

## 1・六

**源茂長** 第一一代広島四万六〇〇〇石藩主松

## 1・曙

**統仁** 孝明天皇(一八三一-一八六八)。父は仁孝天皇。弘化三年(一八四六)践祚。終始攘夷を望み、急

平(浅野)安芸守茂長(一八二丁-一八七二)。維新後は名を長訓に復す。父は七代藩主浅野重胤の三男右京長懋。文政元年(一八一八)浅野家の青山内証分家を継ぎ、安政五年、急逝した広島藩主浅野慶熾の遺跡を継いで広島藩主となる。

慶応二年七月二十日、大坂城で薨去。

進的な反幕運動に反対した。文久三年(一八六三)、急進派堂上と長州藩を京都から排除したため、翌年禁門の変が起こり、また再度にわたる長州征討が行われることになった。慶応二年十二月二十五日崩御。

## 1・四

**源家茂** 第四代将軍徳川家茂(一八四六-一八六六)。父は和歌山藩主徳川斉順。嘉永二年(一八四九)和歌山藩主となるが、その後将軍継嗣となり、三代将軍家定の薨去にともない安政五年(一八五八)將軍に就任。慶応元年(一八六五)五月に第二次長州征伐のため進発、大坂城に入ったが、戦鬪さなかの

慶応二年七月二十日、大坂城で薨去。

## 注

各注の冒頭に掲げた数字は、本文中の箇所を示している。上(アラビア数字)が本文のページ数、下(漢数字)がそのページの行数である。ただし、頭書は行数を示さなかった。

代広島藩家老駿河道博から家督を継ぎ家老となる。勅典、大炊、豊後の後、元治元年(一八六四)に河内と改称。東城浅野家の本姓は堀田氏。浅野幸長の傳役堀田高勝(文禄二年頃までに浅野の姓を名乗ることを許される)を祖とする。寛永十八年(一六四二)、その子高英が家老として奴可郡東城に配備されたため、東城浅野家と呼ばれる。堀田氏は紀氏の出身。同族に下総佐倉藩主(一万石)、近江宮川藩主(一万三〇〇石)、下野佐野藩主(一万六〇〇石)の堀田氏がある。

- (一八三)十二月に村上家に入る。彦右衛門は万延元年(一八六〇)に申し出て養母の身分としている。
- 2・六 御居間 東城浅野氏の広島上屋敷は、城郭本丸の内濠を挟んで西側の三の丸内、中濠の内側、西御門の北にある。三原浅野家・上田家の両家老上屋敷は三の丸と中濠で隔てられた外側、南御門の南にあった。このほか東城浅野氏の下屋敷は白島町と白神六丁目にある。
- 2・七 当役 東城浅野家家司役。東城浅野家には、当主の下、家司一名、用人三名(または四名)、出頭三名、用達三名という上部組織がある。村上彦右衛門は、万延二年二月、用人から家司に就任した。
- 2・八 佐藤喜代見 東城浅野家士。用人佐藤益之丞俵佐藤家は与力二家の一つ。知行高一四五石。
- 2・九 御宇衛様 浅野道興室。名は於忠。父は上田家先代の家老上田主水安節。安政四年(一八五七)婚姻。
- 2・九 御忌中 慶応元年(一八六五)十二月二十三日、上田家先代、主水安節の妾腹辰之進が逝去している。辰之進は道興室の実弟にあたる。
- 2・一〇 堀尾勝登 東城浅野家士。堀尾家は与力二家の一つ。勝登は用人格で、彦右衛門の養子敬次郎の実兄。
- 2・一二 御用人 渡辺雅登、佐藤益之丞、堀尾勝登(用人格)。
- 2・一七 木原慎一郎 広島藩士。号は桑宅(一八六)一八八。父は医師木原宗林。藩儒坂井虎山に学び、藩主浅野茂長に認められて文久二年(一八六二)に藩校教授に登用され、高一〇〇石を与えられる。僧月性・吉田松陰とも親交があった。
- 2・一七 森岡万之進 東城浅野家士。名は邦靖(一八三三)一八六八。彦右衛門の同母弟。天保六年(一八三五)、森岡十兵衛の急死により森岡家に養子に入る。中小姓、側詰、目付を経て吟味役となるが、慶応二年病気のため辞職。後に中小姓に復職するも、慶応四年二月に病死。
- 3・六 西向寺 城下細工町の浄土真宗西派寺院。村上家の菩提寺の一つ。
- 3・六 杉岡文礪 村上家の主治医。
- 3・六 頼東三郎 広島藩士。名は元啓。号は誠軒(一八二九)一八九四。父は聿庵、祖父は山陽。藩校教授。
- 3・六 島本広右衛門 広島藩士。慶応元年に銀奉行。
- 3・七 白神社 城下尾道町の神社。広島開府前、辺りが海であった頃に岩礁の上に立てられた神社が、その後城下の総氏神になったと考えられている。その後氏子を分与し、白神組・中通組の各町と国泰寺村・六丁目村の氏神となった。

## 93 注

- 3・七 妙慶院 城下新川場町の浄土宗鎮西派寺院。村上家の菩提寺の一つ。
- 3・七 三木十左衛門 広島藩士。安政六年(一八五九)に奥詰。
- 3・七 興徳寺 城下田中町の臨濟宗妙心寺派寺院。
- 3・八 堀田助六 広島藩士。文久三年(一八六三)に組頭。
- 3・八 山中碩庵 広島藩士。文久三年に御側医師。
- 3・八 大柿藤太 広島藩士。文久三年に納戸奉行次席。
- 3・八 下瀬徳之助 広島藩士。慶応元年(一八六五)に勘定所吟味役。
- 3・九 吉田兼次郎 広島藩士。慶応二年に使番。
- 3・九 青野保太郎 広島藩士。慶応元年に並寄合次席。
- 3・九 岡本主馬 広島藩士。文久三年に新組頭。
- 3・一〇 浅野助九郎 広島藩士。安政六年に番頭。
- 3・一〇 藤田敬次郎 広島藩士。歩行組藤田直助の子。幕府砲術家下曾根甲斐守の高弟であったが、文久三年、広島藩主浅野茂長が小姓組に抜擢し、西洋流砲術の師範役に任じた。
- 3・二 藤之森 沼田郡北下安村祇園町に所在する神社。現在の安神社か。
- 3・三 土佐守 小林土佐守は藤之森社神官。
- 4・六 右近様 広島藩家老三原浅野家当主、浅野右近忠英(一八二九)一八九七)。知行高三万石。父は先々代当主甲斐忠敬。安政三年に先代遠江忠助から家督を継ぎ家老となる。朝負、雅楽の後、安政三年から右近と称す。
- 4・七 久野秀太郎・崎田恪衛・深町真喜太并久野清人・久留杏蔵 いずれも家老三原浅野家士。
- 4・九 西福院 城下天神町の真言宗御室派寺院。本尊薬師如来、脇土不動明王毘沙門天。
- 4・二 例時 六月九日の記事に「今日方御役所早出勤二相成候付、辰鼓出勤、午後退」とあり、八月十九日の記事には、今日方御役所並時刻出勤二成也、巳鼓出勤、未鼓退」とある。このことから、夏季の二ヶ月余は辰刻出勤、午刻退出、それ以外は巳刻出勤、未刻退出であることがわかる。
- 4・一六 主水様 広島藩家老上田家当主、上田主水安敦(一八二〇)一八八八)。知行高一万七〇〇石。父は先々代当主主水安世。安政三年に先代主水安節から家督を継ぎ家老となる。内記の後、安政三年から主水と称す。剃髪後は讓翁と号す。
- 4・一七 藤川 藤川家は東城浅野家士。彦右衛門の先々代(村老家五代)藤次郎(能称院)は、藤川武左衛門四男で、寛政十一年(一七九九)に四代村上勇蔵(常称院)の養子に入り、文化五年(一八〇八)に四代勇蔵の跡を継ぐが、急死している。

94

- 4・18 原十郎次 広島藩士。文久三年(一八六三)に奥小姓次席。
- 4・18 小島易人 広島藩士。
- 5・1 清太 彦右衛門家来鳥越清太、小回り清蔵の子。慶応二年(一八六六)十一月九日死去。
- 5・2 久留俊蔵 三原浅野家士。
- 5・2 堀尾嘉繕 東城浅野家士。堀尾勝登・村上敬次郎の父で、旧名は善太夫、のち笑石。慶応元年に嘉繕と改名したと思われる。文久三年に隠居し、勝登に家督を譲る。
- 5・7 海蔵寺 東城浅野家の給知、佐伯郡古江村にある曹洞宗寺院。東城浅野家の菩提寺で、境内には歴代の墓所がある。
- 5・10 牧野平司 東城浅野家士。与力二家の一つ。二〇〇石。
- 5・14 御爆竹 正月十四日、城下では火祭りの行事、左義長がある。「トント」と称し、大きな焚き火を行い爆竹を鳴らす。
- 5・16 火見せ この日、広島城内八丁馬場で、藩主諸士の飼馬を集め乗馬演習を行う。夕暮れに、今門という小門から小姓町裏堤(現空鞆橋の東堤)に出て、対岸の空鞆堤で焚く大トントの火を馬に見せ、戦地の状況に慣らす練習を行った。
- 5・16 敬次郎 彦右衛門の養子、村上敬次郎(一八五二―一九一九)。父は堀尾嘉繕(善太夫、笑石)。用人並堀尾勝登は実兄。彦右衛門の実子千代雄槌の死後、文久三年九月に村上家の養子(厄介)となる。慶応二年(一八六六)十一月から江戸遊学するが、翌々年の戦乱で帰郷、明治二年(一八六九)に英国へ留学した。同七年に帰国して広島英語学校の教員となった。同九年には海軍省に奉職した。少書記官、海軍大臣秘書官、大臣官房主事、経理局第一課長を経て、日清戦争では呉鎮守府監督部長となる。旅順口海軍根拠地主計部長として功があり、同三十年には主計総監を経て、海軍省経理局長となる。北清事変・日露戦争にも功があり、同四十年に男爵を授けられた。
- 5・17 辻妹小供 妹は彦右衛門異母妹お梅、子供はお竹、源之進、吉弥、保馬。お梅は奥(東城浅野家先代室)勤めの後、嘉永二年(一八五〇)四月十日に婚姻。
- 5・17 岩崎 岩崎家は東城浅野家士。村上家と親戚筋に当ると思われるが詳細は不明。
- 6・1 山村・河瀬・中川・坪内 いずれも上田家士で、山村・河瀬・中川の三名は同家用人。三名が月番交代で記した「御公用日記」(上田家文書)が三原市立図書館に所蔵されている。

## 95 注

- 6・二 与力 東城浅野家は知行高一万石余であるが、内二〇〇〇石は、高英が寛永十八年(一六四一)家老に命じられた際に、本藩から与力知として与えられたものである。以降、幕末まで変遷はあるが、二名の与力が東城浅野家士となり、別格に扱われている。嘉永年間の与力名と知行は、片岡弘(一五〇石)・佐藤与三右衛門(一五〇石)・名倉求馬(一五〇石)・深江静衛(一五〇石)・藤川每登(一三〇石)・堀尾精一郎(二〇〇石)・牧野平司(二〇〇石)・水上源左衛門(二〇〇石)・宮崎藤九郎(一五〇石)・八木真喜太(一五〇石)・由良嘉久馬(一五〇石)・吉田与一右衛門(一八〇石)。与力のうちには東城で在番する者があるが、毎年正月十五日には出府の上、御礼登城する。
- 6・七 藤井和七郎 城下中島組大年寄。屋号は三国屋。
- 6・七 佐々木次郎右衛門 城下中通組前大年寄。屋号は茶屋。
- 6・八 沼田三郎右衛門 城下白神組大年寄。屋号は三原屋。
- 6・九 家来・下女 彦右衛門は万延二年(一八六一)二月に足軽(家来・若党)三人をつけられているほか、小者・下女若干名を抱えている。これらはいずれも一年季奉公で、正月十六日頃年季が明ける。
- 6・九 楠惣太 「暇申付」とあるが、「家来惣太(または宗太)は三月二日以降度々見える。慶応三年(一八六七)正月十四日の「家来」に「家来楠宗太当季暇を願候故承届也」とある。
- 6・二 辻清人 東城浅野家士。彦右衛門の異母妹お梅の夫。
- 6・二 堀尾老室 勝登・敬次郎の祖母で、堀尾眼石の未亡人。「堀尾後室」とも呼ばれている。二月二十四日死去。法名詮寿院。
- 6・二七 水野左金吾 広島藩士。文久三年(一八六三)普請奉行。
- 6・二八 御用人兩人 佐藤益之丞と堀尾勝登。
- 7・一 江戸御上屋敷 広島藩の外桜田露ヶ関江戸上屋敷。
- 7・三 姫君 第九代広島藩主浅野斉肃室末姫(一八二七〜一八七二)。第一二代將軍徳川家斉二四女。
- 7・三 青山御屋敷 広島藩の江戸青山原宿下屋敷。
- 7・九 世羅郡 備後国世羅郡のうち宇賀・吉歩・小童・西上原・田打村が東城浅野家の給知。東城浅野家全給知の二八%を占める。
- 7・二 家小 彦右衛門室。木野一馬妹。天保七年(一八三六)四月に婚姻。
- 7・二五 平野伝右衛門娘 文久四年正月二十五日、彦右

- 衛門は堀尾笑石(嘉膳)から倅勝登と平野伝右衛門娘おむらとの婚姻について相談を受け、先方御中小姓組之事故充分二者無之候得共、御両家之内二も一向二相当之義無之趣二付存旨無之旨」を答え、同年二月に婚姻している
- 7・一八 御家 東城浅野家を指す。
- 7・一八 明星院 安芸郡広島新開明星院村の真言宗古義派寺院。領内真言宗一派の触頭。浅野長政と同室の位牌を安置する。
- 7・一九 光明院 城下天神町の真言宗御室派寺院。
- 7・頭書 式人扶持 一人扶持は月一斗五升の米給付がある。二人扶持はその二倍。
- 8・二 水谷・丹羽 両家とも上田家土。水谷家の当主は八十郎、丹羽家の当主は正蔵。彦右衛門の父星右衛門は、上田家土木野文右衛門の子で、「水谷伯母」の夫水谷又左衛門は星右衛門の美兄に当たる。水谷八十郎はその養子。丹羽正蔵は木野家当主謙造の実兄。
- 7・二 常(浄)念寺 安芸郡広島新開段原村の浄土宗寺院。
- 8・一九 東城 元和五年(一六一九)、浅野氏入封当初は家老亀田高綱が七〇〇石を与えられ、備中国との国境の奴可郡東城に配されたが、寛永二年(一六
- 二五)に浅野氏を辞した。同十八年に浅野高英(東城浅野氏)が、八〇〇石から与力知として二〇〇〇石を付けられ一萬石、家老として東城を与えられた。東城には浅野家屋敷があつたほか、軍事的用務から東城浅野氏の家臣団が常駐した。
- 8・一九 保田村鐘御場所 奴可郡保田村は東城浅野家給知。江戸時代後期、藩の国益政策の推進により、鉄山経営は藩営化され、奴可郡の家老上田家知行地である塩原村の鐘も聞届けられていた。保田村鐘所については記録はないが、元治元年(一八六四)十二月、佐伯郡石内村製蠟所と、奴可郡下千鳥村及び高田郡上根村の人参畑が整備されているように、東城浅野家も国産開発に余念がなかった。
- 8・頭書 月御講釈 東城浅野家は、広島藩学問所(天明二年設立)、上田家講字所(宝暦年間設立)にならい、家臣教育機関として寛政元年(一七八九)に、城内私邸中に蒙養館を設立している。家臣の子弟は八、九歳で入学し、二一、二歳で退学する。教育過程は素読、訓導、質疑の三段階であった。学規は藩学問所同様「白鹿洞書院掲示」を用いられた。教授・助教に定員はなく、句読師は子弟中から選ばれた。月御講釈(月次講釈)では、教授らによって毎月定日に五経が講釈された。



97 注

## 8・頭書

金子省三郎 広島藩士。慶応元年(一八六五)に金

子家を嗣ぎ、藩の学問所教授となる。号は琢章。

金子家は東城浅野家抱えの医師であったが、安永

三年(一七七四)に金子楽山(一七一九-一八〇五、通称

源内)が藩に召し出され、儒者として仕えた。そ

の子華山(一七六二-一八一六、通称希三)も享和三

年(一八〇三)に儒者となる。その子霜山(一七八九-

一八六五、通称徳之助)は文化八年(一八一二)に学問

所教授となつて以来、文久三年(一八六三)には用人

並までになり、役料を合わせて四〇〇石を受け多

年教授の地位にあった。省三郎はその嗣子。

## 8・頭書

東柳町 広島城下新町組に所属する町名。現広

島市南区稲荷町。

## 8・頭書

公儀歩兵隊 文久二年、軍事改革の一環として

創設された幕府歩兵隊。慶応元年十一月から城下

寺院に三隊が進駐している。

## 8・頭書

出府 広島に出ること。

## 9・三

附足輕 村上彦右衛門の給禄は、百五十石、御

役料銀鐘持料足輕三人御附]である。ただし「家

乗」においては足輕の名称で記載されることはな

く、家来・若党などと記される。

## 9・三

御貸米切手 足輕の給禄は毎年二月一日と六月

十五日(慶応二年は五月十五日)に支給される。給禄

## 9・三

米価 「村上家乗」によると、安政二年(一八五五)

十一月の米価は一石につき八二匁であるが、次第

に上がり続け、同四年十一月に一〇五匁、万延二

年(一八六一)二月には二三五匁となる。同年十一月

には一一三匁と沈静化するが、その後また上昇し

て慶応二年二月に三三五匁、十一月は六〇八匁、

翌年五月には八一〇匁にまでなる。

## 9・四

小笠原孝岐守 肥前唐津藩世子、幕府老中小笠

原長行(一八三二-一八九一)。慶応元年老中に就任し、

翌二年二月七日には長州藩処分の全権委任を受け

て広島に入った。五月、長州藩処分をめぐり、寛

大処分を望む広島藩年寄辻将曹・野村帯刀を謹慎

処分にしたため、広島藩士の不満が高まった。五

月二十九日に小倉へ移り、小倉落城後は長崎へ逃

れ、大坂から江戸へ帰る。

## 9・五

御年寄衆 広島藩では、宝永六年(一七〇九)の職

制改革により、家老が政務からはずされ、それま

での加判役が年寄と改称され執政職となり、人材

抜擢によりこれにあてられた。当初は四、五名で

あったが、寛政年代から七名となり、このうち一

- 名が年寄上座に就任し、政務全般を掌握した。慶  
応二年(一八六六)の年寄上座は辻将曹。
- 9・六 **木野一馬** 彦右衛門の父星右衛門の実父は上田  
家土木野文右衛門で、一馬は星右衛門の兄左守の  
子、彦右衛門の従兄弟に当たる。また、彦右衛門  
の室は一馬の妹。
- 9・二 **小方** 上田重安(宗箇)は、浅野氏が元和五年  
(一六九)に芸備両国に入封した際、一万石を与え  
られ、周防国との国境佐伯郡小方村に配された。  
小方村には給知村を支配するために設けた上田氏  
屋敷のほか、境番所・口屋番所・紙見取役所など  
があった。
- 10・一 **三之御丸稲荷社** 六代藩主浅野宗恒は稲荷社に  
深く帰依し、明和元年(一七六四)、郭内三之丸の八  
〇〇坪に及ぶ敷地に社殿を一新した。毎年二月の  
初午には、郭内でありながら広く領民の参詣を許  
し、江戸時代を通じて盛況であった。廃藩置県後  
は廃社となったが、安芸郡府中村多家神社を再興  
するため、不用となっていた稲荷社の社殿を移築  
した(現存するのは宝蔵のみ)。
- 10・三 **講武所** 文久三年(一八六三)正月、軍制を西洋式  
に改革するに当たり、郭内本丸より内濠を挟んで  
北東、東御門の向い、学問所邸内の空地を西洋式
- 練兵場とした。五月に剣槍場と合わせて講武所と  
称すこととした。翌元治元年(一八六四)九月に城北  
に松原講武所ができると、従来の講武所は東講武  
所と呼ばれるようになった。
- 10・三 **松野八郎兵衛** 幕臣。文久三年使番、第二次長  
州征伐では軍目付に任じられ来広する。
- 10・四 **近江守** 広島藩青山内証分家当主松平(浅野)長  
厚(一八四三～一八七三)。右京長懋(第七代広島藩主浅  
野重晟三男)七男懋績(初め開蔵人忠敬、のち内記)の  
四男。初名は万五郎。文久二年、青山内証分家当  
主であった従兄弟の浅野長興(茂勲、長勲)が本藩  
の世子となったため、同家を継承した。翌年十二  
月、幕府から藩内に帰住することを命じられたた  
め、高田郡吉田に居館を新築し移住した。
- 10・五 **此御方** 東城浅野家当主浅野河内道興をさす。
- 10・六 **御両家** 三原浅野家と上田家の両家老家。久野  
秀太郎は三原浅野家用人、河瀬極人は上田家用人。
- 10・一〇 **申合之集會** 在広の三家老(三原浅野家・上田家・  
東城浅野家)重臣間では、定期的に相互連絡を目的  
とする集會が開催されている。その主催は三家持  
回りであるが、行事など諸事情で延期されること  
もある。慶応二年は二月六日(東城浅野家、先年十二  
月の予定が延引)、三月六日(上田家)、四月二十二日



- とする。
- 12・三 お佐代 森岡万之進の長女。嘉永三年(一八五〇)九月十八日生。
- 12・頭書 辻吉弥 東城浅野家士辻清人と彦右衛門妹お梅の子、文久二年(一八六二)三月四日生。
- 13・二 遠藤佐兵衛 広島藩士。文久三年に用人。
- 13・八 内記様 広島藩公子浅野内記懋。右京長懋の七男。初名は尚之丞。藩主浅野斉賢の意思により、文政九年(一八二六)に浅野左門昌倫の養子となり、さらに同十二年、年寄上座関蔵人忠親の婿養子となつて家督(禄三六〇〇石)を継ぎ関蔵人忠敬と称した。安政三年(一八五〇)には年寄となつたが、実兄の長訓(茂長)が藩主となつたため、文久三年六月に本家に復し、内記と称した。号は松園。
- 13・九 林孫大夫 広島藩士。植木孫六の三男で、林家を継いだ後、慶応二年(一八六六)に浅野守之進が東城浅野家の養子に入つたため、浅野家(関家)の家名を継いだ。関蔵人忠親の外孫に当たる。
- 13・三 神田社 安芸郡牛田村・城下白鳥町の産土神。明治二十二年(一八九九)に社地が軍用地となつたため、宇品町に移転した。
- 13・二五 植田乙次郎 広島藩士。名は常敬(一八九三)。安政五年(一八五八)に藩の用達所詰となり、以降藩
- 13・一七 芝山様 藤原氏北家高藤流の一門、勧修寺支流の国事周旋に尽力。慶応元年郡廻り、同二年勘定奉行。同二年の第二次長州征伐で、広島藩は七月十六日、長州藩に乙次郎等を派遣し休戦の周旋を行わせた。交渉は成功するに見えたが、乙次郎等が帰広する間に佐伯郡玖島村の長州軍が進軍。このため広島藩も決戦の姿勢を固めるに至つたが帰広した乙次郎の説得により回避された。九月二日に開かれた、幕府の勝海舟と長州藩広沢兵助等による敵島での和平交渉でも辻将曹等と同席した。
- 13・二五 辻将曹 広島藩士。字は維岳(一八三二—一八九四)。前名は勘三郎。年寄上席。ペリー来航後改革派として頭角を表し、浅野茂長(長訓)が藩主となると、文久二年に年寄役に抜擢され、藩政改革を推進した。慶応二年の第二次長州征伐では征長不可を説いて、野村带刀同様、老中小笠原長行から謹慎を命じられた。翌三年には同時提出を約した土佐藩が単独で大政奉還の建白書を提出したため、後れて建白書を提出した。小御所会議では徳川慶喜の政治参加に反対し、王政復古を成功させる。これらの功績により新政府では参与に任じられ、続いて内国事務局判事、大津県知事などを歴任、明治二十三年には男爵を授けられ華族に列した。

## 101 注

- 13・一八 浅野家の甲斐忠敬室となっている。  
囉 「もらい」と読む。
- 13・一八 関蔵人 広島藩士。名は忠親（一七七八―一八四三）。父は藩主宗恒・重胤・斉賢の三代に仕えた広島藩年寄関外衛忠貫。父の功績で知行高一六〇〇石を継ぎ、累進して天保四年（一八三三）に年寄上座となり、知行も同十年までに三六〇〇石となった。
- 14・一六 松原講武所 城北、現在の基町高校の位置にあった。幕末、兵制の改革に伴い城の東にあった講武所は手狭となり、元治元年（一八六四）九月、城北にあった調馬場が拡張されて練兵場となり、松原講武所と名付けられた。従来この講武所は東講武所と改称された。
- 15・一七 本照寺 広島城下新川場町にある法華宗勝劣派寺院。第二次長州征伐では陸軍附医師杉田杏齋の宿所となった。
- 15・一四 諸休日 小鷹狩（元凱「広島雑多集」）、元凱十著）によると、旧藩に於て城中を初め城外とも諸官衛の休暇日は、明治初年の頃までは毎月十回にして、二日、五日、八日、十一日、十四日、十六日、十九日、廿二日、廿五日、廿七日であり、人々は「ニコヤイシムク又ニコヤ」と記憶していたという。彦右衛門の休暇日を見ると、必ずしもあてはまらないが、日数は同じで月により変動がある。
- 15・二五 桑原吉郎二 桑原家は東城浅野家士。勇蔵室（信楽院）が桑原家の出身であり、村上家とは親戚筋に当たる。吉郎二との関係は不明。
- 15・一七 藤川毎登 東城浅野家士。与力二二家の一つ。一三〇石
- 17・一三 辻たけ 辻清人と彦右衛門の妹お梅との娘。生年不明。
- 18・一六 奴可郡川西村 東城浅野家の給知。村内の町場部分が東城町として町方支配となったため、東城町を囲む形となっている。
- 19・三 六丁目御屋鋪 東城浅野家の広島下屋敷。六丁目村は城下白神六丁目の南にあり、北半は武家屋敷。東城浅野家下屋敷は西側の元安川沿いにある。なお、家老上田家屋敷も六丁目村東側西堂川沿いにある。
- 19・四 石内 佐伯郡の東北端にあたる石内村は東城浅野家の給知。
- 19・八 櫓下 城郭南の外堀に沿った猿楽町の西端で藩の御米蔵がある。

- 19・二 光観院 彦右衛門妹婿辻清人の父並次の法号。嘉永七年(一八五四)三月十四日に六十五歳で死去。
- 19・二 誓願寺 広島城下天神町にある浄土宗深草派寺院。
- 20・四 考廟 彦右衛門の父星右衛門。家老上田家土木野文右衛門政章の第九子。諱は邦韶、字は九成、初名は信度(字君節)、号は南朔。弘化三年(一八四六)三月十六日死去。法名超徳院雲外南朔居士。
- 20・四 妣廟 彦右衛門の母阿重。彦右衛門の祖父勇吉の娘。文化十年(一八三三)春、藤川保明の養女となり、村上家の養子となった星右衛門に嫁す。文政十三年(一八三〇)三月二十二日死去。法名秀光院釈浄大姉。
- 20・五 岡崎様 藤原氏北家高藤流の一門、勸修寺家中御門支流に属する堂上公家。慶応二年(一八六六)の当主は国有。東城浅野家との関係は不詳。
- 20・三 戒善寺 広島城下新川場町にある浄土宗鎮西派寺院。
- 20・頭書 疋豆 ささげ。
- 21・四 若殿様 広島藩世子松平(浅野)紀伊守茂勲(一八四一―一九三七)。維新後は名を長勲と改称する。父は七代藩主浅野重晟三男右京長懋の八男懋昭。安政三年(一八五六)に浅野家青山内証分家長訓の養嗣子となる。長訓が広島藩主となったため、同家を継承し、さらに文久二年(一八六二)には藩主茂長(長訓)の世子となる。慶応二年の第二次長州征伐では藩主を補佐して、戦争回避のため幕長間を周旋した。翌年十二月の小御所会議では薩長と土佐藩の間に入って会議をまとめる。議定など明治政府の要職を勤めた後、明治二年(一八六九)には家督を継いで第一二代藩主となる。
- 21・二 御上坂 広島藩世子松平(浅野)茂勲は、内戦不可をたびたび在広老中小笠原長行に建言したが、聞き入れられないばかりか、長州藩に荷担するとの嫌疑を掛けられたため、岡山藩と連絡を取り合い、直接幕府の軍議を伺候するため上坂を計画した。
- 21・二〇 旦那様 東城浅野家当主浅野河内道興。
- 21・二 御出船御故障 茂勲の上坂計画を老中小笠原は職権を以て阻止した。茂勲は押して上坂しても目的を達せられないことを慮り、時機を窺うことにして延引した。
- 21・二五 水主町住居(吉)社 水主町は東に元安川、西に本川(太田川)に挟まれる。水主町には藩府の船屋敷があり、船人には藩船が係留され、船蔵や船作事所が置かれていた。本川に面して立つ住吉社は、

## 103 注

- 21・一九 船府一統の守護神として社殿が整備された。  
野村帯刀 広島藩士。年寄。字は景璉(一八二四―一八七六)。前名は良之進。改革派に属し、浅野茂長(長訓)が藩主に就任すると、文久元年(一八六一)に年寄役に抜擢される。慶応二年(一八六六)の第一次長州征伐では征長不可を説いて、辻将曹同様、老中小笠原長行から謹慎を命じられた。
- 21・頭書 登坂 年寄辻将曹は、三月二十三日、上坂を延期した世子茂勲から、先発して上坂し老中板倉勝静に長州藩の事情を詳説しよう命じられた。しかし、板倉老中からは面会を断られ、四月十三日に帰広する。
- 22・一 室賀伊予守 幕臣。名は正容。禄は五五〇石。慶応元年十月より幕府大目付。二月七日、老中小笠原吉岐守とともに広島に入る。
- 22・五 山繭 大型の山繭蛾の幼虫が、栗・榎・樺などの葉を食べて繭をつくる。それを糸として織り高宮・沼田・山県郡の特産品となった。
- 22・二〇 御用向 三月二十六日、老中小笠原吉岐守は、広島藩に対して、長州藩処分伝達のため、四月十五日までに毛利大膳父子(不能な場合は末家・一門の代理でも可)と末家が出広するようにという趣旨の命令の伝達を命じた。この命令は辞退すべしとの意
- 22・二六 貫心流 別名司箭流。居合術を含む実践的な剣術・雑刀の流派。広島では、文化年間に細宗閑(一八三三)が道場を開いて藩から抱えられ、以来三代にわたって広島藩に仕えた。貫心流は武家の間だけでなく、幕末には在村でも農民の間で流行した。
- 22・二四 浅野左大夫 広島藩士。慶応二年に近江守様番頭。
- 23・二〇 実山 彦右衛門の亡児幾三郎。嘉永四年(一八五二)七月十四日生。安政二年(一八五五)八月九日没。法名実山賢秀童子。こゝは同じく彦右衛門の亡児千代雄槌(法名実応源心童子)の誤り。千代雄
- 見もあり、二十七日、両公子(藩主の実弟浅野内記・式部)・三家老(浅野右近忠英・上田主水安敦・浅野河内道興)番頭に登城が命じられ、この件について内議があつた。若公(浅野茂勲)から断然辞去という覚悟が示された後、三家老は「此の如き暴令は宜く辞せらるゝの外なかるへし、然れども天幕の命令として押して執達するに会せは暫く其意に随ひ、而して其間に於て運策の猶予あるへし」(「芸藩志」巻五五)などと回答した。この後、長州藩出広の期限が二十一日に延期され、広島藩も使者を長州藩に派遣することになった。

- 槌は安政四年(一八五七)五月二十六日生。文久三年(一八六三)四月三日没。
- 23・二七 小幡宗七郎 広島藩士。慶応二年(一八六六)に使番。「芸藩志」巻五六では側者頭。
- 23・二七 龍神何某 龍神多凶見。広島藩士。「芸藩志」巻五六では大小姓。なお小幡・龍神の両名は長州・徳山・岩国藩へ派遣されている。
- 23・二七 穴戸備後介 長州藩士。穴戸璣(一八三九)一八九〇、前名山県半蔵。第二次長州征伐に際し、家老穴戸備前の末家格となつて長州藩士民の歎願書を携えて来広。幕府の問罪使と応接するが、小田村素太郎とともに拘留される。のちに幕軍不利の中で和平策として帰された。
- 24・二〇 毛利左京 長府藩八万石当主毛利元周(一八二七)一八六八。
- 24・二〇 毛利淡路 徳山藩四万石当主毛利元黄(一八二六)一八八四。
- 24・二〇 毛利讃岐 清末藩一万石当主毛利元純(一八三三)一八七五。
- 24・二〇 吉川監物 岩国吉川家六万石当主吉川経幹(一八二九)一八六九。第一次長州征伐では益田右衛門介等の首級を携えて来広している。
- 24・二一 穴戸備前 長州藩一門家老三丘穴戸家当主穴戸親基(一八二七)一八九四。
- 24・二一 毛利筑前 長州藩一門家老右田毛利家当主元統(一八二八)一八八七。第一次長州征伐では吉川監物と共に益田右衛門介等の首級を携えて来広している。
- 25・八 興丸 毛利長門元徳の長子で、のちの毛利元昭(一八六六)一九三八。
- 26・頭書 蚊帳 かや。
- 26・頭書 登城 四月五日、永井・室賀・平山の三名の幕府大目付・目付は、広島藩主父子との会談を望んだが、老中小笠原の嫌疑を避けるため、広島藩側からの招きという形で六日に登城し、二十一日までに出広するよう長州藩への周旋を依頼した。
- 26・頭書 永井主水正 幕臣。大目付。名は尚志(一八二六)一八九二。老中阿部正弘から抜擢を受け勘定奉行、外国奉行となるが、安政大獄に連座して差控となる。元治元年(一八六四)大目付となり、第一次長州征伐に引き続き、第二次長州征伐でも二月十一日に来広し、長州藩との交渉に当たる。後に若年寄となり、函館五稜郭の戦いにも加わる。
- 26・頭書 平山謙次郎 幕臣。目付。名は敬忠(一八一五)一八九〇。嘉永六年(一八五三)ペリー来航時に心接に当たる。將軍継嗣問題で一橋派として活躍した



105 注

- 26・頭書  
**桜井与四郎** 広島藩士。名は元憲(一八六九)。文久三年(一八六三)用人に進む。慶応二年四月七日寺尾生十郎とともに、二十一日までを期限として出広するよう勧告するために山口へ赴く。慶応三年に世子茂勲に従って上京し、辻将曹等と共に参与に任ぜられた。
- 27・二  
**御材木場** 城下西白鳥町の太田川河岸に設けられた役所。材木や薪類は藩の専売制の下に置かれているため、上流の村から船や筏で積下された木材・薪を材木場で検査し、各地の材木蔵や納屋所に送られることになっていた。
- 27・三  
**六丁目辺** 白神六丁目の東城浅野家下屋敷。
- 27・三  
**寄兵隊** 立石孫一郎(倉敷の豪商大橋平右衛門の養子、本名大橋敬之助)率いる長州藩第一奇兵隊(南奇兵隊)(員約一三〇名は、四月五日に石城山陣営を脱走し、九日備中連島に上陸、翌日倉敷代官所を襲い一一名を殺傷、いったん井山宝福寺に退いた後、十二日には備中浅尾藩の陣屋を襲って死者二〇人余を出した。岡山・備中松山藩に陣屋を囲まれ、十四日に逃走、幕府軍の攻撃にあい潰滅した。
- 27・八  
**寺尾生十郎** 広島藩士。のち小八郎(一八三四、一八九四)。文久三年に用達所詰となり、年寄辻将曹のもとで用務に参画した。
- 28・三  
**佐藤源右衛門** 広島藩士。文久三年に郡奉行、慶応三年に大目付格で広島西町奉行。
- 28・五  
**桜井久之助** 幕臣。元治元年(一八六四)十一月から慶応三年四月まで備中倉敷代官を勤めた。倉敷代官所が第二奇兵隊に急襲されたとき、代官久之助は広島へ出ていて不在であった。
- 28・九  
**蒔田相模守** 浅尾藩は備中国賀陽郡一万石。当時の藩主は蒔田広孝(一八四九、一九一八)。浅尾陣屋が第二奇兵隊に急襲されたとき、藩主広孝は京都警固のため不在であった。
- 28・一〇  
**松山** 松山藩は備中国上房郡五万石。藩主は幕府老中、板倉勝静(一八三三、一八八九)。
- 28・一〇  
**新見** 新見藩は備中国阿賀郡一万八〇〇石。藩主関長克(一八四〇、一八七七)。
- 28・一〇  
**成羽** 旗本山崎氏の陣屋、備中国川上郡五〇〇石。当主山崎治正(一八二二、一八七六)。
- 28・一六  
**東城へ出立** 「芸藩志」巻五七は東城への出発を四月二十七日とするが誤り。同書は出兵の目的を、第二奇兵隊の余党が広島藩の東北境を窺うという巷説があるためとしている。

- 28・一九 近江守様御出府 内証分家松平(浅野)長厚は在所吉田から広島へ呼出されたが、出陣のためではないとして、平常服で城中三の丸を宿所に定めた。
- 29・五 大融廟 村上家三代、法名は大融院。宝暦十一年(一七六)四月二十一日死去。
- 29・八 熊谷右内 広島藩士。慶応二年(一八六六)に組頭。同三年に先手者頭添役。
- 29・三 徳山綱太郎 幕臣。文久三年(一八六三)歩兵頭並。
- 29・二八 大教廟 村上家三代大融院の室。法名大教院。宝暦七年十一月二十七日死去。
- 30・二 片岡弘 東城浅野家士。与力二家の一つ。一五〇石。
- 30・二 宮崎 宮崎藤九郎は東城浅野家士。宮崎家は与力二家の一つ。一五〇石。
- 30・頭書 佐波三郎 「芸藩志」では佐場野三郎。長州藩家老毛利筑前家士。備中騒動に加わるが、四月十三日、幕府軍に捕らわれ、広島藩に預けられて収監される。六月朔日、岡山藩による捕縛者等と併せて長州藩に引き渡された。
- 31・一 常介 岩崎常介は東城浅野家士で、良之進の父。文久元年十一月三日死去。法名は一乗院。
- 31・二 信楽 彦右衛門の曾祖父村上家四代勇蔵の室、名は阿古代。桑原秀蔵娘。法名信楽院。天保三年(一八三三)四月二十七日死去。
- 31・二 常称廟 彦右衛門の曾祖父村上家四代勇蔵。法名常称院。文化五年(一八〇八)五月七日死去。
- 32・一 国泰寺 国泰寺は城下尾道町の曹洞宗寺院。藩主浅野家の菩提寺で、寺領四〇〇石が与えられ、城下曹洞宗寺院の触頭であった。第一次長州征伐では、尾張藩家老成瀬隼人正が、総督徳川慶勝に代わり、切腹した長州藩福原・益田・国司三家老の首実検を行った。
- 32・三 黒印之軍令状 長州藩主毛利慶親(敬親)が禁門の変にあたり国司信濃に与えた軍令状で、慶親がこの変に直接関わったと追及を受ける理由となった。
- 32・四 益田右衛門介 長州藩永代家老(須佐)益田親基(一八三丁一八六四)。元治元年(一八六四)、兵を率いて上京したが、禁門の変に敗れ、第一次長州征伐に際して自刃を命じられた。
- 32・二五 福原越後 長州藩永代家老(宇部)福原元佃(一八一五-一八六四)。元治元年、兵を率いて上京したが、禁門の変に敗れ、第一次長州征伐に際して自刃を命じられた。
- 32・二五 国司信濃 長州藩寄組国司親相(一八四丁一八六四)。元治元年、兵を率いて上京したが、禁門の

## 107 注

- 32・一六 参謀 三家老自刃の翌日、宍戸左馬介・竹内正兵衛・佐久間佐兵衛・中村九郎の四参謀が秋の野山獄で処刑された。
- 32・頭書 赤川又三(大)郎 長州藩士。名は淵(一八二八)一八七四。江戸昌平翼で学んだ後、帰国して萩明倫館都講、右筆となる。慶応二年(一八六六)宍戸備後助等と長州藩名代として来広する。
- 32・頭書 福間式部 長州藩支藩徳山藩家老。名は寿昭(一八〇七)一八八五。
- 32・頭書 毛利伊織 長州藩支藩長府藩家老。名は元宣(一八三)一八七九。
- 32・頭書 平野恒(郷)右衛門 長州藩支藩清未藩家老。
- 32・頭書 今田鞆負 岩国藩吉川氏家老。名は靖之(一八三二)一八六六。
- 33・九 江戸東叡山 江戸にある天台宗の関東総本山寛永寺。山号は東叡山。
- 33・一五 御二所様 東城浅野家当主浅野道興夫妻。
- 34・八 小田村素太郎 長州藩士。前名小田村文助。後に楢取素彦(一八二九)一八九二と改称した。第二次長州征伐に当たり、幕府との応接のため、宍戸備後助(宍戸磯)らとしばしば来広、備後助とともに
- 34・八 召捕 五月一日、長州藩処分の伝達とは別に、長州藩激徒高杉晋作等二人に対して尋問の廉があるので出広するよう命じている。宍戸備後助(山県半蔵)・小田村素太郎(小田村文助)はいずれもこのうちに入っていた。この日、幕府はこれを名目に両名を拘禁した。
- 34・一四 妙風寺 城下東白島町にある法華宗一致派寺院。
- 34・一八 謹慎 老中小笠原吉岐守は、五月十日、尋ねたき儀ありという理由だけで辻将曹に謹慎を命じた。
- 35・一 田中重太郎 広島藩の尊攘派志士。名は正雄(一八六七)。文久三年(一八六三)、広島藩年寄辻将曹に同行して上京、諸藩の志士と交わり、同年、大和で拳兵した天誅組の拳兵、但馬の生野の変等に加わる。一旦広島に帰るが、その後江戸遊学を命じられる。旗本秋山家の名をかり秋山虎之介と称して、昌平翼に入り幕府の内情を探るが、幕吏に密告されて投獄される。慶応二年正月獄中で毒殺される。
- 35・一 江戸聖堂 江戸湯島にある江戸幕府の学問所。昌平坂学問所、昌平翼とも称す。元来幕府の旗本、御家人の士風振興を目的に設けられたが、林家を

- 36・二  
此御方 ここでは広島藩主をさす。五月二十日頭書、六月九日も同様。
- 35・頭書  
澄源院 浅野道博(一七九六―一八六〇)の法名。道博は東城浅野氏当主浅野道興の先代。近江国宮川藩(一万三〇〇石)主堀田正毅の子で、文化十一年(一八一四)に広島藩家老浅野高平の養子となる。諱は高博・道博、通称は駿河・周防。嘉永元年(一八四八)八月十七日に隠居。万延元年(一八六〇)五月二十日逝去。
- 35・三  
田打 田打村は世羅郡南部の東城浅野氏給知。
- 35・頭書  
大和騒動 文久三年(一八六三)孝明天皇の大和行幸の詔を契機に、土佐藩の吉村虎太郎らによって結成された天誅組が、大和国にある天領占拠を目的に起こした事件。五条代官所の代官を殺害したが、高取城攻撃に失敗して敗走、九月二十四日に潰滅した。
- 36・頭書  
寺田他人助 広島藩士。安政四年(一八五七)に先手者頭次席。その後大目付。
- 36・頭書  
寺西要人 広島藩士。安政三年に先手者頭。
- 36・頭書  
竹腰左助 広島藩士。安政三年に先手者頭。
- 36・頭書  
勝田六三郎 広島藩士。文久三年に新組頭。
- 36・頭書  
木本進 広島藩士。文久三年に側足軽頭。
- 37・一  
謹慎御免 五月十七日、老中小笠原長行は広島藩年寄野村帯刀の謹慎を解いた。しかし結局一度も尋問を行わなかったため、謹慎処分理由は不明のままであった。辻将曹も六月二日に謹慎を解かれている。
- 36・二六  
石内村製蠟場 元治元年(一八六四)十二月二十三日の「村上家乗」には、「御趣法之御基本石内村製蠟御場所并奴可郡下千鳥村・高田郡上根村人參畑当夏以来御発起之処、両様共此度御成就二至、未御利潤者不相互候得共、何角与御手筈好、此余者掛り之御役方誠実二力入候人有之候得者佳々一廉之御利潤無疑様二拝見、誠二先頼母敷義二付」とあり、国産開発を目的として石内村製蠟場と、奴可郡下千鳥村・高田郡上根村人參畑が整備されたことがわかる。
- 36・三  
御城表惣出仕 野村帯刀に引続き理由を明かにしないまま辻にも謹慎を命じたことにより、少壮藩士数百名が五月十四日藩学問所に集まり、不穏な情勢となった。このため、十五日に世子茂勲が全藩士を城内に集め、軽拳妄動を戒めた。
- 36・二六  
日「村上家乗」には、「御趣法之御基本石内村製蠟御場所并奴可郡下千鳥村・高田郡上根村人參畑当夏以来御発起之処、両様共此度御成就二至、未御利潤者不相互候得共、何角与御手筈好、此余者掛り之御役方誠実二力入候人有之候得者佳々一廉之御利潤無疑様二拝見、誠二先頼母敷義二付」とあり、国産開発を目的として石内村製蠟場と、奴可郡下千鳥村・高田郡上根村人參畑が整備されたことがわかる。

## 109 注

- 37・七 **出張** 広島藩は、五月十三日に老中小笠原長行から先鋒として出兵を命じられた際、「御境目警固」を目的に御先手人数を出張させた。同十九日、出兵を督促する幕府に対して番頭二川主税の部隊を出張させることを答えているが、二川に対しては、敵地へ討ち入ることのないよう命じている。
- 37・三 **麗照院** 東城浅野家先代道博室。嘉永三年(一八五〇)五月二十四日逝去。
- 37・三 **一昨年八月御名代** 元治元年(一八六四)八月十八日、海蔵寺で海嶽院(東城浅野家、浅野豊前高明)の百回忌取越一夜越法事があつた際にも、村上彦右衛門が名代を勤めている。従来若党へは袴を着させる先例であつたが、時勢を考慮して平服で連れている。
- 37・二七 **純忠院** 東城浅野家土堀尾眠石(翁助)。堀尾勝登(村上)敬次郎の祖父。万延元年(一八六〇)五月二十二日八十五歳で逝去。
- 38・三 **因伝寺** 城下白神六丁目の浄土宗大谷派寺院明信院内にあつた役寺。
- 38・一〇 **尾長天満宮** 城下北東、尾長山の南中腹にある神社。城下皆実新開の堅岩社、大須賀村稻荷社等を抱える有力神社で、五代藩主吉長、六代藩主宗恒も社参した。
- 38・三 **九拾貳人** 元治元年七月二十五日、幕府は江戸の長州藩邸を没収して在邸の長州藩人をつらえ、松平大隅守親良等に預けた。慶応二年(一八六〇)五月十日、広島藩汽船震天号に載せられ、十八日に広島宇品へ着。別船の長府・徳山藩士と併せて十九日に長州藩に引き渡された。
- 38・一 **一揆** この年は、数年にわたる不作と開港による経済変動から米を初めとする諸物価が高騰、また長州征伐により各地で物資徴発、助郷の大量動員が行われたため、民衆の不満が高まった。五月に入つて西宮で貧民による米の安売り強要から打ちこわしに発展し、十三日には大坂で堂島の米商など八八五戸が打ちこわしにあつた。
- 39・四 **甲州流** 広島藩では、甲州流軍学を五代藩主浅野吉長の代から採用したが、藩主茂長は、文久二年(一八六二)十二月から軍制改革に着手し、翌三年一月に西洋砲術と隊列訓練を行うことを布達した。
- 39・九 **宮津侯** 丹後国宮津藩七万石藩主、幕府老中本庄(松平)宗秀(一八〇九-一八七三)。元治元年老中に進み、慶応二年五月二十八日、小笠原長行にかわり、征長総督紀州藩主徳川茂承を補佐して軍務を指揮することを命じられて広島に入る。戦局が芳しくなく、拘禁中の長州藩家老六戸備後介・小田村

- 素太郎を独断で釈放して和平工作を行ったため大坂に召喚され、老中を免職となった。なお、宗秀の祖宗資は將軍徳川綱吉の生母桂昌院の弟で、大名に取り立てられ、その子資俊から松平の家号を許された。
- 39・十 防州吉川<sup>よ</sup>使 二十六日、長州三末家と吉川家の使者が来広し、長州藩裁許は奉命できず、寛大処置を望む旨の陳情書を提出した。広島藩はこれを小笠原老中に取次いだが返戻するよう命じられ、岩国新湊まで追って返却した。これをもって幕府と長州藩との関係は断絶することになった。
- 39・二 紀州御惣督 紀伊国和歌山藩五万五〇〇〇石藩主徳川中納言茂承(一八四四-一九〇六)。五月二十五日、第二次長州征伐の先鋒総督に命じられ、六月五日に着陣した。
- 39・三 御客屋 広島藩は幕府や他藩の使臣等の賓客を接待するため、寛文・延宝年間に没落した一〇軒の大年寄のうち白神一丁目に一軒の邸宅を購入して御客屋とし、客屋守を置いて管理させた。
- 40・二〇 老丁目筋御用屋敷 白神一丁目は、広島城大手門(一丁目御門)から南へ向かう通り筋の北端にある。南の白神二丁目との間は西国街道が東西に通る。御用屋敷は「御客屋」のこと。
- 40・二〇 野村帯刀殿屋敷 帯刀屋敷は二丁目御門内の内側、八丁馬場に向かう通りの南西部に位置する。
- 40・一八 原新五兵衛 広島藩士。慶応元年(一八六五)に番頭。
- 40・一九 黒川村 佐伯郡黒川村は、山陽道に沿って佐伯郡玖波村と小方村との間に位置する。以下本文の長州征伐に関する地名のうち、傍注のない村はすべて佐伯郡。
- 41・一 御出張 五月二十九日、広島藩主浅野茂長は老中小笠原長行に進撃を自重するよう建白したが容れられなかった。六月三日、幕府は進撃部署を定め、広島藩は改めて岩国追手口進軍を命じられた。広島藩は上田主水に五日までに小方へ、原新五兵衛に四日に黒川村への出陣を命じ、その一方で再度幕府への建白を試みるが無視されたため、四日になって出陣猶予を命じた。
- 41・三 角櫓焼失 四日夕八時半、第二陣原新五兵衛隊が、三之丸作事所裏の二重櫓に収蔵していた軍用器具を取り出した後出火、焼失した。
- 41・二 若殿様江御咄合 老中本庄宗秀は軍事協議のため登城し、世子茂勲と会見した。宗秀は茂勲建白の理を認めつつも、広島藩の出兵拒否は諸藩の人心に関わるため、漸次進発と称して出兵を遅延す

## III 注

- 41・二九 可刺別印筒 カービン銃。銃身が短く馬上でも使いやすい騎兵銃。
- 42・一 久保田平司 広島藩士。諱は秀徹一八三丁一八九〇。慶応元年一八六五に町奉行、慶応三年には用人に進み、王政復古にも力を尽くす。
- 42・八 守衛 九日の督府からの尋問に対し、広島藩は次の通り守衛兵の配備を回答している。吉田へ支藩総軍隊若干人、可部へ本藩一九〇人、仁保島へ同二〇〇人余、宮島・能美島へ同三四〇人余、早瀬へ同一一〇人余、音戸へ同一一〇人余、矢口村へ浅野右近人数一四〇人余、石内村へ浅野河内人数一三〇人余、玖島村へ上田主水人数二〇〇人余。総計人数はおよそ一五九〇人余。
- 42・一八 小町 小町は尾道町南部。国泰寺の塔頭王勝院・趙叔院・南湘院の裏通り筋を呼んだという。
- 43・三 己斐村 佐伯郡東端にあり、己斐川を隔てて広島城下川田村と隣接する。
- 43・四 小田・矢口 高宮郡小田・矢口村はいずれも三原浅野氏の給知。十二日、三原浅野家兵が両村へ出張した。同家兵は後に可部駅を守衛する。
- 43・八 防州大島 六月七日、幕府軍艦富士丸が大島
- 43・九 長州下ノ関 小倉口では、このときには戦争は始まっていない。六月十七日未明に、長州藩が機先を制して門司・田ノ浦を砲撃して開戦する。
- 43・二 草津・古江辺 佐伯郡古江村は東城浅野家給知で、己斐村の南西に位置し、山陽道が通る。草津村は明知で、古江村に囲まれた山陽道沿いの町場村。
- 43・三 石戦 囲碁。
- 44・四 南方二当炮声 この日、幕府軍先鋒彦根藩兵は本道を進み、木野川を渡るうとして長州藩兵と激突、開戦に及んだが、総崩れとなって敗走した。搦手の苦の坂を進んだ高田藩兵も敗れて後退し、小方・玖波は長州藩兵が占拠した。
- 44・六 井伊侯 近江国彦根藩二五万石藩主井伊掃部頭直憲(一八四八〜一九〇四)。
- 44・六 榊原侯 越後国高田藩一五万石藩主榊原式部大輔政敬(一八四五〜一九二七)。
- 43・九 南岸から東回りに海上から砲撃。翌八日に伊予松山藩兵が東海岸油宇へ上陸、十一日には南岸安下庄から上陸した。幕府兵も北岸久賀へ上陸して代官所を撃破し、全島を占拠した。

- 44・七 **久野坂** 苦の坂。佐伯郡小方村の西南にある山陽道、小方村から西、周防国境の木野村へ抜ける急勾配の坂道。
- 44・八 **大野四十八坂** 敵島の対岸、佐伯郡大野村から西の玖波村へ至る山陽道の坂路。高低曲折が多いためこの名がある。
- 44・九 **主水様御茶屋** 山陽道玖波宿の本陣。寛永九年(一六三二)に家老上田氏が庄屋平田屋居宅に設けた茶室が始まり。その眺望の素晴らしさは諸国に聞こえ、宝暦九年(一七五九)には上田家の儒者福山鳳州が洪量館と命名、文人墨客が集まる所となった。
- 44・二四 **水野大炊頭** 紀州藩の付家老で紀伊国新宮三万五〇〇石水野忠幹(一八三八―一九〇二)。第二次長州征伐では先鋒として佐伯郡大野村まで進み、彦根・高田藩兵大敗の後を受けて孤軍奮戦し、「鬼水野」と勇名をとどろかせた。明治元年(一八六八)に政府から諸侯に列せられる。
- 45・二 **長州奇兵隊** 実際に国境を越えて苦の坂等まで攻め込んだのは、長州藩河瀬安四郎率いる遊撃隊など。征長兵からは奇兵隊との区別がつかず、長州軍を「奇兵隊」と総称している。
- 45・四 **御手前様** 東城浅野家当主浅野河内道興。長州藩勢の広島城下突入に備えて、その防備のため、浅野道興自ら己斐村への出馬を命じられた。
- 45・一七 **石風呂** 海に面した崖に洞穴を掘り、または石を積んで浴室とした蒸し風呂。瀬戸内海沿岸に多く作られ、病氣治療や健康増進の場となっていた。己斐村石風呂を病氣治療のため訪れる記事は「村上家乗」にも多く登場する。
- 46・三 **敵島明神御祭礼** 六月十七日夜から十八日にかけて行われる敵島社管弦祭。例年であれば、城下各町から御供船が出され、大いににぎわう。
- 46・五 **大島郡辺戦争** 長州藩兵は六月十五日に三方面から周防大島に上陸し、松山藩・幕府兵と戦った。十七日までに松山藩・幕府兵は敗走した。
- 46・七 **浅野外記** 広島藩士。ただし小姓組番頭木村外記の誤りか。木村外記は十九日に峠村の守衛を小姓組番頭本多庫人隊と交代し、さらに二十一日には番頭の職を解かれ、片岡大記が同人の隊を指揮することになった。
- 46・二二 **大野村滝口辺** 長州藩兵は、小方方面から四十八坂を越えて大野村追手に向かう隊と、松ヶ原を経て大野村の搦手へ向かう二手に分けて攻めた。しかし、水野大炊頭率いる紀州藩兵と幕府歩兵隊等の精鋭部隊がこれを待ち受け激戦となり、長州



## 113 注

- 46・二四 藩兵は退却した。  
寺西静登 広島藩土寺西志津登。家老浅野河内出兵の軍目付として佐伯郡己斐村・石内村へ出張した。
- 47・一 郡橋 石内村南部の飛郷。  
47・一 長寄兵隊 木野川の上流、山代口からは、長州藩益田孫槌を総指揮官として赤川敬三率いる膺懲隊等が侵入、十九日には河津原村附近まで進んだ。二十日には河津原村横ヶ峠へ砲台を築こうとして、峠村に陣を布いていた宮津藩・幕府軍と戦闘になった。長州藩は多数の死傷者を出して退いたが、宮津藩兵等は追走しなかった。
- 47・五 十文字 白砂村十文字は、峠村・玖島村方面からの街道と廿日市往還とが合流する交通の要衝。
- 47・八 水晶山 石内村内の水晶山城跡は、戦国時代大内氏の出城であった。
- 47・八 宝仙寺 法専寺は、佐伯郡石内村の南西利松村にある浄土真宗寺院。
- 47・三 深江静衛 東城浅野家士。与力二家の一つ。一五〇石。
- 48・一 深千御意味合 広島藩は長州藩との戦闘を避け、専守防衛の方針であった。
- 48・六 大野辺二炮声 二十五日未明、再び追手・搦手から進軍した長州藩兵は、幕府・紀州藩・大垣藩兵等と衝突したが、幕府軍艦の艦砲射撃などもあり、大野村を攻略するに至らず、退いた。
- 48・八 小島良之進 広島藩土小島良大夫が。良大夫は安政六年(一八五九)に先手者頭次席。その後、御側詰を命じられたものか。
- 48・二六 西方寺谷 石内村南部笹里から河内村小深川へ通じる谷。
- 49・二 防州新湊 岩国領内の港で、平時には宮島・広島へ定期船があった。文化八年(一八二二)開港。
- 49・二 長州へ御返し 在広老中本庄宗秀は、独断で長州藩との停戦を画策して高杉晋作等二名の召喚の命令を免除し、拘留中の六戸備後助・小田村素太郎を岩国まで護送した。結局この和平案は失敗し、本庄は十六日に上坂させられ、そのまま老中を解任された。
- 49・八 鍛冶計谷 石内村北部の峡谷。浄土真宗浄土寺はその下流にある。
- 49・八 梶川清之助 広島藩士。慶応元年(一八六五)に御側次席。
- 49・二三 差寄戦争事も有之間敷敷 宍戸備後助・小田村素太郎を送還したことにより停戦が進むと考えられたが、長州藩は停戦には応じなかった。

- 50・四 夫方 たとは倉敷代官所等の幕府領では、村高一〇〇〇石に五人の割合で軍用人夫の動員を行ったが、二八三名のところを一〇〇名もの欠員が生じている。また、戦局が拡大すると広島藩領からも軍用人夫が徴集されている。これら軍用人夫は、戦争を目の当たりにして逃亡する者が跡を絶たなかった。
- 50・三 櫛ヶ峠 広島から己斐村の己斐峠を経由し、石内村東の櫛ヶ峠(現五月が丘団地西)から石内村に入る。
- 50・二七 伴村境と大塚村境迄 沼田郡伴村は石内村の北北西、大塚村は北東に位置する隣村。
- 51・四 石州口 六月十六日、長州軍は戦争を回避した津和野藩を通過し、一気に浜田藩領益田を攻撃し、翌日には福山・浜田藩兵を敗つて益田を占領した。
- 51・八 友田村江出張 広島藩では長州藩兵が浅原村から進入するとの情報を受け、林孫太夫を総司とする第二陣の部兵を友田村まで出陣させ、不慮に備えた。このほか守衛のため、小姓組番頭片岡大記率いる混成一大隊を津田村へ、番頭二川主税同一大隊を河原津村へ、小姓組番頭本多庫人半大隊を峠村へ、大目付寺田他人助等一八〇名を玖島村へ派遣している。
- 51・二三 官・紀軍 七月五日、総督徳川茂承は老中本庄宗秀が独断で穴戸備後助等を送還したことを怒り、諸軍の指揮を老中本庄に委任することを布令し(十六日に復帰)、紀州藩兵を退かせた。老中本庄は幕府兵を広島まで帰陣させ、十四日には彦根・高田等の諸藩兵も廿日市以東へ退かせた。この結果、征長諸軍は大野村の前線から姿を消した。
- 51・一八 八幡 石内村の白山八幡社。
- 51・頭書 芸州口討手応援 三藩が芸州口応援を命じられたのは六月二十九日。
- 51・頭書 松平丹波守 信濃国松本藩六万石藩主松平光則(一八二八〜一八九二)。
- 51・頭書 松平舍人 幕臣。一〇〇〇石。文久二年(一八六二)に使番。
- 51・頭書 内藤備後守 日向国延岡藩七万石藩主内藤政肇(一八五丁〜一九二七)。
- 51・頭書 井上猪三郎 幕臣。一〇〇〇石。慶応二年(一八六六)六月に使番。
- 51・頭書 牧野豊前守 丹後国田辺藩三万五〇〇石藩主牧野誠成(一八三丁〜一八六九)。八月八日に至り芸州口応援を免じられ、松江に向かうよう命じられる。
- 51・頭書 三好内蔵助 幕臣。二〇二七石。文久元年に使番。

## 115 注

- 52・一 森島佐伊記 広島藩士。安政四年(一八五七)に番頭。
- 52・三 陣小屋悉焼払 玖波村附近で屯在していた長州藩遊撃隊・衝撃隊・御楯隊等は空白となった大野村に入り、一帯を占拠した。
- 52・三 湯川静次郎 広島藩士。慶応二年(一八六六)に大目付。
- 52・六 西口之様子 長州藩兵は、玖島村を守衛する広島藩二川主税・林孫大夫に対して、幕府に歎願書を提出するため間道の進軍を要請した。広島藩は友田村で長州藩と交渉し、広島藩が廿日市以東へ撤退する一方で、長州藩兵も後方へ撤兵することを約した(友田村約条)。しかし、広島藩兵が撤退すると、長州藩兵は十八日にかけて津田・友田村を占拠し、使者を廿日市の関門に派遣して通過させるよう強要し、許可されなければ武力を以て通過することを告げた。このため広島藩では、三家老・広島藩兵を廿日市・保井田・白砂以東に配備し、「防戦の方針を以て」長州藩兵を領外に駆逐することにした。
- 52・二五 旦那様 家老浅野河内は石内村に出張し守備するよう命じられた。
- 52・二六 主水様 家老上田主水は、上河内村・小深川両村
- 53・七 辺へ出張し守備するよう命じられた。
- 53・七 廿日市出火 広島藩年寄石井修理は、番頭森島佐伊記と協議し、敵兵の通過を阻止し、自軍の士気を鼓舞するため廿日市町に放火して自焼した。
- 53・一〇 石井修理 広島藩士。年寄。名は正敏、のち辰作(一八二〇〜一八九二)。前名は雄之介。ペリー来航後改革派に属し、浅野茂長(長訓)が藩主に就任すると、文久三年(一八六三)に年寄役となる。慶応二年の第二次長州征伐では、七月長州藩が友田村約条を破り進軍しようとする、廿日市自焼を実行した。翌三年には神機隊の編成に協力し、明治元年(一八六八)の藩政改革では参政となった。
- 53・一五 鈴ヶ峰 佐伯郡古江村と井口村の境界にある山。標高は三二〇メートル。頂上からは対岸の厳島や広島市街が一望できる。
- 53・一七 周参見勇記 広島藩士。慶応二年七月十八日、年寄役に任じられる。
- 53・一八 今中大衛 広島藩士。今中大学相親の子。文久二年に番頭。
- 53・頭書 永田清磨 広島藩士。慶応二年に使番。
- 54・二 伴三之丞 広島藩士。慶応二年に歩行頭。
- 54・六 木筒之義建議 慶応二年八月、沼田郡長楽寺村道貫・相田村三順・大町村東岷という医師三名が木

- 砲製作について建議している。沼田郡役所は、奥筋要路の山鼻等へ砲台を構え、木砲数挺を据えつけることについて許可している。
- 54・九 **山谷等へ退候様二与達し** 廿日市が焼払われた七月二十日頃から、宮内村へ奇兵隊が入りこみ、串戸の町も焼払われるという風評が流れたため、宮内村の住人は住居を捨てて小屋掛けをした。
- 54・一九 **穢多** 江戸時代、身分の最下層に置かれた広島藩領内各村の革田も、農兵と同じように守備兵の補充として多数召集された。革田のなかには、ここにもあるように目覚ましい戦功をあげる者も現れ、これを契機に身分解放への動きも活発となつていく。
- 55・一 **紀州三浦宝福寺** 七月二十七日の紀州藩側の注進状には、「法福寺隊」のうち寺田三郎・星山証玄・市川敬助・木本新助と新宮藩川本周造が宮内辺を巡邏中に長州兵と出会い、二名を討取つたとある(『南紀徳川史』第四冊)。
- 55・二 **光禪寺** 佐伯郡五日市村にある浄土真宗寺院。
- 55・五 **片岡大記** 広島藩士。慶応二年(一八六六)に小姓組番頭。
- 55・七 **弥御決戦** 広島藩では七月二十六日に長州藩兵に戦書を贈り、総進撃の準備を進めたが、二十七日の夜半に植田乙次郎が君命を奉じて来陣し、長州・幕府兵が相互に退去するという交渉が進行していることを理由に、開戦を猶予させた。
- 55・九 **昨日大野村之接戦** 七月二十八日、征長兵八千人余は本間両道に分かれて進軍し、夕方から開戦した。間道では長州兵を峠村まで退却させ、本道では海陸一斉攻撃の結果、大野村を回復したが、宮内まで退いた。
- 55・二 **大野辺戦争始** 七月晦日、征長兵は宮内・大野両村で交戦したが、陣間の距離が遠いため死傷者は少なかった。宮内から折敷畑口に向かった一隊は一時激戦となつたが、濃霧が山野を覆つたため双方とも退却した。
- 55・二七 **嘉日** 八朔の嘉日。江戸時代になつて幕府の公式行事となる。徳川家康が江戸入りしたことにちなんだものといわれ、広島藩でもこれを祝う。農家においては豊穰を祝う。
- 55・曙 **大久保** 広島藩士大久保宇都、慶応二年に小姓組番頭。
- 56・五 **將軍薨去之風聞** 將軍徳川家茂は七月二十日に大坂城で薨去した。幕府は秘して喪を発せず、一橋慶喜に征長諸軍を指揮させることとし、八月一日に大坂で広島藩に通達した。

## 117 注

- 56・一〇 **今午後之砲響** 八月二日、征長兵は三手に分かれて進撃した。大野村から松ヶ原村への間道を進撃した紀州藩兵は鷹の巣山で激戦し、二十人余の戦死者を出しながらも、長州藩兵を退却させた。本道大野村四十八坂から玖波村を攻撃した軍勢も艦砲射撃を得て、長州藩兵を谷和村まで退却させた。その後も勝利に乗じて小方村鍋倉山で激戦した。また、宮内から峠村をめざした幕府・紀州藩の一軍は折敷畑山下から開戦したが接戦で、長州藩兵は平良村農家に放火して抗戦し、夕方止戦した。
- 56・曙 **明石侯** 播磨国明石藩八万石藩主松平慶憲(一八二六～一八九七)。六月二日に兵を率いて広島に着陣した。
- 58・一 **復戦争** 八月七日、長州藩兵は玖波・松ヶ原・明石の三道から一斉に進撃した。玖波・松ヶ原から進む長州藩兵に征長兵も応戦し、これを後退させたが、宮内村を襲撃した長州藩兵に彦根・高田藩などの諸藩兵は支えきれず、多数の死傷者を出して五日市・草津方面に敗走した。
- 58・二 **官・紀軍長兵与戦** 広島藩が休戦条約を周旋中であることから、大野の征長兵は退去しようとした。しかし、後方の宮内方面の幕府兵が敗北撤収し、空虚になっていたため、安全に退去するには松ヶ原村へ向けて進軍し長州藩兵と交戦する必要があった。その後自ら砲台を焼き、悉く五日市以東まで退却した。松ヶ原の長州兵も陣営を焼却して小方まで退去した。これが事実上の戦争終結である。
- 58・一八 **豊前小倉** 小倉では、熊本藩が七月晦日に老中小笠原長行との意見対立から撤兵し、幕府やその他の九州諸藩も小倉藩からの救援要請に対して傍観するか撤兵した。小笠原も將軍薨去の報を聞いて小倉を退去したため、小倉藩は孤立無援となり、八月一日、城に火を放って藩主らは退去した。これを見た長州藩兵は翌二日に小倉を占拠した。
- 58・二〇 **仙石志摩** 広島藩士。文久三年(一八六三)に年寄。
- 58・二〇 **長防人応接** 八月六日、長州藩の広沢兵助らは佐伯郡白砂村で広島藩の植田乙次郎らと会見し、長州藩兵は小方村苦の坂付近で借地屯兵する、広島藩兵が各間道を守備して幕長両軍間に緩衝地帯を設ける、幕府軍が引退すれば長州藩兵も漸次退却するという方針で合意した。これを受けて、九日に年寄仙石志摩等が白砂村に赴き、これを正式の条約として締結した。
- 58・一八 **松井直馬** 広島藩士。文久三年に小姓組番頭。

- 58・一九 **水野出羽守** 駿河国沼津藩五万石藩主、幕府老中水野忠誠(一八三四—一八六六)。慶応二年(一八六六)老中に進み、七月十七日、罷免された本庄宗秀にかわり征長総督紀州藩主徳川茂承を補佐して軍務を指揮することを命じられ、八月十一日広島に入る。征長兵撤兵中の九月十四日に広島で死去した。
- 59・四 **一先御城下江御引揚** 間道の長州藩兵が広島藩領から撤兵したことから、八月十三日、広島藩は浅野河内・上田主水の両家老に対して帰広するよう命じた。浅野河内は、深江静衛に石内村に滞陣する家兵の総括を命じて帰広した。
- 59・七 **小姓町** 広島城外郭の西部は小姓町と称され、後に東から表・中・裏の各小姓町に分けられた。広島城三之丸との間には西御門があった。
- 59・一七 **髹盃** 漆塗りの盃。
- 59・頭書 **ミニエー** フランスの歩兵大尉ミニエーが考案したライフル銃。椎の実形をした鉛弾の裾が銃口内で発射時に広がり、そのため銃口内のガス圧が高まり、発射時の弾の速度が増す。ゲベル銃よりも射程が延び、命中率も大幅に向上した。
- 60・一 **無月** 中秋の名月が雨で見えない状態。
- 60・三 **余程之大風** 八月六日から七日にかけて、備後地方は近年未曾有の大風雨に襲われ、大きな被害が出た。
- 60・七 **新撰組** 東城浅野家で西洋式訓練を行うため、新たに取り立てられた新軍制組織と考えられる。
- 61・一 **真武隊・真勇隊** 奮果隊も含め、いずれも東城浅野家の給知、佐伯郡石内村で取り立てられた農兵隊。
- 61・二 **御天守** 広島城の天守は、藩政の権力の象徴であり、藩士はもちろんで、天守下の御殿に居住する藩主でも登閣することはまれであった。世子浅野茂勲は初めて登閣した。
- 61・四 **能称廟** 彦右衛門の先々代、村上家五代藤次郎。法名能称院。文化五年(一八〇八)八月二十四日死去。
- 61・六 **旦那様御登城** 八月二十五日、広島藩世子浅野茂勲は、城中に三家老以下の藩士を招集し、長州藩兵が領外に退去してもなお異変に備え、各々の職務を尽くすべきことを命じた。
- 61・一九 **時勢之義** 広島藩校教授木原慎一郎は、「治本策」を著し藩に提出している。その前に家老浅野河内に示して意見を求めたものと思われる。「治本策」は、長州征伐失敗で権威を失墜した幕府が権威を回復するための方策として、「尊天子」、「釈群疑」、「抑驕僭」、「歛私威」、「痛責己」の五点を

## 119 注

- 62・一 応変隊 郡府詰歩行目付西川理三郎・同松田昌七郎らは、民間から強壯者を募集して国用に供することを郡府へ建白した。慶応元年(一八六五)十月に西川・松田は臨時農兵隊編成方を命じられ、生まれたのが応変隊である。当初は廿日市の潮音寺を屯所としたが、慶応二年七月に安芸郡牛田村の日通寺、八月には同村不動院に移した。十二月にいったん解散されるが、慶応三年三月には不動院に再招集され、その後戊辰戦争で活躍した。
- 62・二 惣平 佐伯郡下村出身の農民の木本壮平は、長州藩で萩野流練兵式を練習して帰村した。広島藩は壮平を応変隊訓練の教授役に抜擢し、郡役所支配、五人扶持として抱えた。
- 62・五 不動院 安芸郡新山村の真言宗御室派寺院。現在、金堂が国宝、鐘楼・楼門・梵鐘が国の重要文化財、不動院文書が県の重要文化財に指定されている。
- 62・五 日通寺 安芸国牛田村の法華宗勝劣派寺院。広島藩主浅野家の菩提寺の一つ。
- 62・一〇 公方様御不例 將軍徳川家茂は七月二十日に薨去したが、一ヶ月にわたって喪が葬せられず、八月二十日になって一橋慶喜の家督相続とともに公
- 62・一 提唱した。
- 62・三 一橋中納言 一橋中納言慶喜(一八三七～一九二三)將軍家茂薨去の後、七月二十八日に徳川宗家を相続し、征長出陣も決まったが、小倉落城の報が伝わりとそれを中止した。十二月五日に十五代將軍に就任した。
- 62・二九 稲葉美濃守 山城国淀藩一〇万二〇〇〇石藩主、幕府老中稲葉正邦(一八三四～一八九八)。慶応二年七月老中に再任し、征長兵を引揚げさせ、慶喜が將軍職に就任するとそれを補佐して職責を果たした。
- 63・四 建仁院 浅野出衛道積(一八一八～一八六〇)の法名。出衛は広島藩家老東城浅野家先代道博の庶子。聡敏で文武両道に勝れ、特に槍の名手であった。万延元年(一八六〇)八月二十八日逝去。
- 63・六 正清院 城下新川場町の浄土宗鎮西派寺院。広島藩浅野家初代藩主長晟の室振姫(徳川家康養女)は、長晟広島入国前の元和三年(一六一七)八月二十九日に和歌山で死去した。法名は正清院殿泰興與安大禅定尼。長晟は入国後の元和七年に振姫の位牌を安置するため正清院を開基した。
- 63・二七 水野出羽守様御達し 八月二十八日、老中水野出羽守は広島藩に止戦の勅書を交付し、三藩境に屯在する長州藩兵を領内へ退去するよう、長州

- 藩へ通達するよう命じた。しかし勅書の中にある「隣境侵掠」の文字を長州藩が承しないことは明らかで、この点を総督に確認するなどしたため、伝達使者の派遣は遅れることになった。
- 64・二七 植田賛三郎 広島藩士。名は賛、号は兼山(一八二〇～一八六七)。植田家は植田良背(一六五〇～一七三五)以来代々広島藩儒を勤めた。安政三年(一八五六)に奥詰となり、文久三年(一八六三)病のため致仕した。
- 65・七 石州戦争之一件 六月十七日に益田を占拠した長州藩兵は、七月五日より進撃し浜田に迫った。浜田藩は広島督府に援兵を要請したが、援兵を命じられた鳥取藩は藩主池田慶徳の病気を理由に出兵しなかった。岡山藩も援兵要請に応えなかったため、浜田藩は長州藩と和平交渉を行う一方で、藩主松平武聡は浜田城を退去、十八日には城に火が掛けられ落城した。
- 65・八 津和野亀井侯 石見国津和野藩四万三〇〇〇石 藩主亀井隠岐守茲監(一八二五～一八八五)。
- 65・八 浜田松平右近将監侯 石見国浜田藩六万一〇〇〇石 藩主松平武聡(一八四二～一八八二)。
- 65・九 福山阿部侯 備後国福山藩一萬石藩主阿部主計頭正方(一八四八～一八六七)。
- 65・九 安藤飛騨守 紀州藩の付家老で紀伊国田辺三万八八〇〇石安藤直裕(一八二〇～一八八五)。第二次長州征伐では石州口先鋒として一〇八〇名を率いて出陣したが敗れた。明治元年に朝廷から諸侯に列せられる。
- 65・頭書 井伊兵部少輔 越後国与板藩二万石藩主井伊直安(一八五二～一九三五)。
- 65・頭書 戸田采女正 美濃国大垣藩一〇万石藩主戸田氏共(一八五四～一九三六)。
- 66・二六 八十郎 三原浅野家士水谷八十郎(一八四六?)。又左衛門の養子となる。のち貢と改名。上田家授臣山口実造(修斎)に漢籍を学んだ後、村上敬次郎等とともに藩の留学生として江戸に遊学。大坂の妻鹿貞斎に学んで明治二年(一八六九)に帰国し、藩学の授義となる。また鹿児島造士館で西洋翻訳書・算術等を学んで帰国し、翻訳書を研究する。遷高舎、白鳥学校教諭を経て、広島師範学校では開校以来教諭・副校長の職にあり、同十四年には校長に任命された。同十七年五月からは広島中学校長を兼任した。広島県属、御調郡書記に転じ、さらに同三十年広島地方幼年学校教授、同三十八年修道中学校教諭となる。
- 66・一八 勝安房守 幕臣。名は義邦、号は海舟(一八三三)



## 121 注

- 66・頭書 大御番 將軍直屬の常備軍団の中核をなすもの中の巡邏に当たった。
- 66・頭書 別手組 文久元年(一八六一)、幕府は外国奉行配下として外国御用出役を新設し、武芸に長じた二一〇名を挙用して外国人の警護に当たらせた。同三年には別手組出役と改称して慶応二年には一五〇〇名にも及び、江戸城吹上御門の勤番や江戸市中の巡邏に当たった。
- 66・一九 防州新湊 勝海舟が本来長州藩との会談場所として希望していたのは岩国新湊であった。大願寺での会談の際に、帰坂報告の後に再度来広するかもしれないことをほめかしたことが、噂を流布させることになった。
- 66・二八 於敵島長藩人御応接 九月二日、勝海舟は長州藩正使広沢兵助等と敵島大願寺書院で会談した。海舟は、慶喜が諸侯を京都に召集し、公議輿論に従って大政を更新、長州処分も議決することを述べ、征長兵は帰坂するので長州藩兵はその跡を追うことのないように求め、長州側も了承した。しかし、兵の領内退去については同意を得られなかった。
- 66・頭書 松平丹波守 信濃国松本藩六万石藩主松平光則(一八二八〜一八九二)。
- 66・頭書 脇坂淡路守 播磨国龍野藩五万一〇八九石藩主脇坂安斐(一八三九〜一九〇八)。
- 67・二二 江戸織多頭河野団左衛門 弾左衛門は江戸時代に關八州とその近国の織多・非人・猿飼を支配した織多頭。弾左衛門配下の織多約五〇〇名が征長の武器運送夫として動員されており、慶応元年正月、幕府に願い出てその功により、平民に引き上げられている。なお佐伯郡の頭革田はこの弾左衛門と縁戚関係があり、領内の惣頭的地位にあった広島東西革田頭よりも地位が高かった。
- 67・二四 山田養吉 広島藩士。名は浩、号は十竹(一八三三〜一九〇二)。十六歳で藩の句読師に抜擢される。慶応二年、藩命により江戸藩邸講学所に出仕するが第二次長州征伐のためいったん帰国、洋学研究の必要性を藩主に建言して認められ、十一月取締りとなって洋学生を率いて再び出府した。維新後は修道館と改称した藩学問所の寄宿寮塾の塾頭となり、藩士子弟教育に意を注ぐ。その後、広島初の新聞『日注雑記』の編集者を経て、浅野学校から改組された修道校の初代校長などを勤めた。

- 68・四 普照廟 村上家二代。法名は普照院。宝暦四年(一七五四)九月二十二日死去。
- 68・四 普観廟 村上家二代普照院の室。法名は普観院。明和四年(一七六七)十一月二十一日死去。
- 68・五 木野後室 後室は未亡人。木野一馬が死去したためその未亡人を木野後室と呼ぶ。
- 68・五 お松 木野一馬の娘。安政二年(一八五五)三月二十四日生。
- 68・五 お喜代 木野一馬の娘。生年不明。
- 68・一〇 正覚寺 佐伯郡利松村の浄土真宗西派寺院。
- 68・一九 寺田・下河内・上河内・下小深川・上小深川・伴之村々 郡橋は石内村南方の飛郷で、その西隣が寺田村。さらに北西に進むと下小深川村・上小深川村を経て、下河内村・上河内村に至る。上河内村下魚切からさらに八幡川を遡ると名称魚切滝・次郎五郎淵があった。下魚切まで戻りさらに北進すると沼田郡伴村上奥畑に出る。東進して同村奥畑から南へ栗木峠を越えると石内村鍛冶計谷に帰ることができる。
- 69・三 次五郎淵 石内村の西部、佐伯郡上河内村、八幡川の上流にある淵、上河内村の、国郡志御用二付下しらへ書出帳」では「次郎五郎が淵」とある。
- 69・六 祭礼 広島城下の産土神、白神社・黄幡社・空鞘
- 71・二二 社・碓社：神田社などは九月二十九日が祭礼であった。二十八日はその宵宮。慶応二年(一八六六)は長州征伐のため十月六・七日に延期された。
- 69・二二 深町真喜太 家老三原浅野家士。深町家は敬次郎実母の里に当たる。
- 70・七 五月延引之集会 五月の三家老重臣の例集会は東城浅野家が当番であったが、延引となっていた。
- 71・三 御上京御出船 世子浅野茂勲は、一旦は諸侯会議の朝命に応じて十月十一日出船上坂と決定した。しかし、在坂老中板倉勝静よりなかも長州藩兵の領内退去の説得を命じられ、幕府の態度に失望したため、病氣と称して上京を延引した。
- 71・八 久照院 家老三原浅野家当主右近忠英の母(一八〇七-一八八八)。芝山国豊の娘。東城浅野家・道博の養女となり、三原浅野忠敬の室となる。文化四年(一八〇七)三月生。
- 71・一〇 栄松院 第七代広島藩主浅野重晟の娘。日向国飫肥藩五万一〇〇〇石藩主伊東祐民室。当藩主浅野茂長の父長懋、第九代藩主浅野齐肃(少将様)の父八代藩主齐賢の妹に当たる。
- 71・二二 少将様 第九代広島藩主浅野齐肃(一八一七-一八六八)。天保七年(一八三六)十二月、左少将に任じられている。

## 123 注

- 71・一九 厄介 彦右衛門は、娘が生まれた場合敬次郎を婿養子とするため、「厄介」の名目で届け出、許可されている。
- 71・頭書 元就廟所へ代参 毛利氏の防長移封後、元就を始めとする毛利氏祖先やその家臣の墓所はそのまま吉田などの旧地に残ったため、特に江戸時代中期以降、年回や代替りの代参が頻繁になった。
- 72・二 修行 広島藩では従来洋学修行を行う子弟が少なかった。藩士田口太郎(一八四一〜一九三三)は江戸へ出て洋書を開成所で学び、慶応二年(一八六六)には開成所の教官となっていた。帰国した田口太郎や山田養吉の建言もあり、広島藩士の子弟や民間有望少年五〇名(ほかに自費生若干が加わる)が選抜され、伴十郎兵衛・山田養吉を取締に任じ、江戸への留学が決まった。この時の留学生には、渡六之助(後の勅選貴族院議員渡正元)のほか、東城浅野家からは、村上敬次郎以外、三宅八太郎・平川市太郎、上田家からは彦右衛門の従兄弟水谷八十造、三原浅野家からも彦右衛門の従兄弟水谷八十郎が選ばれている。なお、これら留学生のほとんどは、慶応四年正月に王政復古徳川氏追討となつたために、目的を達せず帰国することとなる。
- 72・七 開成場 蕃書調所を前身として、文久三年(一八六三)までに江戸一橋門外に開設された幕府の洋学研究機関。
- 72・七 市川齋 名は兼恭(一八一八〜一八九九)。齋宮は通称。広島藩医市川文徴の三男に生まれ、大坂で緒方洪庵、江戸で佐久間象山・杉田成卿に蘭学を学ぶ。嘉永元年(一八四八)に福井藩に召抱えられ、同六年には幕府天文方和解御用、安政三年(一八五六)蕃書調所教授手伝、文久二年開成所教授となり、慶応元年には幕臣に列せられる。維新後は、京都兵学校・大阪兵学校教授となる。明治十二年(一八七九)には東京学士会員に選ばれる。わが国のドイツ学の祖とされている。
- 72・二 心鏡院 彦右衛門の父星右衛門の実兄木野左守室吉田氏。万延元年(一八六〇)十一月十七日死去。
- 72・二五 伊藤氏堀河之塾 伊藤仁斎が京都堀河の東堀河通りに寛文二年(一六六二)に創立した家塾。古義堂先考 彦右衛門の父星右衛門のこと。
- 73・二五 加州侯 加賀国金沢藩一〇二万五〇〇〇石藩主前田加賀守慶寧(一八三〇〜一八七四)。上田家「御公用日記」(三原市立図書館蔵)は使者名を山本又九郎と勝田忠蔵とするが、「芸藩志」は使者名を山下又九郎と脇田忠蔵としている。
- 73・頭書 厳島社祭礼 管絃祭は本来六月十七日であるが、
- 73・七 市川齋 名は兼恭(一八一八〜一八九九)。齋宮は通称。広島藩医市川文徴の三男に生まれ、大坂で緒方洪庵、江戸で佐久間象山・杉田成卿に蘭学を学ぶ。嘉永元年(一八四八)に福井藩に召抱えられ、同六年には幕府天文方和解御用、安政三年(一八五六)蕃書調所教授手伝、文久二年開成所教授となり、慶応元年には幕臣に列せられる。維新後は、京都兵学校・大阪兵学校教授となる。明治十二年(一八七九)には東京学士会員に選ばれる。わが国のドイツ学の祖とされている。

- 73・頭書 第二次長州征伐のためこの日に延期された。  
伴十郎兵衛 広島藩士。名は資知(一八三五)一八九三。慶応二年(一八六六)に目付。のち資健と改名。明治二十二年(一八八九)十一月から同二十八年十一月まで第二代広島市長を勤めた。
- 74・七 万年丸 旧名はスゴウ丸、慶応二年六月に薩摩藩から購入した鉄製蒸気内車汽船。二七〇トン、八〇万馬力。薩摩藩は元治元年(一八六四)にグラーバー商会から購入している。
- 74・二五 陶俊 中国明時代の書画家。
- 74・二五 仲昭 中国明時代の画家。
- 74・二五 謝時中 中国明時代の画家。
- 74・二五 林良 中国明時代の画家。
- 74・二六 鍾馗終南山之図 中国唐の玄宗皇帝の悪夢に現れ、鬼退治をした終南山の進子。疫病除けの守り神とされ、画の題材となった。
- 74・頭書 慈光廟 村上家初代慈眼院の室。法名は慈光院。享保十年(一七二五)十月二十四日死去。
- 75・二 西川理三郎倅寅之助 明治二年、村上敬次郎等とともに広島藩留学生として渡英するが、その後の消息は不明。西川理三郎の母は東城浅野家土岩崎常介の妹に当たる。
- 75・二五 若党 家臣が抱える奉公人のうち最上級の身分。
- 75・一六 戦時には戦闘員となり主人側から離れず、槍脇を守る。従つて、一年季の出替わり奉公人から採用されるが武士としての処遇を受ける。
- 75・一六 小者・馬捕 小人も記される。家臣が抱える奉公人のうちでも軽輩で、若党同様一年季の出替わり奉公人から採用される。平時には雑役に従事し、主人に対する忠誠義務はほとんどない。
- 76・三 水主町大雁木 広島城下水主町には本川(太田川)に面して藩の船屋敷が設けられ、船入には藩船が係留されていた。その南に大雁木があり、参勤交代で海路をとる場合などに利用された。
- 76・六 丸打込 広島藩士、家老家士の区別がなかった。
- 77・四 安政寅ノ年之大震 安政元年(一八五四)十一月四日・五日に発生した東海地震。広島藩領内でも大きな被害を蒙った。
- 77・七 御用向 幕府目付梅沢孫太郎は、徳川慶喜の命を受け、広島藩主父子に対して諸侯会議への上京を勧誘し、なおも他領に屯駐する長州藩士の領内引退の斡旋を行うよう求めた。広島藩は固辞するも、孫太郎に説得され、時宜をはかり山口へ使節を派遣することに決した。
- 77・九 梅沢孫太郎 名は亮(一八一七)一八八二。水戸藩士であったが、文久二年(一八六二)から一橋慶喜に

## 125 注

- 77・一〇 典膳 家老上田家先代の主水安節五男。名は安靖(一八四九〜一九〇七)。後に亀次郎。主水安敦の嗣子となるが、慶応元年に病弱のため廃嫡された。上田家は、明治三年(一八七〇)、安敦の養子となつた重遠(浅野長祚二男)が継ぐが、同九年に病気のため家督を辞したため、重美(安靖)が再度継承、翌十年に亀次郎(安靖)が継ぐことになった。
- 78・一〇 徳了寺 奴可郡東城町の浄土真宗本願寺派寺院
- 78・曙 和宮 仁孝天皇の第八皇女で孝明天皇の妹。名は親子(一八四六〜一八七七)。文久元年(一八六一)に將軍徳川家茂に降嫁。慶応二年七月に家茂が大坂城で薨去すると薙髪して静寛院宮と称した。
- 79・三 二葉山御祭礼 広島城下明星院村の饒津大明神(二葉山神社)の祭礼は、毎年九月十四・十五日の両日に祭式が行われ、流鏝馬の儀式が十一月十五日に挙行された。この日は藩主が不在、または在国であつても参詣できない時、家老が代拝することになつてた。
- 79・二四 御進物 長州藩使者益田孫植は毛利敬親父子の親書を提出し、先年来の長州・幕府間を周旋した芳
- 79・一六 印鑑 十月二十二日、藩府から、防長商船のうち印鑑を持つ者は、引き合わせの上売買取引を許すが、乗組員は本川関所以東へは徘徊しないよう達しがあつた。
- 80・五 六形賣斯答兒銃 六発ピストル銃。
- 80・五 江州国友 近江国坂田郡国友村では、寛永年間ごろまでは数百名が鉄砲製作に従事した。寛政頃には半減したものの、異色の技術者を輩出しながら明治維新まで存続した。
- 81・三 ジャツパン御艦 旧船名は「Japan」号。慶応二年七月十八日、英商オールドと交渉がまとまり購入した鉄製蒸気外車汽船。長さ三十間四尺(約五十五メートル)。二五五トン、一二六万馬力。後に豊安丸と改名。
- 81・七 仏事煮込 十一月二十八日は、浄土真宗の宗祖
- を謝するため小銃等を寄贈した。また、辻将曹・野村帯刀に後装騎馬銃各一挺を寄贈したほか、その他の家臣へも施条銃や新身刀、金若干等を寄贈した。十一月二十五日に来広した長府藩使者迫田伊勢之助は、周旋の芳を謝し、藩主へ白羽二重・鯉節、世子へ緞子袴地・鯉節等を持参した。広島藩では、これらの進物は当分預かり、長州藩処分が決着してから受納することを回答している。

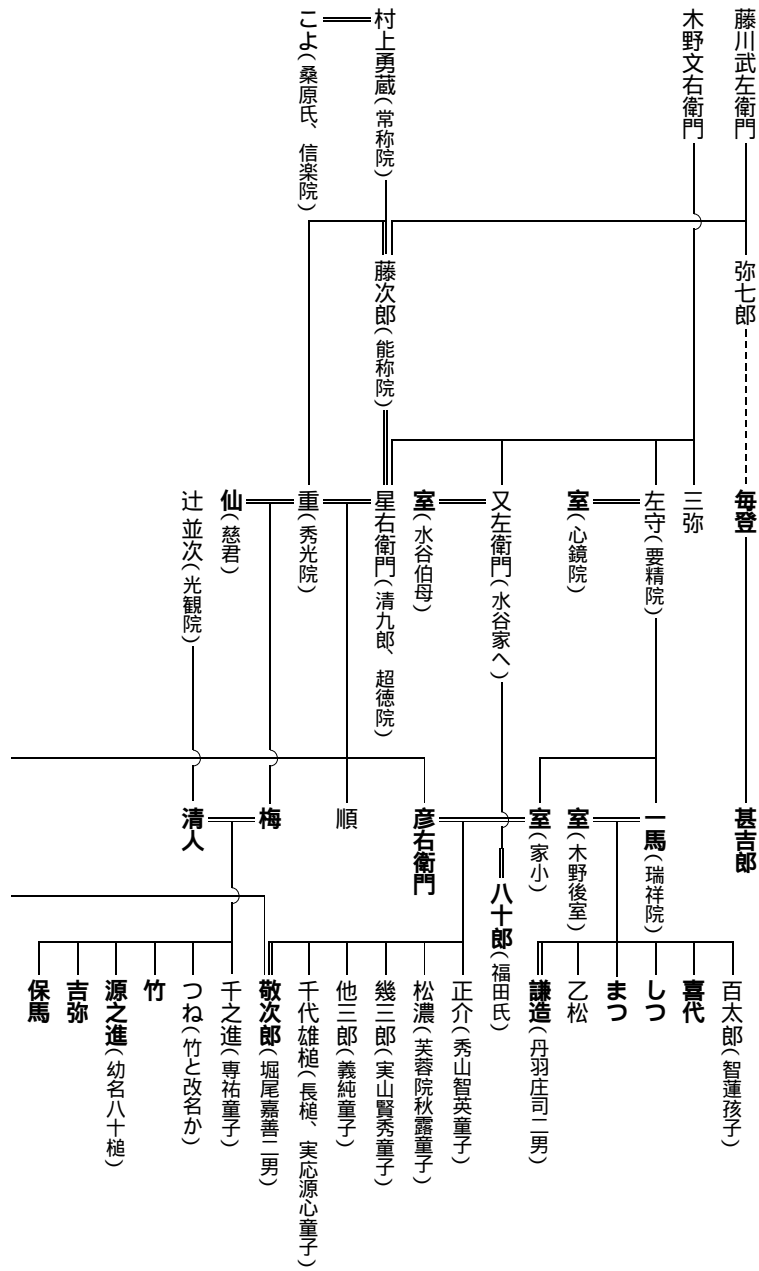
- 親鸞入寂前日(御遠夜)に当たる。「安芸門徒」の各家では煮込や牡丹餅を作るのが風習。
- 81・二 野村八郎 広島藩士。文久三年(一八六三)に奥小姓次席。
- 81・二 惠美養軒 広島藩士。文久二年に側医師並。
- 83・八 御家来中御扶助 毎年十二月七日頃に御扶助切手が下される。財政難の広島藩では長らく減石が行われていたが、藩士の窮乏が考慮され、慶応元年(一八六五)から全額支給となった。
- 83・二六 名倉求馬 東城浅野家士。与力二家の一つ。一五〇石。
- 83・二七 常林寺 城下下流川町の浄土宗鎮西派寺院。
- 83・頭書 宗対馬守 対馬藩主宗対馬守重正(一八四七-一九〇一)。
- 84・九 那波列翁 ナポレオン砲は四斤野砲で砲身は青銅製、砲架は木製。砲身内に腔綫といわれる螺旋の溝がほられ尖頭弾が使われていた。
- 85・七 御両方様 浅野河内道興と守之進。
- 86・五 鶴齡院 七代藩主浅野重晟の三男右京長懋の長女で、広島藩主浅野茂長の養女。讃岐国丸亀藩五万石藩主京極高朗の嫡子故高美(弘化二年七月逝去)室。
- 86・二四 伴彦左衛門 広島藩士。慶応二年に先手者頭。
- 86・一九 渡辺一郎 幕臣。名前は温(一八三七-一八九八)。英語を習得し、文久二年に蕃書調所の英学句読教授出役、慶応三年に開成所教授、維新後は東京外国語学校長などになった。
- 86・一九 神田幸平 神田孝平(一八三〇-一八九八)は幕臣。はじめ蘭学を学び、幕府の蕃所調所の教授方出役となり、数学・文法・翻訳・作文などを教授した。維新後地租改正法の成立に尽くし、「明六雑誌」でも健筆を振るった。死ぬ直前に男爵となった。
- 87・三 須賀井幾之進 広島藩士。文久三年に奥小姓次席、その後内記様側方。
- 87・三 植木完兵衛 広島藩士。内記様側方。
- 87・四 若月準二 広島藩士。慶応元年に組頭。同三年に宮島奉行。
- 88・二 栗田新太郎 広島藩士。元治元年(一八六四)に武器奉行。
- 88・四 執政大夫 年寄役。
- 88・二六 南御門外御屋敷 城郭三の丸の南、中濠との間に南御門がある。中濠の外東側に南御門外御屋敷がある。
- 89・五 殿様・若殿様御所旁 孝明天皇は十二月二十五日に崩御したが喪が発せられたのは二十九日であった。藩主父子は天皇病気を慮り、長防事件のこと

127 注

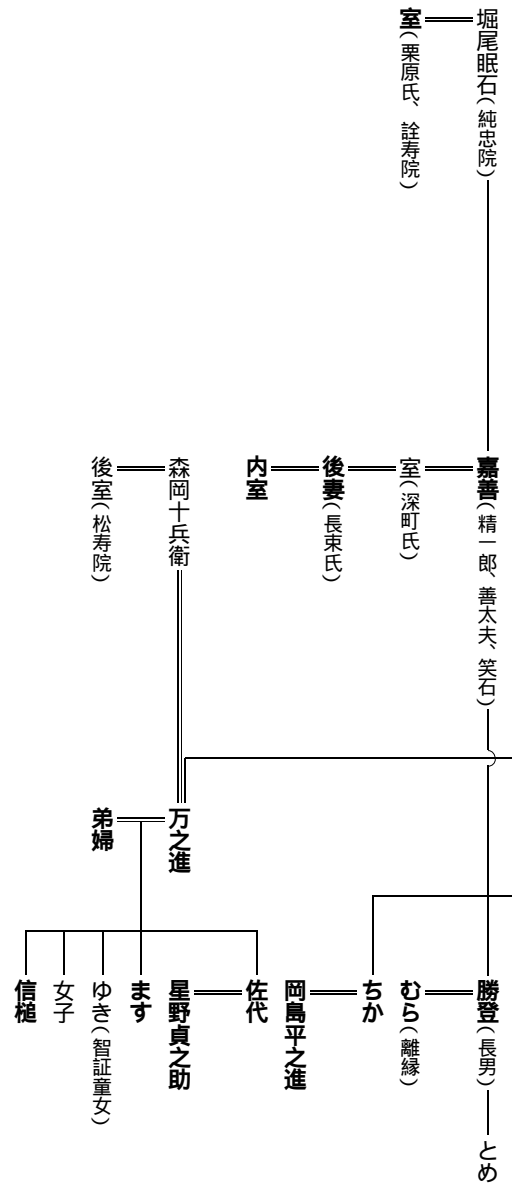
89・二 類車 あじ。  
ともあり、年頭挨拶を請けないことにした。  
89・三四 御豆離子 離しながら炒豆を撒く節分の行事。  
90・三 田楽 四角い豆腐を串刺しにし、味噌だれをつけて火に炙り焼いた豆腐料理。

関係系図 15

村上家乗関係系図 コシツクは慶応二年正月時の生存者







## 村上彦右衛門略譜 13

3月19日		太政官第426号御達(家禄奉還の者へ資金下され方規則)調査係を命じられる。
3月29日		出納課兼庶務課勤務を命じられる。
4月16日		佐伯郡廿日市村小学校生徒学業検査のため出張する。
6月22日		学資として金10円を寄附したことにより木盃を賜る。
11月12日		出納課を免じられ、庶務課勤務を命じられる。
12月8日		国史編修主任を命じられる。
12月27日		東京出張を命じられる。
明治8年(1875)5月12日	62	庶務課中国史編集係専務を命じられる。
6月9日		依願免官を命じられる。
6月24日		隠居、敬次郎家名相続願いが許可される。
明治9年(1876)5月9日	63	敬次郎婚儀のため上京する(8月5日帰広)。
明治10年(1877)5月10日	64	共済社副頭取(月謝金8円交付)に就任する。
明治11年(1878)6月11日	65	共済社頭取(月謝金10円交付)に就任する。
明治12年(1879)4月26日	66	上京する(8月17日帰広)。
明治13年(1880)1月24日	67	コレラ流行に際し予防薬施与のため金2円寄付したことを賞される。
明治14年(1881)8月11日	68	共済社頭取の辞職表を提出する(27日辞職)。
10月2日		東京(敬次郎宅)移住のため広島を発す。

注：「村上家乗」,「広島県史料」十八・二十(国立公文書館所蔵)による。年齢は数え年。

	11月4日		主家浅野豊後道興の供で上京する(文久3年4月4日帰国)。
文久3年(1863)	9月4日	50	堀尾雅登弟敬次郎(11歳)を養子(厄介)に迎える。
慶応2年(1866)	6月16日	53	第二次長州征伐につき、佐伯郡己斐村・石内村へ出陣する。
明治元年(1868)	8月28日	55	敬次郎養子、家督相続を願い出る。
	10月19日		通称廃止、実名乗りを命じられ、裕と改名する。
明治2年(1869)	7月6日	56	甥の森岡信太郎を厄介として引取ることを願い出る。
	7月19日		版籍奉還につき足輕槍持役料とも併せ知行高300石となる。
	12月21日		広島藩家老職廃止にともない、広島藩に登庸、士族下士、禄15石を命じられる。
明治3年(1870)	3月8日	57	郡政、権大属、佐伯・山県郡引受を命じられる。
	4月21日		小姓町新建屋敷拝領を命じられる。
	5月18日		三郎次と改名する(その後邦裕と改名する)。
	8月1日		山県郡引受を命じられる。
	11月17日		権少属に任じられ、農務係を命じられる。
明治4年(1871)	8月7日	58	武一騒動農民説諭のため高田・高宮郡へ出張する。
	8月15日		山県郡農民暴動鎮撫のため出張する。
	9月18日		佐伯郡農民鎮撫のため出張する。
	9月24日		広島県権大属に任じられ、農務係を命じられる。
	10月10日		民事勸業係を命じられる。
明治5年(1872)	4月19日	59	鉄山業取約めとして租税課への出勤を命じられ、年給25石となる。
	6月8日		山県郡鉄山検査のため巡回する。
	6月18日		広島県十二等出仕を命じられる。
	7月晦日		三次・恵蘇両郡鉄山検査のため巡回する。
明治6年(1873)	3月15日	60	鉄山諸場所検査のため山県・高田・高宮・奴可・三上・三次・恵蘇7郡と石州美濃郡を巡回する。
	8月18日		上等月給下賜を命じられる。
	11月15日		三次・恵蘇・奴可・三上4郡鉄山荷物三原・尾道へ繰出し道筋検査のため出張する。
明治7年(1874)	1月5日	61	広島県少属を任じられ、庶務課勤務、上等月給下賜を命じられる。
	2月13日		祈念祭御用のため厳島へ派遣される。

## 村上彦右衛門略譜

年 月 日	歳	事 項
文化11年(1814)6月16日	1	村上清九郎(星右衛門)邦韶の長男として生れる。名は幾太郎。
文政3年(1820)9月1日	7	角人と改名する。
文政11年(1828)3月22日	15	母阿重病死, 34歳, 法名秀光院。
天保6年(1835)8月6日	22	広島藩家老東城浅野家小姓組に召し出され, 5人扶持御児小姓を命じられる。
天保7年(1836)4月15日	23	木野一馬妹と婚姻。
天保13年(1842)	29	長男正介生れる(天保15年7月26日死去, 法名秀山智英童子)
弘化元年(1844)1月27日	31	父星右衛門隠居, 角人家督を継ぐ。知行高そのまま100石。
2月15日		用人役, 御役料・附足輕並の通り命じられる。
弘化3年(1846)3月16日	33	父星右衛門病死, 54歳, 法名超徳院。
弘化4年(1847)3月18日	34	長女松濃生れる(嘉永2年7月11日死去, 法名芙蓉院童女)
嘉永4年(1851)5月24日	37	彦右衛門と改名する。
7月14日		二男幾三郎生れる(安政2年8月10日死去, 法名実山賢秀童子)
安政元年(1854)8月21日	41	「出衛(東城浅野家先代浅野道博の子出衛道積)御用向引受」を命じられる。
安政2年(1855)5月25日	42	三男他三郎生れる(5月29日死去, 法名義純童子)
安政4年(1857)3月10日	44	30石加増され, 禄130石となる。
閏5月26日		四男長槌生れる(安政6年3月2日千代雄槌と改名, 文久3年4月3日死去。法名実応源心童子)
安政6年(1859)9月15日	46	「家政筋之義厚申談相勤可申候」「御米銀引受」を命じられる。
9月27日		「出衛様御用向引受」「素読所引受」を免じられる。
万延元年(1860)3月26日	47	浅野周防道博(東城浅野家先代)の供で上京する。
10月19日		継母(慈君)を「表向母之会釈」とすることを許される。
文久元年(1861)2月15日	48	足知20石, 家司役を命じられ, 御役料銀・鍵持料足輕3人を付けられる。渡辺雅登屋敷へ屋敷替えを命じられる。
文久2年(1862)5月2日	49	主家浅野豊後道興の命で上京する(6月19日帰国)

10

脇坂淡路守(安斐) 66

脇田忠蔵 74

和合

数之進 46

貫大夫 14

寿之進 14, 20

渡辺

一郎 86

吉太郎 6, 7, 16, 75

四郎右衛門 20, 21, 29

善助 31 岩崎潜龍, 張潜龍,  
龍徳兵衛

兵馬 34

兵次 20

雅登 4~7, 9, 10, 14, 26, 27, 33,  
37~39, 43, 46, 49~52,  
60, 69, 70, 75, 78, 80, 83

廉之助 30, 31

## 人名・寺社名索引 9

- 桃井保衛 7  
 森  
   喜久二 39, 40  
   仙太郎 3, 6, 10, 17, 20, 39, 40,  
     42, 73, 80  
 森岡  
   弟嬢(森岡万之進室) 12, 76, 80  
   さよ〔佐代, 姪〕 12, 13, 15, 17, 18,  
     20, 33, 40  
   ます 12, 16  
   万之進 2~4, 8, 12~15, 20, 21,  
     26, 27, 30, 31, 38, 50, 51,  
     57~59, 61, 65, 71, 73, 75,  
     76, 79~81, 84, 85, 87, 90  
 森島  
   佐伊記 52, 55  
   兵蔵 8, 24, 36, 73, 76  
 や  
 八木  
   鉄之丞 60  
   広之丞 16  
   喜真太 16, 18  
 矢野  
   犀右衛門 3, 6~8, 18, 75, 76, 80,  
     84  
   幹太郎 6, 7, 16, 80  
 山県半蔵 34   宍戸備後介  
 山口岩次郎 72  
 山崎  
   右内 7  
   隼太 60  
 山田  
   三太 84  
   清記 72  
   多喜登 11, 15, 16, 81, 83  
   養吉 67, 72~74, 81, 84  
 山中  
   一之進 78  
   市之進 60  
   十兵衛 16  
   碩庵 3  
 山村静登 4, 6, 8, 11, 14, 15, 22, 28,  
   65, 66, 73, 74, 77, 82  
 山本  
   円之助 60, 61  
   又九郎 74  
 ゆ  
 湯川静次郎 52  
 由良  
   辰太郎 44  
   助三郎 16  
   都賀夫 16, 60  
 よ  
 横関新三郎 44  
 吉田  
   兼次郎 3  
   五作 51, 60  
   清太郎 11  
   藤次 31  
 吉村 孟 66  
 吉本恒之丞 15, 16, 44, 54, 87, 89  
 米原岩之助 15, 16  
 ろ  
 頼 東三郎 3  
 来八(石内村組頭) 48  
 り  
 理三郎(村上彦右衛門僕) 74~76  
 龍 徳兵衛 31, 33   岩崎潜龍, 張潜  
   龍, 渡辺善助  
 龍神某(多図見) 23  
 林良 74  
 れ  
 麗照院(浅野道博室) 37  
 わ  
 若月準二 87  
 若殿様(浅野茂勲, 長勲) 21, 26, 35, 41,  
   61, 70, 71, 89

8

本照寺 15, 16, 27

## ま

蒔田相模守(広孝) 28

牧野

豊前守(誠成) 51, 52

平司 5, 7

増田

吉右衛門 7, 44

眞之助 44, 60

益田

右衛門介 32

孫槌 79

松井直馬 58

松尾角左衛門 31

松平

右近将監(武聡) 65

近江守(浅野長厚) 10, 13, 24, 28,

42 関万五郎

丹波守(光則) 51, 52, 66, 69

舎人 51

伯耆守(本庄宗秀) 39, 42, 44

宮津侯

松野八郎兵衛 10

松村順吉 11

松本元郁 34, 39

## み

三浦嘉兵衛 83

三浦宝福寺 55

三木十左衛門 3

水谷

伯母(又左衛門室)〔姑〕 20~22

八十郎 66, 72, 76

水野

大炊頭(忠幹)〔水野侯〕 44, 46, 55,

58

左金吾 6

出羽守(忠誠) 58, 63, 66

源

家茂(徳川) 1 公方様,昭徳院,

大樹

茂長(浅野長訓) 1 御名,当太  
守様,殿様

## 三宅

鶴翁 67

吉左衛門 11

正伯 44, 51, 54

内外 5, 72, 74, 75, 82

八太郎 72, 74

益登 12, 22, 60, 67, 68, 87

## 宮崎

彧太郎 30, 31, 36, 38, 40, 41

藤九郎 30, 40, 51

宮津侯(本庄宗秀)〔宮津閣老〕 39~41,

46, 47, 49 松平伯耆守

妙慶院 3, 6, 8, 12, 15, 20, 23, 28,

35, 52, 60, 65, 67, 73, 79,

86

明星院 7

妙風寺 34

三好内蔵助 51

## む

村井虎次郎 28, 55

村上敬次郎 5~7, 10, 12~16, 20, 22,

23, 26, 27, 29~31, 34, 35,

37~39, 41, 49, 50, 61, 62,

67, 69~78, 81, 84, 86, 87

室賀伊予守 22, 26

室角峰登 16

## も

毛利

淡路 24, 25

伊織 32

幾之進 71

興丸 25, 32, 64

左京 24, 25

讃岐 24, 25

大膳(敬親) 12, 24, 25, 32, 35, 40,

42

筑前 24, 25, 32

長門(元徳) 25, 32

## 人名・寺社名索引 7

- 俊蔵 5, 11, 75  
 一井  
   数之進 18  
   嘉内 3, 14, 17, 20  
   久太郎 14, 18, 30, 86  
 一橋中納言(慶喜) 62  
 日比騎馬之助 39~42  
 妣廟(村上彦右衛門実母) 20, 21  
 姫君(浅野斎肃室) 7  
 平川静一郎 7, 14, 16, 60, 61, 74~76, 81  
 平野  
   恒(郷)右衛門 32  
   室 80  
   笑太郎 75  
   伝右衛門 7, 14, 32, 33, 50, 54, 59, 70, 77, 78, 80, 81  
   藤四郎 21  
   むら 7  
 平山謙次郎 26  
 心  
 深江静衛 47, 49, 50, 53, 54, 59, 61, 62  
 深田多三郎 6  
 深町真喜太 4, 8, 69, 77, 81, 82  
 普観廟(村上家二代室) 68, 78, 79  
 福田大蔵 66  
 福原越後 32  
 福間式部 32  
 福山 某 6  
 藤井  
   勘兵衛 74  
   和七郎 6  
 藤川  
   栄槌 83  
   伯母 4, 26  
   甚吉郎 10, 11, 21, 29, 31, 60, 67, 73, 75, 76, 82, 83  
   每登 15, 80, 83  
   とめ 67  
   又二郎 83  
 藤田  
   敬次郎 3, 66  
   直助 66  
 藤野源太郎 16  
 藤之森社 3, 4, 80  
 普照廟(村上家二代) 68  
 二川主税 37, 42, 53, 55, 58  
 二葉山(社) 79  
 不動院 62  
 古川為之允 83  
 へ  
 平三郎(穢多頭) 67  
 ほ  
 宝仙寺(法専寺) 47  
 宝福寺 28  
 星野  
   幸次郎 12, 15, 16, 18, 31, 78  
   貞之助 12, 17, 18, 30, 32, 40, 41, 80  
   武平次 2  
 細川侯(細川慶順) 43  
 堀田  
   伊三郎 8, 70  
   右膳 8, 21  
   新吉(村上彦右衛門若党) 75  
   新吉(村上彦右衛門僕)  
   助六 3  
   高勝 1  
   孫六 44, 67  
 堀尾  
   嘉善(嘉繕・嘉膳) 5, 59, 72, 74, 76, 77, 89  
   勝登 2, 7, 8, 22, 33, 35, 39, 51, 60, 61, 66, 67, 69~72, 76~78, 83  
   後室(眠石室)〔老室〕 6, 9~11, 14, 15 詮寿院  
   ちか(堀尾妹, 勝登妹, 嘉繕娘) 5, 9, 22, 24, 27, 30, 77  
 本庄多喜馬 69



6

篤三郎 81, 82  
 秀太郎 60  
 政之進 31  
 坪内久米之助 6, 11

## て

寺尾生十郎 27  
 寺田他人助 36, 42  
 寺西  
 要人 36  
 志津登 46, 49, 51, 59, 66  
 伝兵衛(獵師) 47  
 天満宮 8, 80

## と

土井七郎右衛門 46  
 陶俊 74  
 当太守様 13 源茂長, 御名, 殿様  
 得井満四郎 83  
 徳山鋼太郎 29  
 徳了寺 78, 79  
 戸田  
 采女正 65  
 席次郎 51, 54, 59, 68, 69  
 殿様 36, 59, 62, 71, 79, 89  
 源茂長, 御名, 当太守様  
 富永源五郎 55, 56, 60  
 鳥越清太 69 清太(村上彦右衛門僕)

## な

内藤備後守 51, 52, 66, 69  
 永井仲之助 13, 16, 87  
 永井主水正 26, 39, 70  
 中川慎太郎 6, 18  
 永田清磨 53  
 長束  
 市郎右衛門 34  
 吉之進 14, 31, 34, 80, 81  
 清次郎 8, 35, 60, 73, 75  
 中山彦太郎 28  
 名倉

求馬 83  
 兵衛 83

## に

西川  
 寅之助 75  
 理三郎 75  
 日通寺 62  
 丹羽正蔵 8, 11, 12, 14, 15, 79

## ぬ

沼田三郎右衛門 6

## の

能称廟(村上藤兵衛) 61  
 野口  
 金兵衛 7, 47, 55, 56, 60, 61, 83, 89  
 半助 83  
 野原八右衛門 34, 82  
 野村  
 帯刀 22, 34, 36, 37, 40  
 八郎 81

## は

林 孫太夫 13, 51  
 原  
 十郎次 4  
 新五兵衛 40, 46  
 原田  
 志賀之助 67, 73, 74  
 伴  
 左一 11  
 三之丞 54  
 十郎兵衛 73, 74  
 彦左衛門 86

## ひ

檜垣他人吉 80  
 樋口静馬 11  
 久留  
 杏蔵 4, 30, 78, 82

## 人名・寺社名索引 5

- 杉岡文碩 3, 4, 8, 9, 12, 14, 26, 38, 39, 50, 57, 60, 65, 70, 72, 78, 89
- 周参見勇記 53, 57
- 住居(吉社) 21
- せ**
- 静寛院宮 78 和宮
- 誓願寺 19
- 清七(戸河内村百姓) 65
- 清蔵(小回り) 70, 71
- 清太(村上彦右衛門僕) 4, 5, 7, 10, 11, 15, 18, 19, 22, 28, 49, 65, 68, 70, 71 鳥越清太
- 関
- 蔵人(忠親) 13
- 尚之丞(関蔵人忠敬) 13 浅野内記
- 万五郎 13 松平近江守
- 仙石志摩 58
- 詮寿院 27 堀尾後室
- 善助(戸河内村百姓) 65
- そ**
- 宗 对馬守(重正) 83
- 僧順 79
- 惣太(村上彦右衛門家来) 宗太 17, 21, 22, 26, 35, 41, 60, 70, 71, 74, 75, 77, 79, 83 楠惣太
- 惣平 62
- た**
- 大教廟(村上家三代室) 29, 81
- 大樹 64 公方様, 昭徳院, 源家茂
- 大通寺 55
- 大融廟(村上家三代) 29
- 高木
- 乙松 17
- 平太郎 16, 44, 60
- 来助 3, 4, 8, 10, 13, 15, 18~20, 24, 26, 30, 31, 33, 38, 75, 77, 80, 89
- 高橋
- 太右衛門 14, 81, 89
- 桃源 10
- 田川権右衛門 45, 49, 59
- 武内保之進 16, 22, 23, 30, 60, 81, 83
- 竹腰左助 36
- 田中
- 軍太郎 35
- 実五郎 4, 24, 70, 71, 80, 83
- 田辺藤之進 14
- 谷五郎(井直し) 79
- 旦那様 21, 28, 35, 39, 41, 49, 52, 61~63, 85 紀道興, 此御方様
- ち**
- 仲昭 74
- 長
- 久米之助 44, 60
- 武左衛門 4, 7~9, 11, 12, 14, 17, 18, 20~24, 26, 27, 29, 31, 33, 36, 41, 43, 50, 57, 58, 70, 73, 77, 82~84
- 張潜龍 30, 31, 33~35, 38, 43, 75 岩崎潜龍, 龍徳兵衛, 渡辺善助
- 澄源院(浅野道博) 35~37
- 千代瀨(東城浅野家老女) 88
- つ**
- 辻
- 妹(辻清人室, 村上彦右衛門妹) 5, 76
- 吉弥 12, 13
- 清人 6, 13, 15, 17~21, 26, 28, 29, 33, 34, 50, 60, 65, 67, 69, 70, 75, 76, 78, 81
- 将曹 13, 21, 34
- たけ竹 17, 60, 65, 68, 69, 81
- 土屋

4

国泰寺 32  
 小島左源太 31  
 此御方様〔此御方,此方様〕 10, 13, 14,  
 19, 28, 35, 43, 46, 66, 74,  
 75, 79, 85 紀道興, 旦那様

小島

易人 4  
 良之進 48

小林

邦太郎 78, 85, 87  
 大右衛門 72  
 土佐守 3, 11

さ

西向寺 3, 4, 7, 10, 14, 15, 18, 20  
 ~22, 26, 30, 31, 34, 38,  
 39, 41, 61, 62, 65, 70, 74,  
 77, 79, 87

西福院 4

榊原式部大輔(政敬) 44, 65, 66

崎田恪衛 4, 30, 82

佐久間

藤吉郎 16  
 藤之丞 16

桜井

久之助 28  
 与四郎 26, 45

佐々木

次郎右衛門 6  
 猶馬 20, 60, 61, 68, 69, 74  
 平太 60

佐藤

喜代見 2, 16, 38, 60, 66~68, 86  
 源右衛門 28, 29, 73  
 益之丞 4, 5, 9, 20, 31, 41, 42, 45,  
 46, 49, 54, 60, 66~68, 70,  
 71, 84~86, 88, 89

佐波(佐波野)三郎 30

沢崎雄三郎 16, 81, 83, 84

三之御丸稻荷社 10

し

慈君(村上彦右衛門継母) 2, 8, 10~14,  
 16~18, 21, 22, 26, 29, 31,  
 33, 34, 45, 61, 65, 69~73,  
 81, 86, 88

慈光廟(村上家初代室) 74

穴戸

備前 24, 25, 32, 34  
 備後介 23, 25, 32~34, 36, 49

山県半蔵

実山〔実応〕(村上彦右衛門亡子) 23

芝山 13, 37, 59, 66

島本広右衛門 3

下瀬

橘象 17

徳之助 3, 18, 20, 73

謝時中 74

純忠院(堀尾眠石) 37, 39

正覚寺 68

少将様(浅野斉肃) 71

常称廟(村上勇蔵〔常廟〕) 31, 34

正清院 63

昭徳院 公方様, 大樹, 源家茂

照(昭)徳院 78

浄土寺 49, 69

常(浄)念寺 8

庄兵衛(賊) 19

常林寺 83

白井庄八 69

白神社 3, 70, 73, 86

次郎吉 55, 56

新吉(村上彦右衛門僕) 39

新吉(村上彦右衛門僕) 56, 68, 70, 75

堀田新吉

心鏡院(木野左守室) 72, 79

新次郎(石内村百姓) 56

神保弥一郎 36

信楽(村上勇蔵室) 31

す

瑞光(祥)院 11 木野一馬

須賀井幾之進 87

## 人名・寺社名索引 3

- 桂  
 辰馬 16, 20  
 為太郎 16  
 金子省三郎 8, 17, 41  
 亀井侯(茲監) 65  
 河瀬  
 極人 6, 10, 18, 30, 61, 70, 77  
 ~79, 82  
 喜和馬 66  
 菅  
 平磨 13, 15, 17  
 諸人 63  
 勘右衛門(石内村組頭) 46, 49, 50, 59  
 勘三郎(石内村組頭) 50  
 神田幸(孝)平 86  
 神田社 13, 67, 75  
 勘兵衛(馬医) 17
- き  
 紀伊中納言(茂承)紀伊殿, 紀公, 紀州公,  
 紀州御給督] 39~41, 44,  
 46, 64~66, 69  
 喜右衛門(豊屋) 82  
 喜三郎(川西村庄屋) 18, 19  
 北川猪太郎 57  
 吉川監物 23~25, 32, 33, 39, 40  
 紀道興(浅野) 1 此御方様, 旦那様  
 木野  
 一馬 9~12, 15 瑞祥院  
 喜代 68, 78  
 謙造 11, 12, 22~24, 27, 28,  
 38, 60, 70, 72, 76  
 後室(一馬室) 68, 78  
 しつ 78  
 まつ 68, 78  
 木原  
 慎一郎 2, 3, 11, 27, 61, 62, 74,  
 87, 89  
 清次郎 49, 51  
 木本 進 36  
 久照院(浅野右近忠英母) 71  
 御名 24, 37, 42, 44, 64 源
- 茂長, 当太守様, 殿様
- く  
 楠 惣太 6 惣太(村上彦右衛門  
 家来)宗太]  
 国司信濃 32  
 久野  
 国太郎 31  
 源内 11  
 幸之助 44, 60  
 大平 13  
 秀太郎 4, 10, 18, 29, 30, 69, 70,  
 73, 77~79, 82  
 淑人 4  
 公方様 62 昭徳院, 大樹, 源  
 家茂  
 久保田平司 42  
 熊谷右内 29, 30  
 栗田新太郎 88  
 栗原直之進 74  
 桑原  
 吉郎二 15, 18, 23, 74, 75, 78, 86,  
 87  
 内蔵二 81  
 春太 89  
 藤之丞 23
- け  
 源左衛門(阿戸村) 3  
 源助(賊) 19  
 建仁院(浅野道積) 63, 82
- こ  
 光観院(辻並次) 19  
 高謙院(浅野高平室) 26~30, 37, 66, 82  
 孝助(石内村百姓) 39  
 光禅寺 55  
 興徳寺 3, 11, 12, 15, 22, 65, 73,  
 79  
 河野団左衛門 67  
 考廟(村上彦右衛門父星右衛門) 20  
 光明院(明星院代) 7

2

今井小左衛門 81, 89

今田鞆負 32

今中大衛 53

入江徳平 14

岩崎

瀬平 63, 71

潜龍 65 張潜龍, 龍徳兵衛,  
渡辺善助

常介 31

よし 5, 18, 23, 57, 63, 75, 76

良之進 2~4, 6, 11, 14, 28, 33,  
50, 60, 63, 70, 75~77, 81

因伝寺 38

う

植木完兵衛 87

上田

辰之進 6

典膳 77, 79

主水〔上田公〕 4~7, 10, 35, 38,  
41~43, 47, 52, 53, 55,  
56, 59, 77, 79, 82, 86

良 79

植田

乙次郎 13, 49, 73, 74, 78, 85

賛三郎 64

上野吉次郎 43, 60

宇佐美栄之進 60

梅沢孫太郎 77

え

栄松院(伊東祐民室) 71

越前侯(松平春岳) 72

恵美養軒 81, 82

遠藤佐兵衛 13, 84, 85

お

御宇衛様(浅野道興室) 2, 4, 6, 17, 38,  
40, 54, 57, 59, 73, 78, 79

大柿藤太 3

大久保宇都 55

大崎喜和馬 22, 60, 87

大島

五兵衛 2, 5, 7, 8, 10, 13, 14, 18,  
36, 38, 48, 57, 59, 63, 66,  
67, 73, 74, 76, 81, 82

八太郎 82

松太郎 16, 39, 60, 67, 68, 78, 80

岡崎 20, 37, 39

小笠原老岐守(長行)小笠原闇老, 小笠原  
侯) 9~12, 24, 30, 31, 32,  
35, 37, 40岡島平之進 7~11, 14, 18~21, 26~28,  
33, 43, 60, 75, 77, 80, 81,  
83

岡田八十太郎 72

岡本主馬 3, 84

沖田屋次郎吉(石内村宿) 54

奥田政次郎 8, 22, 80

小倉恒助 16

統仁(孝明天皇) 1

小田村素太郎 34, 36, 49

尾長天満宮 38

小野秀平 77

小幡宗七郎 23, 59

か

戒善寺 20, 21

海蔵寺 5, 29, 30, 36, 37, 73, 79,  
82, 87

香川多仲 21

鶴齡院(京極高美室) 86

梶川清之助 49

加州侯(前田慶寧) 73

家小(村上彦右衛門室) 7~12, 14, 15,  
18, 22, 29, 31, 34, 35, 69,  
71~73, 89

和宮 78 静寛院宮

片岡

大記 55, 58

弘 30~32, 35, 36, 52, 54, 81

勝 安房守(海舟) 66, 67

勝田六三郎 36

勝矢幸之助 18

## 人名・寺社名索引

## 凡 例

算用数字はページ数を示す。

配列は五十音順とした。なお、読み方については、通例と思われる呼び方にしたがった。読み方が分からない人名については、原則として音読で配列した。

原則として原文のまま収録し、名前しか分からない人名や、院号、諸侯名、誤字もそのまま収録した。その場合、正しい名前、俗名、著者との関係、所属村名、職名などを( )で補うようつとめた。

同一人物で2つ以上の呼称がある場合、[ ]で示したり、で参照できるようにした。

女性名の「於」「お」字は省略した。

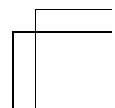
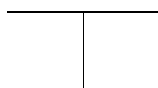
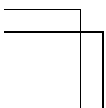
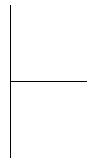
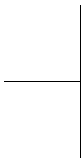
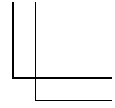
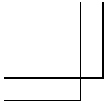
採録に当たっては、検索項目が分かりやすいように体裁を変えた場合がある。

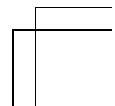
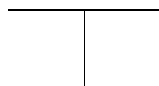
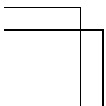
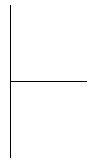
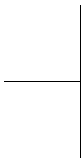
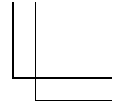
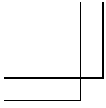
## あ

相庭 静 67  
 青野保太郎 3, 9, 84  
 赤川又太郎 32~34  
 明石侯(松平慶憲) 56  
 浅野  
   右京 13  
   右近(忠英) 4~6, 8, 10, 13, 35,  
     40, 43, 63, 69, 82  
   外記(木村) 46  
   左大夫 22  
   助九郎 3  
   内記 13, 86 関尚之丞  
   孫大夫 89 林孫太夫  
   守之進 10, 13, 19, 21, 23, 31, 85  
     ~88  
 阿部侯(正方) 65  
 安藤飛驒守(直裕) 65

## い

井伊  
   掃部頭(直憲)(井伊侯) 44, 65, 66  
   兵部少輔(直安) 65, 66  
 飯田助之進 54  
 幾八(村上彦右衛門僕) 39, 53, 56  
 石井  
   寿兵衛 15, 16, 77, 78, 88  
   修理 53, 54, 57  
   寿之丞 60, 61, 63, 77  
 石田直太郎 44, 60  
 伊勢新右衛門 79  
 市川  
   斎(斎宮) 72, 87  
   文昌 72  
 巖島明神(巖島社) 46, 73  
 伊藤徳之助 75  
 稲葉美濃守(正邦) 62  
 井上猪三郎 51







むらかみ かじょう けいおう に ねん  
村上家乗 慶応二年

広島県立文書館資料集 3

平成 16 年(2004)3 月 31 日 発行

編集・発行 広島県立文書館

〒730-0052  
広島市中区千田町三丁目 7-47  
TEL (082) 245-8444

印刷 鯉城印刷株式会社

〒730-0805  
広島市中区十日市町二丁目 8-2  
TEL (082) 232-8247

